

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令（第九号の四に掲げる用語にあつては、次条第二号口を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券（以下「新投資口予約権証券」という。）及び投資法人債券（以下「投資法人債券」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>二の三～九の二 (略)</p> <p>九の三 特定信託財産 資産信託流動化受益証券に係る信託の受託者が当該資産信託流動化受益証券に係る金銭の分配のために管理、運用又は処分する財産をいう。</p> <p>九の四 信託財産 信託受益証券、信託社債券、信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券に係る信託財産をいう。</p> <p>九の五・十 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 内国投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券及び同号に掲げる投資法人債券（以下「投資法人債券」という。）をいう。以下同じ。）</p> <p>二の三～九の二 (略)</p> <p>九の三 特定信託財産 資産信託流動化受益証券に係る信託契約の受託者が当該資産信託流動化受益証券に係る金銭の分配のために管理、運用又は処分する財産をいう。</p> <p>九の四 信託財産 信託受益証券、信託社債券、信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券に係る信託に信託された財産をいう。</p> <p>九の五・十 (略)</p>

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、第四条の四において同じ。）、及び法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。

十三・十四（略）

十五 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十六 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十七 有価証券届出書 法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。

十七の二 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社届出書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十一 有価証券の募集 法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。

十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）、及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。

十三・十四（略）

十五 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書をいう。

十六 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書をいう。

十七 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。

十七の二 外国会社届出書 法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届出書をいう。

十七の三 募集事項等記載書面 法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する募集事項等記載書面をいう。

十八（略）

十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る特定有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十九の二、十九の四（略）

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の八において同じ。）において準用する法第四条第六項の規定による通知書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十九の六 発行登録書 法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十九の七 訂正発行登録書 法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の三において同じ。）に規定する訂正発行登録書であつて特定有価証券に係るものをいう。

十九の八 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の六において同じ。）に規定する発行登録追補書類であつて特定有価証券に係

（新設）

十八（略）

十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十九の二、十九の四（略）

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の八において同じ。）において準用する法第四条第六項の規定による通知書をいう。

十九の六 発行登録書 法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書をいう。

十九の七 訂正発行登録書 法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する訂正発行登録書をいう。

十九の八 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の六において同じ。）に規定する発行登録追補書類をいう。

るものをいう。

二十 有価証券報告書 法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する有価証券報告書をいう。

二十の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十一（略）

二十一の二 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条において同じ。）に規定する臨時報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十二の二 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する外国会社臨時報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十二の三 自己株券買付状況報告書 法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書であつて特定有価証券に係るものをいう。

二十 有価証券報告書 法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。

二十の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書をいう。

二十一（略）

二十一の二 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社半期報告書をいう。

二十二 臨時報告書 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条において同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十二の二 外国会社臨時報告書 法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。

（新設）

二十三(二十九) (略)

(有価証券信託受益証券)

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券(特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。)(第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げる全ての要件を満たすものを除く。)であること。

イ 受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該受託有価証券に係る定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書若しくはこれらに準ずる書類又は当該発行者の決定により当該受託有価証券に係る受託者が当該受託有価証券の所有者として当該発行者の発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券(ロにおいて「割当有価証券」といふ。)であること。

ロ 当該受託有価証券に係る信託の受益者による当該信託の受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づ

二十三(二十九) (略)

(有価証券信託受益証券)

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券(特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。)(第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。)であること。

イ 受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該発行者の定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類又は当該発行者の決定により受託者が受託有価証券の所有者として当該発行者が発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券(ロにおいて「割当有価証券」といふ。)であること。

ロ 受益者による受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財

き、当該受益者のために当該受託者が信託財産（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第三項に規定する信託財産をいう。）として所有する有価証券であること。

三〇五（略）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の特定有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る特定有価証券が新投資口予約権証券、外国投資証券（新投資口予約権証券に類するものに限る。以下「外国新投資口予約権証券」という。）、法第一条第一項第八号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券（以下「新優先出資引受権証券」という。）又は外国資産流動化証券（新優先出資引受権証券又は同項第九号に掲げる新株予約権証券の性質を有するものに限る。）（以下「新投資口予約権証券等」と総称する。）である場合で、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である

産として所有する有価証券であること。

三〇五（略）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

（新設）

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行わ

場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条及び第十一条の三四項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の有価証券（この条において、特定内国資産流動化証券（令第三十三条の五第二号に規定する転換特定社債券又は令第一条の四第二号二に規定する新優先出資引受権付特定社債券に限る。）、特定外国資産流動化証券（当該特定内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）、内国資産流動化証券（法第二条第一項第五号に掲げる社債券であつて新株予約権を付与されているものに限る。）又は外国資産流動化証券（当該内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）（第十一条第一号の五において「新優先出資引受権付特定社債券等」と総称する。）は、第一条第十号の規定にかかわらず、それぞれ、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売価

れた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の特有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二 募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限り。）に係る特定有価証券の発行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二の二 売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限り。）に係る特定有価証券の売出価額の総額に、当該特定有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号及び第十九条の二第一項において同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

三（略）

四 発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である特定有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

五・六（略）

二 募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限り。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二の二 売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限り。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

三（略）

四 発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である特定有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

五・六（略）

(適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)

第三条 その有価証券発行勧誘等(法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。)が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。))に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。)に該当する特定有価証券(第四条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。)を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの(同条において「発行者の代理人」という。)を定めなければならない。

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の
手続等)

第四条の三 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

(適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人)

第三条 その有価証券発行勧誘等(法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。)が適格機関投資家向け勧誘(法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。)に該当する特定有価証券(次条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。)を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの(同条において「発行者の代理人」という。)を定めなければならない。

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の
手続等)

第四条の三 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

2・3 (略)

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

三 外国特定有価証券の募集又は売出しの場合には、当該募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

2・3 (略)

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

三 外国特定有価証券の募集又は売出しの場合には、当該募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文並びに外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

3 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券であつて特定有価証券であるものをいう。以下この号及び第十四条第二号二において同じ。)(又は当該新株予約権証券に係る新株予約権(同項第三号に規定する新株予約権をいう。第十四条第二号二において同じ。))を行使することにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等(同項第三号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。)

4 特定有価証券に係る法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円(当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、千万円から当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十八条の八第五項において同じ。)とする。

(変更通知書)

第六条 前条第一項の規定による有価証券通知書の提出日以後当該

及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 三 (略)

(新設)

4 特定有価証券に係る法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(変更通知書)

第六条 前条第一項の規定による有価証券通知書提出日以後当該募

募集又は売出しに係る特定有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があった場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。次号において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 当該特定有価証券又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券の募集又は売出しについて既に行われた法第二十三条の第三一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登

集又は売出しに係る特定有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があった場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。))について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

(新設)

録に係る有価証券のいずれかの募集又は売出しについて発行登録追補書類が既に提出されている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

三 当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十一号の三第四項第一号イにおいて同じ。）に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

（令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券）

第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十一条第五号に掲げる有価証券のうち、信託社債（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に定める信託社債をいう。第三号において同じ。）を表示するもの

二 法第二十一条第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産

二 当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

（令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券）

第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十一条第五号に掲げる有価証券のうち、信託社債（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に定める信託社債をいう。第三号において同じ。）に該当するもの

二 法第二十一条第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産

流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するものうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの
イ 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人(以下「特別目的法人」という。)に直接又は間接に所有者から譲渡(取得を含む。)される金銭債権その他の資産(ロにおいて「譲渡資産」という。)が存在すること。

ロ (略)

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもので信託社債の性質を有する権利を表示するもの

四 七 (略)

(代理人)

第九条 外国特定有価証券の発行者は、当該外国特定有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第五項において準用する同条第一項又は第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により有価証券届出書、外国会社届出書又は募集事項等記載書面(これらの訂正に係る書類を含む。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

2) 外国特定有価証券の発行者は、当該外国特定有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類(これらに係

流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。)の性質を有するものうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの
イ 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人(以下「特別目的法人」という。)に直接又は間接に所有者から譲渡(取得を含む。)される金銭債権その他の資産(以下「譲渡資産」という。)が存在すること。

ロ (略)

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもので信託社債の性質を有するもの

四 七 (略)

(代理人)

第九条 外国特定有価証券の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第五項において準用する同条第一項又は第六項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により有価証券届出書又は外国会社届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(第十七条第一項第三号において「代理人」という。)を定めなければならない。

(新設)

る訂正発行登録書を含む。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。))の本店又は主たる事務所の所在地(原委託者が個人である場合にあつては住所とし、原委託者が外国の者である場合にあつては前条第一項の規定により当該原委託者を代理する権限を有する者の住所とする。))を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。)が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店又は主たる事務所の所在地(受託者が外国の者である場合には、前条第一項の規定により当該受託者を代理する権限を有する者の住所)を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。))の本店の所在地(原委託者が個人である場合にあつては、住所)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。)が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。))と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長(金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を法第二十四条の第二項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれら

という。)と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権(定義府令第十四条第二項第二号八又は同条第三項第一号八に掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条において同じ。)であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券であ

の規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十三条の十第一項(同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十八条、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の八第一項、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十七条の四第一項及び第三十条を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。

一〇十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権(定義府令第十四条第二項第二号八及び同条第三項第一号八に掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条第二項において同じ。)であるときは、前項中「資産信託流動化受益証

る」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託の効力が生ずるときにおける委託者（以下この項において「当初委託者」という。）」と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（有価証券届出書等の記載の特例）

第十一条 法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書、法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の第十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項とする。

- 一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券に類するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券（以下「特定

券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託行為の効力が生ずるときにおける委託者（以下この項において「当初委託者」という。）」と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（有価証券届出書等の記載の特例）

第十一条 法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の第十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（以下「特

優先出資証券」という。）、新優先出資引受権証券及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項イ～ト（略）

チ 投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。）若しくは投資法人債（同法第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者（資産流動化法第百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）若しくは特定社債（資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この項及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。）の名称及びその住所

リ（略）

一の二 特定優先出資証券又は外国資産流動化証券（法第二条第一項第九号に掲げる株券又は特定優先出資証券の性質を有するものに限る。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項

イ～ホ（略）

一の三 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。次号において同じ。）、外国投資証券（外国新投資口予約

定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ～ト（略）

チ 投資法人債管理者若しくは投資法人債の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者若しくは特定社債の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この号及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。）の名称及びその住所

リ（略）

一の二 特定優先出資証券又は外国資産流動化証券（法第二条第一項第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ～ホ（略）

一の三 内国投資証券（投資法人債券を除く。次号において同じ。）、外国投資証券（外国投資法人債券を除く。次号において

権証券及び外国投資法人債券を除く。次号において同じ。）、資産信託流動化受益証券又は信託受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合、次に掲げる事項

イ～ホ（略）

一の四 新投資口予約権証券等につき、当該新投資口予約権証券等に表示された権利（以下この号において「新投資口予約権等」という。）の行使により取得される有価証券（以下この号において「投資証券等」という。）の発行価格又は当該新投資口予約権証券等の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合、次に掲げる事項

イ 発行価格

ロ 申込証拠金

ハ 申込取扱場所

二 引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ 引受新投資口予約権等数及び引受けの条件

ヘ 新投資口予約権等の行使に際して払い込むべき金額

ト 新投資口予約権等の行使により投資証券等を発行する場合における当該投資証券等の発行価格

チ 新投資口予約権等の行使により投資証券等を発行する場合における当該投資証券等の発行価格のうちの資本組入額

リ 新投資口予約権等の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

同じ。）、資産信託流動化受益証券又は信託受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ～ホ（略）

（新設）

(新設)

- 一の五 新優先出資引受権付特定社債券等につき、当該新優先出資引受権付特定社債券等に付与された権利(以下この号において「新優先出資引受権等」という。)(の行使により取得される特定優先出資証券等)(特定優先出資証券又は法第二十一条第九号に掲げる株券(同項第十七号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券の性質を有するものを含む。)(をいう。以下この号において「特定優先出資証券等」という。)(の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合、次に掲げる事項
- イ 発行価格
 - ロ 利率
 - ハ 申込証拠金
 - ニ 申込取扱場所
 - ホ 利息の支払場所
 - ヘ 新優先出資引受権等の行使に際して払い込むべき金額
 - ト 新優先出資引受権等の行使により特定優先出資証券等を発行する場合における当該特定優先出資証券等の発行価格
 - チ 新優先出資引受権等の行使により特定優先出資証券等を発行する場合における当該特定優先出資証券等の発行価格のうち資本組入額
 - リ 新優先出資引受権等の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
 - 又 引受人(元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。)(の氏名又は名称及びその住所

ル 引受金額及び引受けの条件

ロ 投資法人債管理者等の名称及びその住所

ワ 投資法人債管理者等の委託の条件

二 内国投資証券（投資法人債券を除く。）、外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）又は資産流動化証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合、次に掲げる事項
イ～ホ（略）

三 前各号に掲げる場合に係る特定有価証券以外の特定有価証券につき、発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを
する必要がある場合、次に掲げる事項
イ・ロ（略）

（組込方式による有価証券届出書）

第十一条の二 法第五条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十二条第一項第二号において同じ。）に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。

一 内国投資証券 第七号の三様式により作成し、関東財務局長

二 内国投資証券、外国投資証券又は資産流動化証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イ～ホ（略）

三 第一号から前号までに掲げる場合に係る特定有価証券以外の特定有価証券につき、発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを
する必要がある場合
イ・ロ（略）

（組込方式による有価証券届出書）

第十一条の二 法第五条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、特定有価証券の発行者が次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

一 内国投資証券 第七号の三様式

に提出した有価証券報告書

二 外国投資証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。）第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

二の二 外国投資証券（前号に掲げる外国投資証券以外のものに限る。）法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国会社報告書

三 特定内国資産流動化証券 第八号の二様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

四 特定外国資産流動化証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。）第八号の三様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

五 特定外国資産流動化証券（前号に掲げる特定外国資産流動化証券以外のものに限る。）法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国会社報告書

六 特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。次項において同じ。）当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

七 特定預託証券（第一号から第五号までに掲げる特定有価証券

二 外国投資証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。）第八号様式

二の二 外国投資証券（前号に掲げる外国投資証券以外のものに限る。）外国会社報告書

三 特定内国資産流動化証券 第八号の二様式

四 特定外国資産流動化証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。）第八号の三様式

五 特定外国資産流動化証券（前号に掲げる特定外国資産流動化証券以外のものに限る。）外国会社報告書

（新設）

（新設）

に係る権利を表示するものに限る。次項において同じ。）当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第五号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一～四（略）

五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる全ての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一～四（略）

（新設）

（新設）

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる全ての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同

条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一～四（略）

五 特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。第四項において同じ。）当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。第四項において同じ。）当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2・3（略）

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 内国投資証券又は外国投資証券 有価証券届出書を提出しよ
うとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。
イ)において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号

条第四項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

一～四（略）

（新設）

（新設）

2・3（略）

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 内国投資証券又は外国投資証券 有価証券届出書を提出しよ
うとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。
以下この号において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（同条第八

八に規定する店頭売買有価証券をいう。)として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券(特定店頭売買特定有価証券を除く。イ)において「店頭登録投資証券」という。)を発行しており、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ 上場日等(当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券である場合にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録投資証券である場合にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日)をいう。以下この号において同じ。)が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日(以下この号において「算定基準日」という。)以前三年間の金融商品市場(法第二十四条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下イにおいて同じ。)における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額(以下この号において「売買金額」という。)(の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額(当該算定基準日、その日の属する年(以下イ及びロにおいて「算定基準年」という。)(の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年

項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。)として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券(特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この号において「店頭登録投資証券」という。)を発行しており、かつ、次のいずれかに該当すること。

イ 上場日等(当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券である場合にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号(法第二十七条において準用する場合を含む。))に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録投資証券である場合にあつては法第二十四条第五項において準用する同条第一項第二号(法第二十七条において準用する場合を含む。))に掲げる有価証券に該当することとなつた日)をいう。以下この号において同じ。)が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日(以下この号において「算定基準日」という。)(以前三年間の金融商品市場(法第二十四条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下イにおいて同じ。))における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額(以下この号において「売買金額」という。)(の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額(当該算定基準日、その日の属する

の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ロ（ホ）（略）

二（略）

三 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前二号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める基準

四 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号又は第二号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める基準

（外国会社届出書の提出要件）

2 第十一条の四 特定有価証券等に係る法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社（同項に規定する届出書提出外国会社又は届出書提出外国者をいう。以下同じ。）が有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 特定有価証券等に係る法第五条第六項第二号（法第二十七条に

年（以下イ及びロにおいて「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。二において同じ。）が百億円以上であること。

ロ（ホ）（略）

二（略）

（新設）

（新設）

（外国会社届出書の提出要件）

2 第十一条の四 法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社（同項に規定する届出書提出外国会社をいう。以下同じ。）が有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 法第五条第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に

において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(外国会社届出書の提出等)

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の三第二項において同じ。)に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

一・七 (略)

八 特定有価証券信託受益証券(第一号から第六号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。)(当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

九 特定預託証券(第一号から第六号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するものに限る。)(当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第六号までに

掲げる者とする。

一・二 (略)

(外国会社届出書の提出等)

第十一条の五 法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

一・七 (略)

八 特定有価証券信託受益証券(第一号から第六号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。)(当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

九 特定預託証券(第一号から第六号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するものに限る。)(当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第六号までに

掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 特定有価証券に係る法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～七 (略)

3 特定有価証券に係る法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項であつて、当該書類に記載されていない事項(次項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)とする。

4 特定有価証券に係る法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(募集事項等記載書面)

第十一条の六 法第五条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる特定有価証券とする。

掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～七 (略)

3 法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項であつて、当該書類に記載されていない事項(次項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)とする。

4 法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

-
- 一 内国投資信託受益証券
 - 二 外国投資信託受益証券
 - 三 内国信託受益証券
 - 四 外国信託受益証券
 - 五 内国信託受益権
 - 六 外国信託受益権
 - 七 特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を
受託有価証券とするものに限る。第三項において同じ。）
 - 八 特定預託証券（第一号から第六号までに掲げる特定有価証券
に係る権利を表示するものに限る。第三項において同じ。）
- 2| 法第五条第十項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間と
する。
- 3| 法第五条第十項の規定により募集事項等記載書面を提出しよう
とする特定有価証券届出書提出会社（同項に規定する特定有価証
券届出書提出会社又は特定有価証券届出書提出者をいう。）は、
次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める
様式により募集事項等記載書面三通を作成し、関東財務局長に提
出しなければならない。
- 一 内国投資信託受益証券 第六号の七様式
 - 二 外国投資信託受益証券 第六号の八様式
 - 三 内国信託受益証券及び内国信託受益権 第六号の九様式
 - 四 外国信託受益証券及び外国信託受益権 第六号の十様式
 - 五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券
-

に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 法第五条第十三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。))として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書(第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。)

イ 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類(法第五条第十一項(法第二十七条において準用する場合を含む。第二十二條の二及び第二十七條第一項第一号イにおいて同じ。))の規定により募集事項等記載書

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

一 内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書(第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。)

イ 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

面が有価証券報告書と併せて提出される場合を除く。）

ロ・八（略）

二 当該内国特定有価証券が特定有価証券信託受益証券（内国法人が発行者であるものに限る。）である場合には、当該特定有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の契約書の写し

ホ 当該内国特定有価証券が特定預託証券（内国法人が発行者であるものに限る。）である場合には、当該特定預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し

二 第四号の三の二様式又は第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類（法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により有価証券届出書に同じ込まれる書類をいう。第六号イにおいて同じ。）に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロからホまでに掲げる書類

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類（法第五条第五項において準用する同条第四項に規定する参照書類を

ロ・八（略）

二 当該内国特定有価証券が特定有価証券信託受益証券（内国法人が発行者であるものに限る。）である場合には、当該特定有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し

ホ 当該内国特定有価証券が特定預託証券（内国法人が発行者であるものに限る。）である場合には、当該特定預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の写し

二 第四号の三の二様式又は第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 前号イに定める書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 前号ロからホまでに定める書類

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 第一号イに定める書類（第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

いう。以下同じ。)に含まれていない場合に限る。)

口 第一号口からホまでに掲げる書類

ハ (略)

二 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) (2) (略)

ホ (略)

四 第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書 前号

イからニまでに掲げる書類

五 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書(第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。)又は外国会社届出書 次に掲げる書類

イ (略)

口 有価証券届出書に記載された当該外国特定有価証券の発行者の代表者が当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に
関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき

口 第一号口からホまでに定める書類

ハ (略)

二 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) (2) (略)

ホ (略)

四 第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書 前号

イからニまでに定める書類

五 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書(第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。)又は外国会社届出書 次に掲げる書類

イ (略)

口 有価証券届出書に記載された代表者が当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に
関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国特定有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該

当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

二・ホ (略)

六 第四号の四の二様式及び第五号の三の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 第一号ロからホまでに掲げる書類

ハ 前号ロからホまでに掲げる書類

七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 前号ロ及びハに掲げる書類

ハ 第三号ハ及び二に掲げる書類

二 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二十五項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。)の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

八 第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書 前号イから八までに掲げる書類

2 (略)

発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

二・ホ (略)

六 第四号の四の二様式及び第五号の三の二様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 第一号イに定める書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の組込書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 第一号ロからホまでに定める書類

ハ 前号ロからホまでに定める書類

七 第五号様式により作成された有価証券届出書 次に掲げる書類

イ 第一号イに定める書類(第二十七条第一項ただし書の規定により、当該書類が当該有価証券届出書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 前号ロ及びハに定める書類

ハ 第三号ハ及び二に定める書類

二 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二十三項に規定する外国投資法人をいう。)の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

八 第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書 前号イから八までに掲げる書類

2 (略)

3 第一項第一号八の「特定関係法人」とは、投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。）又は当該資産運用会社の利害関係人等（同法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第五十五条の八各項に定める基準に該当するものに限る。）を行い、若しくは行った法人をいう。

（有価証券届出書の自発的訂正）

第十三条 提出した有価証券届出書及びその添付書類につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 第十一条各号に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかったものにつき、その内容が決定したこと。

（外国会社訂正届出書の提出要件）

3 第一項第一号八の「特定関係法人」とは、投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この項において同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。）又は当該資産運用会社の利害関係人等（同法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第五十五条の八各項に定める基準に該当するものに限る。）を行い、若しくは行った法人をいう。

（有価証券届出書の自発的訂正）

第十三条 有価証券届出書につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 法第五条第五項において準用する同条第一項に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかったものにつきその内容が決定したこと。

（外国会社訂正届出書の提出要件）

第十三条の二 特定有価証券に係る法第七条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国において開示をいう。第二十七条の八及び第二十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正届出書の提出等）

第十三条の三（略）

2 特定有価証券に係る法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとす。

一～三（略）

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

第十三条の二 法第七条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国において開示をいう。第二十七条の八及び第二十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正届出書の提出等）

第十三条の三（略）

2 法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとす。

一～三（略）

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ〜ハ (略)

二 法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき新株予約権証券を取得し、又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより有価証券を取得した金融商品取引業者等(同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。)が行う当該新株予約権証券又は当該有価証券に係る有価証券の売出し

(目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項)

第十四条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項第

二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該新投資口予約権証券に関して法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行った日

二 前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続(法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)(の提出により当該手続を行った場合を含む。))を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続に

一 (略)

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ〜ハ (略)

(新設)

(新設)

よりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるもの

三 当該新投資口予約権証券の発行に関する問合せを受けるための発行者の連絡先

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一～十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める事項

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める事項

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一～十四 (略)

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる事項

(発行価格等の公表の方法)

第十七条 特定有価証券に係る法第十五条第五項及び第二十三条の第十二第七項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 (略)

二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその特定有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法

三 発行者(発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあつては、当該発行者又は第九条の規定により当該発行者を代理する権限を有する者)及びその特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法(当該特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。)

2

(略)

(発行価格等の公表の方法)

第十七条 法第十五条第五項及び第二十三条の第十二第七項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 (略)

二 日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法

三 発行者(発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあつては、当該発行者又はその代理人)及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法(その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。)

2

(略)

(新株予約権証券に準ずる有価証券等)

第十七条の二 法第二十一条第四項第三号(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる特定有価証券とする。

一 新株予約権付社債券

二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

三 新投資口予約権証券

四 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

2 法第二十一条第四項第二号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一 外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

二 新投資口予約権

三 外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 法第二十三条の三第一項の規定により特定有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(新設)

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～四（略）

五 特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。） 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。） 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 法第二十三条の八第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける特定有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資法人債券であつて投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債を表示するもの（以下「短期投資法人債券」という。） 第十五号の様式

二 外国投資法人債券であつて第十八条の七の二に規定する短期外債（外国投資証券に表示されるべき権利であつて社債等振替法第百十六条に規定する振替投資法人債に類するものに限る。）に係るもの 第十六号の様式

一～四（略）

（新設）

（新設）

2 法第二十三条の八第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債 第十五号の様式

二 第十八条の七の二に規定する短期外債（資産流動化法に規定する特定社債のうち、同条各号に掲げる要件のすべてに該当するものを除く。） 第十六号の様式

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

二 (略)

二 (略)

イ 前号イから八までに掲げる書類

ロ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

ハ・ホ (略)

三 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次の(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1)・(2) (略)

二 (略)

二 (略)

イ 前号イから二までに掲げる書類

(新設)

ロ・ニ (略)

三 (略)

<p>四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第二号ロからホまでに掲げる書類</p> <p>2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に定める書類</p> <p>ロ (略)</p> <p>3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。</p> <p>(訂正発行登録書の提出事由等)</p> <p>第十八条の三 (略)</p> <p>2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者(同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局</p>	<p>四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第二号ロからニまでに掲げる書類</p> <p>2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 第十六号の二様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に掲げる書類</p> <p>ロ (略)</p> <p>3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。</p> <p>(訂正発行登録書の提出事由等)</p> <p>第十八条の三 (略)</p> <p>2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者(同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局</p>
---	---

長に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 特定有価証券信託受益証券(前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。)(当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券(第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。)(当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式)

3 特定有価証券に係る法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

(発行登録に係る発行予定期間)

第十八条の四 特定有価証券に係る法第二十三条の六第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める期間は、発行登録をしようとする者の選択により、一年間又は二年間とする。

(発行登録取下届出書の記載内容)

第十八条の五 法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により特定有価証券の発行登録を取

長に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

3 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

(発行登録に係る発行予定期間)

第十八条の四 法第二十三条の六第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める期間は、発行登録をしようとする者の選択により、一年間又は二年間とする。

(発行登録取下届出書の記載内容)

第十八条の五 法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定により発行登録を取り下げようとする

り下げようとする発行登録者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～四（略）

五 特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。） 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六 特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。） 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し）

第十八条の七 特定有価証券に係る法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条各号に掲げるもの以外の特定有価証券の募集又は売出しとする。

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十八条の七の二 特定有価証券に係る令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除

る発行登録者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一～四（略）

（新設）

（新設）

（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し）

第十八条の七 法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振

く。)に規定する振替外債(同条に規定する振替社債、社債等振替法第一百七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定する振替社債、社債等振替法第六十六条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)に規定する振替特定社債又は社債等振替法第六十六条に規定する振替投資法人債の性質を有するものに限る。)をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(以下「短期外債」という。)とする。

一〜四 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する発行登録通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 特定有価証券信託受益証券(前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。次項において同じ。) 当該

特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

替外債(社債等振替法第十八条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第十五条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第二十一条において「短期外債」という。)とする。

一〜四 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する発行登録通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

<p>六 特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。次項において同じ。）当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式</p> <p>2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 特定有価証券信託受益証券の発行者 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類</p> <p>六 特定預託証券の発行者 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類</p> <p>3 前項第二号イ及びロに掲げる書類並びに第四号から第六号までに定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 特定有価証券に係る法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 前項第二号イ及びロ並びに第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。</p>
---	--

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 特定有価証券に係る法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) (2)

ハ (略)

二 (略)

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ 外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第二十一号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次の(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) (2)

ハ (略)

二 (略)

イ 前号イからハまでに掲げる書類

(新設)

ハ、ホ (略)

三 (略)

四 第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロからホまでに掲げる書類

2 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 特定有価証券に係る法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第二項本文(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イ、二 (略)

ホ 当該発行登録目論見書に係る発行登録書の提出者が法第五条第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨

ロ、二 (略)

三 (略)

四 第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 第二号ロからニまでに掲げる書類

2 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イ、二 (略)

ホ 当該発行登録目論見書に係る発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次の(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は

時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1) (2) (略)

ト 投資法人又は外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面に記載された事項

二 (略)

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1) (2) (略)

ロ (略)

2 前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ホからトまで、同項第二号ハ(同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。)(並びに同項第三号イ及び同号ロ(同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。)(に関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙その他の

訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1) (2) (略)

ト 投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面に記載された事項

二 (略)

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次の(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

(1) (2) (略)

ロ (略)

2 前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ホからトまで、同項第二号ハ(同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。)(同項第三号イ及び同号ロ(同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。)(に関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙その他の見やす

見やすい箇所に記載しなければならない。

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一〜四 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る特定有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額(当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は譲渡価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項及び第二十条第二項において同じ。)に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘(他の者が行ったものを除く。)に係る当該特定有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

い箇所に記載しなければならない。

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一〜四 (略)

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘(他の者が行ったものを除く。)に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一～三 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

3 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

(少数人向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第二十一条 特定有価証券に係る令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一～三 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六 (略)

3 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六 (略)

(少数人向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第二十一条 令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。)又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特

号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十四（略）

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定による有価証券報告書を提出する場合について準用する。

3（略）

（有価証券報告書の提出が免除される者）

第二十二條の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条、第二十四条第一項及び第二十六条において同じ。）及び第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証

定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十四（略）

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する有価証券報告書を提出する場合について準用する。

3（略）

（有価証券報告書の提出が免除される者）

第二十二條の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる

券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める者とする。ただし、法第五條第十一項の規定により募集事項等記載書面が有価証券報告書と併せて提出される場合はこの限りでない。

一 (略)

二 信託受益証券又は信託受益権 信託の効力が生ずるときにおける委託者

(特定期間)

第二十三條 法第二十四條第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九條において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 (略)

二 前号に掲げる特定有価証券以外の特定有価証券 当該特定有価証券に係る信託の計算期間（当該特定有価証券が特定有価証券信託受益証券又は特定預託証券である場合には、当該特定有

有価証券の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 (略)

二 信託受益証券及び信託受益権 信託行為の効力が生ずるときにおける委託者

(特定期間)

第二十三條 法第二十四條第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第二号に掲げる特定有価証券について同号に定める期間が六月に満たない場合には、六月とし、当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（十二月二十九日及び十二月三十日を除く。）をいう。第二十九條において同じ。）に該当する場合には、当該末日の翌日を当該期間の末日とすることができる。

一 (略)

二 前号に掲げる有価証券以外の特定有価証券 信託の計算期間（当該有価証券が内国投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券又は特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証

価証券信託受益証券に係る受託有価証券又は当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券に係る信託の計算期間)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が同条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、関東財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

3 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該内国特定有価証券の発行者が、やむを得ない理由により有価証券報告書を当該内国特定有価証券に係る特定期間経過後三月以内(当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間(その日が特定期間開始後三月以内(直前特定期間に係る有価証券報

券を受託有価証券とするもの若しくは特定預託証券でこれらの特定有価証券に係る権利を表示するものである場合には、信託の計算期間に相当する期間)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が同条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 (略)

3 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該内国特定有価証券の発行者が、やむを得ない理由により有価証券報告書を当該内国特定有価証券に係る特定期間経過後三月以内(当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間(その日が特定期間開始後三月以内(直前特定期間内)に係る有価証券報

告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内（の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、関東財務局長は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

（外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号まで（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内（の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、財務局長等は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

（外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 五 (略)

4 6 (略)

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2 令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 四 (略)

五 当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、当該承認申請書に記載された当該特定有価証券の発行者の代表者が当該申請に関し正当な権限を有することを証する書面

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 五 (略)

4 6 (略)

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項に掲げる事項を記載した書面が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 四 (略)

五 当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、承認申請書に記載された代表者が当該申請に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面

六 当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、当該特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該申請書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

3 令第四条の二第一項において準用する令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ・ロ (略)

ハ 内国投資証券(新投資口予約権証券に限る。) 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第十八条の五第一項に規定する新投資口予約権原簿その他のその所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 内国投資証券(投資法人債券に限る。) 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

ホ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿に記載され、若しくは記録され、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、若しくは記録

六 当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、申請者が、本邦内に住所を有する者に、当該申請書の提出に関する一切の行為につき当該申請者を代理する権限を付与したことを証する書面

3 特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 内国特定有価証券 次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

イ・ロ (略)

(新設)

ハ 内国投資証券(口に掲げるものを除く。) 基準特定期間の末日において投資法人債管理者等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

二 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿に記載され、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

されている者の数

ヘ (略)

ト 内国信託受益証券 基準特定期間の末日において信託法第百八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

リ 内国信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

又・ル (略)

二 (略)

5)7 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一

ホ (略)

ヘ 内国信託受益証券 基準特定期間の末日において信託法(平成十八年法律第百八号)第百八十六条に規定する受益権原簿に記載され、又は記録されている者の数

ト 内国信託社債券 基準特定期間の末日において会社法第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

チ 内国信託受益権 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の信託財産の受託者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数

リ・又 (略)

二 (略)

5)7 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一

項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。以下同じ。）が掲げられているとき。

三（略）

（有価証券の所有者数の算定方法）

第二十六条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第四項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券ごとに、その所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数により算定するものとする。

一～三（略）

（有価証券報告書の添付書類）

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に

項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。同号において同じ。）が掲げられているとき。

三（略）

（有価証券の所有者数の算定方法）

第二十六条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第四項に規定する所有者の数の算定に関し必要な事項として内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券ごとに、その所有者の名簿に記載されている者の数とする。

一～三（略）

（有価証券報告書の添付書類）

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に

掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等については、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この項において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款、約款又は規約（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合（法第五条第十一項の規定により募集事項等記載書面が有価証券報告書と併せて提出される場合を除く。第二号イ、第七号イ及び第八号イにおいて同（う。）のものを除く。）

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの）

二 外国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款、約款又は規約（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）とする。ただし、定款等については、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款、約款又は規約（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 当該有価証券報告書の提出者について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項の貸借対照表及び損益計算書（以下この項において「計算書類等」という。）で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国の者にあつては、これらに準ずるもの）

二 外国投資信託証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款又は約款（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

- ロ 有価証券報告書に記載された当該発行者の代表者が有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- ハ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面
 - 二 (略)
 - 三〇七 (略)
- 八 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者 次に掲げる書類
 - イ・ロ (略)
- ハ 前号八に掲げる書類
- 九 (略)
- 十 外国信託社債券の発行者 次に掲げる書類
 - イ 前号に定める書類に準ずる書類
 - ロ 第二号ロ及びハに掲げる書面
- 十一 (略)
- 十二 外国抵当証券の発行者 次に掲げる書類
 - イ 前号に定める書類に準ずる書類
 - ロ (略)
- 十三 (略)
- 十四 国内有価証券投資事業権利等の発行者 定款、約款、規約若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

- ロ 有価証券報告書に記載された代表者が有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- ハ 提出者が、本邦内に住所を有する者に、有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面
 - 二 (略)
 - 三〇七 (略)
- 八 外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者 次に掲げる書類
 - イ・ロ (略)
- ハ 第七号八に掲げる書類
- 九 (略)
- 十 外国信託社債券の発行者 前号に掲げる書類に準ずる書類
 - (新設)
 - (新設)
- 十一 (略)
- 十二 外国抵当証券の発行者 次に掲げる書類
 - イ 前号に掲げる書類に準ずる書類
 - ロ (略)
- 十三 (略)
- 十四 国内有価証券投資事業権利等の発行者 定款、約款若しくは規約又は組合契約書又はこれらに準ずる書類

<p>十五 外国有価証券投資事業権利等の発行者 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に定める書類</p> <p>ロ (略)</p> <p>十六 特定有価証券信託受益証券の発行者 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十三号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類</p> <p>ロ 当該特定有価証券信託受益証券の発行に關して締結された信託契約その他主要な契約の契約書の写し</p> <p>十七 特定預託証券の発行者 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十三号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類</p> <p>ロ 当該特定預託証券の発行に關して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し</p> <p>2 前項各号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。</p> <p>(外国会社報告書の提出要件)</p> <p>第二十七条の二 特定有価証券に係る法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。以下同じ。)が有価証券報告書等(同項に規定する有価証券報告書等を</p>

<p>十五 外国有価証券投資事業権利等の発行者 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号に掲げる書類</p> <p>ロ (略)</p> <p>十六 特定有価証券信託受益証券の発行者 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十三号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類</p> <p>ロ 当該特定有価証券信託受益証券の発行に關して締結された信託契約その他主要な契約の写し</p> <p>十七 特定預託証券の発行者 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十三号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める書類</p> <p>ロ 当該特定預託証券の発行に關して締結された預託契約その他主要な契約の写し</p> <p>2 前項各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。</p> <p>(外国会社報告書の提出要件)</p> <p>第二十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。)が有価証券報告書等(同項に規定する有価証券報告書等をいう。)に代えて外国会社報告書を提出するこ</p>

いう。)に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社報告書の提出等)

第二十七条の三 (略)

2) 4 (略)

5 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

四・五 (略)

6 (略)

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十七条の四 (略)

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

とを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社報告書の提出等)

第二十七条の三 (略)

2) 4 (略)

5 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 外国会社報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

四・五 (略)

6 (略)

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十七条の四 (略)

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 当該承認申請書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に關する一切の行為につき当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四・五 (略)

4～7 (略)

(報告書代替書面の提出等)

第二十七条の四の二 法第二十四条第十四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)の規則とする。

2 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面(同項に規定する報告書代替書面をいう。以下同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書(次項において「原有価証券報告書」という。)と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

二 当該承認申請書に記載された当該報告書提出外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に關する一切の行為につき当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四・五 (略)

4～7 (略)

(報告書代替書面の提出等)

第二十七条の四の二 (新設)

法第二十四条第十四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により報告書代替書面(同項に規定する報告書代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書(以下この条において「原有価証券報告書」という。)と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

<p>3 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該報告書代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定</p>	<p>2 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該報告書代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書面</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款、約款又は規約</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面</p> <p>四・五 (略)</p>
<p>6 関東財務局長は、第三項の承認の申請があつた場合において、同項第三号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、同項第一号に掲げる特定期間以後の各特定期</p>	<p>(新設)</p>

間に係る報告書代替書面の提出について、承認をするものとする。

7 関東財務局長は、前項の承認の理由が消滅したものと認めるときは、当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。)(第一条の規定は特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)(の規定による公告を電子公告(令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。))により行う者について、電子手続府令第二条の規定は特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第二十六号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届

(新設)

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。)(第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。))により行う者について、電子手続府令第二条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならな

出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の五第一項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第三項から第五項までの規定中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の六 特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている関東財務

い」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の五第一項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第三項から第五項までの規定中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の六 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている関東財務局長に提出しなけれ

局長に提出しなければならない。

一〇四（略）

2 特定有価証券に係る令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

（公告の中断の内容の公告）

第二十七条の七 特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に付して次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二（略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十四（略）

ばならない。

一〇四（略）

2 令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

（公告の中断の内容の公告）

第二十七条の七 法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二（略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 法第二十四条の五第三項において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十四（略）

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 (略)

3 外国特定有価証券の発行者が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が当該半期報告書提出前五年以内に当該半期報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された半期報告書に添付されたものと同内容である場合には、これを除く。

- 一 半期報告書に記載された当該発行者の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- 二 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

4 (略)

(外国会社半期報告書の提出要件)

第二十八条の二 特定有価証券に係る法第二十四条の五第七項に規

十五 特定有価証券信託受益証券 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

十六 特定預託証券 当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第十二号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

2 (略)

3 外国特定有価証券の発行者が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が当該半期報告書提出前五年以内に当該半期報告書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された半期報告書に添付されたものと同内容である場合には、これを除く。

- 一 半期報告書に記載された代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- 二 提出者が、本邦内に住所を有する者に、半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面

4 (略)

(外国会社半期報告書の提出要件)

第二十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定

定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項(次項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)とする。

5 特定有価証券に係る法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)
6 (略)

(半期代替書面)

める場合は、報告書提出外国会社が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項(次項第一号において「不記載事項」という。)のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの(当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。)とする。

5 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)
6 (略)

(半期代替書面)

第二十八条の六 法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会の規則とする。

2| 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面（同項に規定する半期代替書面をいう。以下同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書（次項において「原半期報告書」という。）と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

3| 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間開始後六月を経過する日以後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二（略）
三 当該半期代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定

4| （略）
5| 第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）
二 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である

第二十八条の六（新設）

法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により半期代替書面（同項に規定する半期代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書（以下この条において「原半期報告書」という。）と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2| 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）
三 当該半期代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定

3| （略）
4| 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）
二 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本

場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

三・四（略）

6 関東財務局長は、第三項の承認の申請があつた場合において、同項第三号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、同項第一号に掲げる特定期間以後の各特定期間に係る半期代替書面の提出について、承認をするものとする。

7 関東財務局長は、前項の承認の理由が消滅したものと認めるときは、当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

（臨時報告書の記載内容等）

第二十九条 特定有価証券に係る法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合（同項第十号又は第十三号に掲げる場合にあつては、第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該発行者が加入している金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により、当該特定有価証券に係るファンド等の名称及び次項第十号又は第十三号に掲げる事項を公表したときを除く。）とする。

邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

三・四（略）

（新設）

（新設）

（臨時報告書の記載内容等）

第二十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合（同項第十号又は第十三号に掲げる場合にあつては、第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該発行者が加入している金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この項において同じ。）の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により、当該特定有価証券に係るファンド等の名称及び次項第十号又は第十三号に掲げる事項を公表したとき

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合 次に掲げる事項

イ〜へ（略）

ト 発行年月日又は受渡年月日

チ 新投資口予約権証券にあつては、イからトまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

- (1) 新投資口予約権の目的となる投資証券の内容及び口数
(2) 新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額

を除く。）とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合 次に掲げる事項

イ〜へ（略）

ト 発行年月日又は受渡し年月日

（新設）

(3) 新投資口予約権の行使期間

(4) 新投資口予約権の行使の条件

(5) 新投資口予約権の譲渡に関する事項

二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動（関係法人であった法人が関係法人でなくなること又は関係法人でなかった法人が関係法人になることをいう。以下この号において同じ。）が当該発行者における業務執行を決定する機関（当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号及び第十四号において「業務執行等決定機関」という。）により決定された場合（当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書（その訂正届出書を含む。以下この号及び次号において同じ。）を既に提出した場合を除く。）又は主要な関係法人の異動があつた場合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書若しくは次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

イ・ロ（略）

三（略）

二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動（関係法人であった法人が関係法人でなくなること又は関係法人でなかった法人が関係法人になることをいう。以下この号において同じ。）が当該発行者における業務執行を決定する機関（当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあつては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号及び第十四号において「業務執行等決定機関」という。）により決定された場合（当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書（その訂正届出書を含む。以下この号及び次号において同じ。）を既に提出した場合を除く。）又は主要な関係法人の異動があつた場合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

イ・ロ（略）

三（略）

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合（同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。）において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間（三月に満たない場合は三月とすることができる。）が満了した場合、当該特定有価証券に係るファンド等の当該計算期間に係る計算に関する書類

五・六（略）

七 当該発行者（投資法人に限る。以下この号及び次号において同じ。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併（投資信託及び投資法人に関する法律第四百七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業収益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最近の連続特定期間（連続する二特定期間をいう。第十二号において同じ。）における各特定期間の営業収益の合計額）の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は当該発行者が消滅することとなる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合、次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手方となる投資法人についての次に掲げ

- る事項
- (1) (略)
 - (2) (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合（同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。）において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間（三月に満たない場合は三月とすることができる。）が到来した場合、当該特定有価証券に係るファンド等の計算に関する書類

五・六（略）

七 当該発行者（投資法人に限る。以下この号及び次号において同じ。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併（投資信託及び投資法人に関する法律第四百七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業収益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最近の連続特定期間（連続する二特定期間をいう。第十二号において同じ。）における各特定期間の営業収益の合計額）の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は当該発行者が消滅することとなる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合、次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手方となる投資法人についての次に掲げ

- る事項
- (1) (略)
 - (2) (略)

(3) 主要投資主（投資主）投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下同じ。のうち、その有する投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の口数の多い順に五名をいう。以下(3)及び次号イ(3)において同じ。の氏名又は名称及び発行済投資口（同法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。同号イ(3)において同じ。）の総口数に占める当該主要投資主の有する投資口の口数の割合

(4) (略)

口イホ (略)

八 (略)

九 ファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する併合（投資信託及び投資法人に関する施行規則第二十九条の二、第九十一条の二又は第九十条の二に規定する併合に該当する場合を除く。）をいう。）について、当該発行者が同法第十六条（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った場合 次に掲げる事項

イイホ (略)

十 十四 (略)

3 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出する場合について準用す

(3) 主要投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主のうち、その有する投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号及び次号において同じ。）の口数の多い順に五名をいう。以下(3)及び次号イ(3)において同じ。の氏名又は名称及び発行済投資口（同法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をいう。同号イ(3)において同じ。）の総口数に占める当該主要投資主の有する投資口の口数の割合

(4) (略)

口イホ (略)

八 (略)

九 ファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する併合をいう。）について、当該発行者が同法第十六条（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った場合 次に掲げる事項

イイホ (略)

十 十四 (略)

3 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書を提出する場合について準用す

る。

4 外国特定有価証券の発行者が提出する臨時報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて次に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

一 臨時報告書に記載された当該発行者の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有することを証する書面
二 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面

5 (略)

(外国会社臨時報告書の提出)

第二十九条の二 (略)

2 (略)

3 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出する場合について準用する。

(臨時代替書面)

る。

4 外国特定有価証券の発行者が提出する臨時報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出する場合であつて次に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

一 臨時報告書に記載された代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有することを証する書面
二 提出者が、本邦内に住所を有する者に、臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面

5 (略)

(外国会社臨時報告書の提出)

第二十九条の二 (略)

2 (略)

(新設)

(臨時代替書面)

第二十九条の三 法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する

内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会の規則とする。

2| 法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面（同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

3| 法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該臨時代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定

4| (略)

5| 第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出

第二十九条の三 (新設)

法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により臨時代替書面（同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2| 法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該臨時代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所の規則の規定

3| (略)

4| 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該発行者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書提出に関する一切の

に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

三・四 (略)

6 関東財務局長は、第三項の承認の申請があつた場合において、同項第二号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、当該臨時代替書面の提出について、承認をするものとする。

(自己株券買付状況報告書の記載内容等)

第二十九条の四 法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき者は、第二十五号の三様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(承認申請書等の提出先)

第三十条 (略)

2 この府令の規定により関東財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の第五項若しくは第二十四条の六第二項において準用し、又はこれらの規定(法第二十四条の六第二項を除く。))を法第二十七条に

行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

三・四 (略)

(新設)

(新設)

(承認申請書等の提出先)

第三十条 (略)

(新設)

において準用する場合を含む。）、の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三條の九第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）、若しくは第二十三條の十第一項（同條第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）、の規定による訂正発行登録書の提出の命令に依りてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第三十一條 特定有価証券に係る法第二十五條第一項各号（法第二十七條において準用する場合を含む。）、次項及び次條において同じ。）、に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者（当該特定有価証券が、資産信託流動化受益証券である場合にあっては当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあっては当該信託受益証券又は信託受益権の発行者である受託者に限る。）、の本店又は主たる事務所の所在地（提出者が外国の者である場合には、第九條（この府令の他の規定において準用する場合を含む。）、の規定により当該提出者を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 資産信託流動化受益証券又は信託受益証券若しくは信託受益権に係る法第二十五條第一項各号に掲げる書類は、前項に規定する

（有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧）

第三十一條 特定有価証券に係る法第二十五條第一項各号（法第二十七條において準用する場合を含む。）、次項及び次條において同じ。）、に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者（当該特定有価証券が、資産信託流動化受益証券である場合にあっては当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあっては当該信託受益証券又は信託受益権の発行者である受託者に限る。）、の本店（提出者が外国の者である場合には、第九條の規定による代理人の住所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 資産信託流動化受益証券又は信託受益証券若しくは信託受益権に係る法第二十五條第一項各号に掲げる書類は、前項に規定する

財務局のほか、資産信託流動化受益証券である場合にあつては原委託者管轄財務局等に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあつては当初委託者管轄財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

第三十二条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者（個人を除く。）は、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりこれらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店又は主たる事務所及び主要な支店又は主要な従たる事務所の営業時間又は業務時間中行わなければならない。

2 外国特定有価証券の発行者が本邦内に支店又は事務所を有する場合には、当該支店又は事務所は、法第二十五条第二項に規定する主要な支店又は主要な従たる事務所に含まれるものとする。

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の二 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法

財務局のほか、資産信託流動化受益証券である場合にあつては原委託者管轄財務局等に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあつては当該財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

第三十二条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者（個人を除く。）は、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりこれらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店及び主要な支店又は主要な事務所の営業時間中行わなければならない。

2 外国特定有価証券の発行者が本邦内に支店を有する場合には、当該支店は、法第二十五条第二項に規定する主要な支店に含まれるものとする。

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において

(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 八 (略)

ニ 閲覧ファイル(目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の目論見書被提供者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供する方法

二 (略)

3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 三 (略)

四 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間(当該期間が終了する日までの間に当該目論見書の記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解

「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 八 (略)

ニ 閲覧ファイル(目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の目論見書被提供者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供する方法

二 (略)

3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 三 (略)

四 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日の

決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合は、目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

- (1) (略)
- (2) (略)

ロ (略)

五 (略)

4～6 (略)

(特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等)

第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国所有証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。

いずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合は、目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

- (1) (略)
- (2) (略)

ロ (略)

五 (略)

4～6 (略)

(特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等)

第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び同条第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国所有証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社である場合に限る。）及び特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）の特定募集等に関する通知書とする。

2 令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。）とする。

2 令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとし、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行会社にあっては内国会社に限る。）とする。

改 正 案	現 行
<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申込取扱場所 全ての申込取扱場所を記載すること。</p> <p>(4) 払込取扱場所 全ての払込取扱場所を記載すること。</p> <p>(5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申込取扱場所 すべての申込取扱場所を記載すること。</p> <p>(4) 払込取扱場所 すべての払込取扱場所を記載すること。</p> <p>(5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第一号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申込取扱場所 全ての申込取扱場所を記載すること。</p> <p>(4) 払込取扱場所 全ての払込取扱場所を記載すること。</p> <p>(5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第一号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申込取扱場所 すべての申込取扱場所を記載すること。</p> <p>(4) 払込取扱場所 すべての払込取扱場所を記載すること。</p> <p>(5) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改正案	現 行
<p>第一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】 1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)~(12) (略) (13)【引受け等の概要】(5) (14)【その他】</p> <p>2【新投資口予約権証券】 (1)【投資法人の名称】 (2)【新投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行数】 (4)【割当日】 (5)【新投資口予約権の内容】 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】 【新投資口予約権の行使時の払込金額】 【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】 【新投資口予約権の行使期間】 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【新投資口予約権の行使の条件】 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (6)【引受け等の概要】(5) (7)【その他】</p> <p>3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)~(15) (略) (16)【引受け等の概要】(5) (17)~(19) (略) (20)【その他】</p> <p>4 (略)</p> <p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(6) 1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)~(8) (略)</p> <p>2【新投資口予約権証券】 (1)【投資法人の名称】 (2)【新投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行数】 (4)【新投資口予約権の内容】 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】</p>	<p>第一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】 1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)] (1)~(12) (略) (新設) (13)【その他】(5) (新設)</p> <p>2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)~(15) (略) (新設) (16)~(18) (略) (19)【その他】(5)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2【最近における募集(売出し)の状況】(6) 1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)] (1)~(8) (略) (新設)</p>

【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】

【新投資口予約権の行使時の払込金額】

【新投資口予約権の行使により内国投資証券を発行する場合の内国投資証券の発行価額の総額】

【新投資口予約権の行使期間】

【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】

【新投資口予約権の行使の条件】

【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】

【新投資口予約権の譲渡に関する事項】

3・4 (略)

(記載上の注意)

(1)・(2) (略)

(3) 申込取扱場所

全ての申込取扱場所を記載すること。

(4) 払込取扱場所

全ての払込取扱場所を記載すること。

(5) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。

(6) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

2・3 (略)

(記載上の注意)

(1)・(2) (略)

(3) 申込取扱場所

すべての申込取扱場所を記載すること。

(4) 払込取扱場所

すべての払込取扱場所を記載すること。

(5) その他

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。

b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(6) 最近における募集(売出し)の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

改正案	現行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (13)【引受け等の概要】(5) (14) (略)</p> <p>2【外国新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 (2)【外国新投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行(売出)数】 (4)【発行(売出)価額の総額】 (5)【発行(売出)価格】 (6)【申込手数料】(2) (7)【申込単位】 (8)【申込期間】 (9)【申込証拠金】 (10)【申込取扱場所】(3) (11)【割当日】 (12)【払込期日】 (13)【払込取扱場所】(4) (14)【外国新投資口予約権の内容】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】 【外国新投資口予約権の行使期間】 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【外国新投資口予約権の行使の条件】 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (15)【引受け等の概要】(5) (16)【その他】</p> <p>3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)～(15) (略) (16)【引受け等の概要】(5) (17)～(20) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (新設) (13) (略) (新設)</p> <p>2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)～(15) (略) (新設) (16)～(19) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2【最近における募集（売出し）の状況】(6)

1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

(1)～(8) (略)

2【外国新投資口予約権証券】

(1)【外国投資法人の名称】

(2)【外国新投資口予約権証券の形態等】

(3)【発行（売出）数】

(4)【発行（売出）価額の総額】

(5)【発行（売出）価格】

(6)【申込期間】

(7)【申込証拠金】

(8)【払込期日】

(9)【外国新投資口予約権の内容】

【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】

【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】

【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】

【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】

【外国新投資口予約権の行使期間】

【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】

【外国新投資口予約権の行使の条件】

【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び引取得の条件】

【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】

3・4 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～c (略)

(削除)

(2) (略)

(3) 申込取扱場所

全ての申込取扱場所を記載すること。

(4) 払込取扱場所

全ての払込取扱場所を記載すること。

(5) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。

(6) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、外国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

第2【最近における募集（売出し）の状況】(5)

1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】

(1)～(8) (略)

(新設)

2・3 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～c (略)

d この様式中「短期外債」とは、第18条の7の2に規定する有価証券をいう（以下第四号の四様式、第四号の四の二様式、第五号様式、第十六号様式、第十六号の二様式、第十八号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式において同じ。）

(2) (略)

(3) 申込取扱場所

すべての申込取扱場所を記載すること。

(4) 払込取扱場所

すべての払込取扱場所を記載すること。

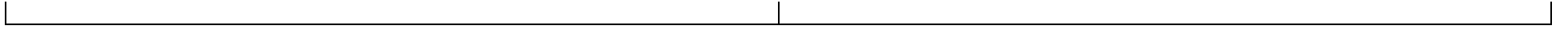
(新設)

(5) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、外国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。

改正案	現 行
<p>第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)] 1~13 (略) 14【引受け等の概要】(2) 15~28 (略) 第2【特定優先出資証券】 1~14 (略) 15【引受け等の概要】(2) 16 (略) 第3【コマーシャル・ペーパー及び(特定)短期社債】 1~10 (略) 第4・第5 (略) 第二部【最近における募集(売出し)の状況】(3) 第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【各(特定)社債の金額】 5~11 (略) 12【(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社】 【特定転換社債に関する事項】 13~15 (略) 【新優先出資引受け付特定社債に関する事項】 16~18 (略) 第2 (略) 第3【コマーシャル・ペーパー及び(特定)短期社債】 1~7 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 引受け等の概要 元引受け契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。 (3) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1~13 (略) 14【引受け等の概要】 15~28 (略) 第2【特定優先出資証券】 1~14 (略) 15【引受け等の概要】 16 (略) 第3【コマーシャル・ペーパー及び特定短期社債】 1~10 (略) 第4・第5 (略) 第二部【最近における募集(売出し)の状況】(2) 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【各社債の金額】 5~11 (略) 12【社債管理者又は社債の管理会社】 【転換社債に関する事項】 13~15 (略) 【新優先出資引受け付社債に関する事項】 16~18 (略) 第2 (略) 第3【コマーシャル・ペーパー及び特定短期社債】 1~7 (略) (記載上の注意) (1) (略) (新設) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産流動化証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改正案	現行
<p>第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【<u>外国社債</u>(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各外国社債の金額】 5~14 (略) 15【<u>外国社債管理者又は外国社債の管理会社</u>】 16~18 (略) 【<u>外国新株予約権付社債に関する事項</u>】 19【<u>外国新株予約権の内容</u>】 20【<u>外国新株予約権の行使請求期間</u>】 21【<u>外国新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項</u>】 22【<u>外国新株予約権の譲渡に関する事項</u>】 23・24 (略) 第2【<u>外国株式</u>】 1~8 (略) 9【<u>外国株式の内容</u>】 10~16 (略) 第3~第5 (略) 第二部【最近における募集(売出し)の状況】(2) 第1【<u>外国社債</u>(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各外国社債の金額】 5~11 (略) 12【<u>外国社債管理者又は外国社債の管理会社</u>】 【<u>転換社債に関する事項</u>】 13【<u>外国新株予約権の内容</u>】 14【<u>外国新株予約権の行使請求期間</u>】 15【<u>外国新株予約権の譲渡に関する事項</u>】 第2【<u>外国株式</u>】 1~8 (略) 9【<u>外国株式の内容</u>】 10~12 (略) 第3 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 第二号の二様式の「記載上の注意」(3)に準じて記載すること。</p>	<p>第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【<u>社債</u>(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各社債の金額】 5~14 (略) 15【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 16~18 (略) 【<u>新株予約権付社債に関する事項</u>】 19【<u>新株予約権の内容</u>】 20【<u>新株予約権の行使請求期間</u>】 21【<u>新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項</u>】 22【<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>】 23・24 (略) 第2【<u>株式</u>】 1~8 (略) 9【<u>株式の内容</u>】 10~16 (略) 第3~第5 (略) 第二部【最近における募集(売出し)の状況】(2) 第1【<u>社債</u>(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各社債の金額】 5~11 (略) 12【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 【<u>転換社債に関する事項</u>】 13【<u>転換の条件</u>】 14【<u>転換により発行する株式の内容</u>】 15【<u>転換請求期間</u>】 第2【<u>株式</u>】 1~8 (略) 9【<u>株式の内容</u>】 10~12 (略) 第3 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 第二号の二様式の「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。</p>



改 正 案	現 行
<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国資産信託流動化受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【内国信託受益証券の募集(売出)要項】 1~10 (略) 11【引受け等の概要】(2) 12 (略) 第2【内国信託社債券の募集(売出)要項】(3) 1~3 (略)</p> <p>第二部【最近における募集(売出し)の状況】 第1【最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況】(4) 1~7 (略) 第2【過去1年以内における内国信託社債券の募集又は売出し】(5) (1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) <u>引受け等の概要</u> <u>元引受け契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。</u> (3) (略) (4) <u>最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況</u> <u>有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定</u> <u>による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)</u>について、内国信託受益証券の銘柄別及 <u>び募集又は売出し別ごとに記載すること。</u> (5) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1【内国信託受益証券の募集(売出)要項】 1~10 (略) 11【引受け等の概要】 12 (略) 第2【内国信託社債券の募集(売出)要項】(2) 1~3 (略)</p> <p>第二部【最近における募集(売出し)の状況】 第1【最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況】(3) 1~7 (略) 第2【過去1年以内における内国信託社債券の募集又は売出し】(4) (1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (新設) (2) (略) (3) <u>最近における内国信託受益証券の募集(売出し)の状況</u> <u>有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定によ</u> <u>る届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)</u>について、内国信託受益証券の銘柄別及 <u>び募集又は売出し別ごとに記載すること。</u> (4) (略)</p>

改 正 案	現 行																																				
<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1 (略) 第2【外国信託社債券の募集(売出)要項】(2) 1 (略) 2【募集(売出し)の方法及び条件】 (1)【募集の場合】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行(売出)価 格</th> <th>申込期間</th> <th>払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国社債(短期外債を除く。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期外債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)【売出しの場合】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行(売出)価格</th> <th>申込期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国社債</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 外国信託社債券の募集(売出)要項 企業内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「記載上の注意」(5)から(7)までに準じて記載すること。 (3) 最近における外国信託受益証券の募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。 (4) (略)</p>	区分	発行(売出)価 格	申込期間	払込期日	外国社債(短期外債を除く。)				短期外債				区分	発行(売出)価格	申込期間	外国社債			<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出)要項】 第1 (略) 第2【外国信託社債券の募集(売出)要項】(2) 1 (略) 2【募集(売出し)の方法及び条件】 (1)【募集の場合】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行(売出)価 格</th> <th>申込期間</th> <th>払込期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社債(短期社債を除く。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期社債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)【売出しの場合】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発行(売出)価格</th> <th>申込期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社債</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 社債の募集(売出)要項 企業内容等の開示に関する内閣府令第六号様式「記載上の注意」(5)から(7)までに準じて記載すること。 (3) 最近における外国信託受益証券の募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国信託受益証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。 (4) (略)</p>	区分	発行(売出)価 格	申込期間	払込期日	社債(短期社債を除く。)				短期社債				区分	発行(売出)価格	申込期間	社債		
区分	発行(売出)価 格	申込期間	払込期日																																		
外国社債(短期外債を除く。)																																					
短期外債																																					
区分	発行(売出)価格	申込期間																																			
外国社債																																					
区分	発行(売出)価 格	申込期間	払込期日																																		
社債(短期社債を除く。)																																					
短期社債																																					
区分	発行(売出)価格	申込期間																																			
社債																																					

改 正 案	現 行
<p>第三号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国抵当証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第三号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国抵当証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 申込取扱場所 <u>全ての申込取扱場所を記載すること。</u> (5) 払込取扱場所 <u>全ての払込取扱場所を記載すること。</u> (6) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第三号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 申込取扱場所 <u>すべての申込取扱場所を記載すること。</u> (5) 払込取扱場所 <u>すべての払込取扱場所を記載すること。</u> (6) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、内国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改正案	現行
<p>第三号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(3) (略) (4) 申込取扱場所 全ての申込取扱場所を記載すること。 (5) 払込取扱場所 全ての払込取扱場所を記載すること。 (6) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>	<p>第三号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(3) (略) (4) 申込取扱場所 すべての申込取扱場所を記載すること。 (5) 払込取扱場所 すべての払込取扱場所を記載すること。 (6) 最近における募集(売出し)の状況 有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し(法第4条第1項又は第2項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。)について、外国有価証券投資事業権利等の契約別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。</p>

改正案	現行
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付(法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第二部中「第3 ファンドの経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等</p> <p>a 記名・無記名の別、単体型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権(内国投資信託受益証券に係る社債等振替法第121条の2第1項に規定する振替投資信託受益権をいう。)については、記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、委託会社等(発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。)の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。</p>	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~d (略)</p> <p>e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 ファンドの経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。</p> <p>この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国投資信託受益証券の形態等</p> <p>a 記名・無記名の別、単体型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第121条において準用する同法第66条(第1号を除く。))に規定する投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。)については、記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人(発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同法に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第47条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。))をいう。以下この様式において同じ。)の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合</p>

- (a) 当該信用格付に係る等級、当該信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
当該届出に係る内国投資信託受益証券について、委託会社等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (5) (略)
- (6) 発行(売出)価格
- a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。
なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等をいう。以下この様式において同じ。)を具体的に記載すること。
- b (略)
- (7) ~ (11) (略)
- (12) ファンドの目的及び基本的性格
- a・b (略)
- c ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る約款に定められている場合には、当該投資信託証券に係るファンドを含めた全体をファンドとみなして記載すること(以下この様式において同じ。)
- d ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ(投資信託証券への投資を目的とするファンド(c)に該当する場合を除く。)をいう。以下この様式において同じ。)の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (13) (略)
- (14) ファンドの仕組み
- a (略)
- b 委託会社等及びファンドの関係法人(投資信託及び投資法人に関する法律第9条に規定する受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。
- c (略)
- (15) (略)
- (16) 投資対象
- a・b (略)
- c ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社等又はこれに類する者の名称を記載すること。
- (17) ~ (19) (略)
- (20) 投資リスク

には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (5) (略)
- (6) 発行(売出)価格
- a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。
なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等をいう。以下この様式、第四号の二様式、第四号の三様式及び第四号の四様式において同じ。)を具体的に記載すること。
- b (略)
- (7) ~ (11) (略)
- (12) ファンドの目的及び基本的性格
- a・b (略)
- c ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る投資信託の約款に定められている場合には、当該投資信託を含めた全体をファンドとみなして記載すること(以下この様式及び第四号の二様式において同じ。)
- d ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ(投資信託証券への投資を目的とする投資信託(c)に該当する場合を除く。)をいう。以下この様式及び第四号の二様式において同じ。)の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。
- (13) (略)
- (14) ファンドの仕組み
- a (略)
- b 委託会社等及びファンドの関係法人(委託者指図型投資信託の受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。
- c (略)
- (15) (略)
- (16) 投資対象
- a・b (略)
- c ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社の名称を記載すること。
- (17) ~ (19) (略)
- (20) 投資リスク

a・b (略)

c 投資家がファンドの運用実績から投資リスクを把握できるよう、有価証券届出書提出日の直近日前5年以内における各月末について、内国投資信託受益証券の分配金再投資基準価額(税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した内国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下c及びdにおいて同じ。)及び当該内国投資信託受益証券の年間リターン率(当該各月末の分配金再投資基準価額から当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。dにおいて同じ。)を、図表等を用いて分かりやすく記載すること。この場合、他の投資資産に投資した場合における投資リスクと適切に比較できるよう、有価証券その他の投資資産に係る6種類程度の指標(客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって継続的に公表されるものに限る。以下cにおいて同じ。)の年間騰落率(当該各月末の指標の値から当該各月末の1年前の指標の値を控除したものを当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数)の当該直近日前5年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

d cにおいて、ファンドが設立されていない等の理由から当該各月末又は当該各月末の1年前の日の分配金再投資基準価額がない場合であって、ベンチマーク(指標であって、その変動率に当該ファンドに係る基準価額(内国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下この様式において同じ。)の変動率を一致させることを目標とすることが当該ファンドに係る約款又は本有価証券届出書において定められているものをいう。以下dにおいて同じ。)があるときには、当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、基準価額及び年間リターン率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。

なお、当該基準価額及び年間リターン率を記載する場合には、過去の運用実績である基準価額ではなく、ベンチマークを用いて基準価額を算出し、基準価額及び年間リターン率を記載しているものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。

(21) 手数料等及び税金

a 投資者が申込みから換金(解約)までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用(税金を除く。以下(21)及び(25)において「手数料等」という。)のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

b・c (略)

(22) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

(23) 換金(解約)手数料

換金(解約)に係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

(24) 信託報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期並びにこれらに対価とする役務の内容を記載すること。

(25) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(22)から(24)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、主要な手数料等については当該手数料等を対価とする役務の内容を記載すること。

(26) (略)

a・b (略)

(新設)

(新設)

(21) 手数料等及び税金

a 投資者が申込みから換金(解約)までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用(税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。)のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

b・c (略)

(22) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(23) 換金(解約)手数料

換金(解約)に係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(24) 信託報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(25) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(22)から(24)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(26) (略)

(27) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号（同法第54条第1項により準用する場合を含む。）に規定する併合をいう。以下この様式において同じ。）により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日（併合の効力が発生する日をいう。以下この様式において同じ。）の直近日現在の各併合消滅ファンド（当該併合により消滅するファンドをいう。以下この様式において同じ。）の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(28) 投資有価証券の主要銘柄

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。
- b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下(28)において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
- d・e （略）

(29) 投資不動産物件

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。
- b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下(29)において同じ。）について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可

(27) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(28) 投資有価証券の主要銘柄

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。
- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
- d・e （略）

(29) 投資不動産物件

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当

能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要テナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種・年間賃料・賃貸面積・契約満了日・契約更改の方法・敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(30) その他投資資産の主要なもの

a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに国内投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

b～e（略）

(31) 運用実績

a 運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

b 併合により新たに国内投資信託受益証券が発行されるため又は運用実績に係る期間内に併合があったため運用実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、存在しない期間については、各併合消滅ファンドの運用実績を記載すること。

(32) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とするファンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。））にあつては、20計算期間の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び基準価額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該国内投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(33)（略）

(34) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。

(35) 設定及び解約の実績

a 有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量を記載すること（本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書にすること。）

b 併合により新たに国内投資信託受益証券が発行されるため又は設定及び解約の実績に係る期間内に併合があったため設定及び解約の実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、存在しない期間については、各併合消滅ファンドの設定及び解約の実績を記載すること。

(36)・(37)（略）

(38) 資産の評価

基準価額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(39)～(43)（略）

(44) ファンドの総理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年

該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種・年間賃料・賃貸面積・契約満了日・契約更改の方法・敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(30) その他投資資産の主要なもの

a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

b～e（略）

(31) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(32) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。）（6月を1計算期間とするファンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号様式において同じ。））にあつては、20計算期間の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び国内投資信託受益証券1単位当たりの純資産額（以下この様式において「基準価額」という。）を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該国内投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(33)（略）

(34) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。

(35) 設定及び解約の実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあつては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量を記載すること（本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書にすること。）

(36)・(37)（略）

(38) 資産の評価

基準価額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(39)～(43)（略）

(44) ファンドの総理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年

大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下a及び(53)aにおいて同じ。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b・c (略)

d 併合によりファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を作成していない場合には、各併合消滅ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を記載すること。ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表において比較情報(財務諸表等規則第6条又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報をいう。以下dにおいて同じ。)が含まれていない場合には、当該財務諸表又は中間財務諸表に加えて、各併合消滅ファンドの直近の財務諸表又は中間財務諸表(これらの比較情報を除く。)を記載すること。

(45) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日((46)及び(47)において「中間貸借対照表日」という。)現在の貸借対照表をいれ、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(46)及び(47)において同じ。)も記載すること。

(46)～(48) (略)

(49) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに国内投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

(50)～(52) (略)

(53) 委託会社等の経理状況

a 委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b 委託会社等が、継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、(54)から(56)までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該委託会社等の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(54) 貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1事業年度と

大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

b・c (略)

(新設)

(45) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいれ、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(46)及び(47)において同じ。)も記載すること。

(46)～(48) (略)

(49) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(50)～(52) (略)

(53) 委託会社等の経理状況

国内投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(54) 貸借対照表

国内投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載する

する委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日（(55)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において同じ。）も記載すること。

(55) 損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(56) 株主資本等変動計算書

委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。

(57)～(60) (略)

(61) 資本関係

委託会社等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(62)・(63) (略)

こと。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において同じ。）も記載すること。

(55) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(56) 株主資本等変動計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。

(57)～(60) (略)

(61) 資本関係

届出法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(62)・(63) (略)

改 正 案	現 行
<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部【特別情報】 第1～第3 (略) (削る) 第4【その他】(68) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～h (略) (削る)</p> <p>(2)～(5) (略) (6) 外国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権(外国投資信託受益証券に係る社債等振替法第121条の2において規定する振替投資信託受益権をいう。(44)及び(68)において同じ。)については、記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、管理会社(発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。)の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。 (a) (略) (b) 当該届出に係る外国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p>	<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部【特別情報】 第1～第3 (略) 第4【外国投資信託受益証券の様式】(68) 第5【その他】(69) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～h (略) i <u>有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資信託受益証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとすること。</u> <u>この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</u></p> <p>(2)～(5) (略) (6) 外国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権(社債、株式等の振替に関する法律第121条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する外国投資信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。)については、記名・無記名の別の記載を要しない。</p> <p>b 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社(発行者たる外国投資信託受益証券のファンドの管理会社をいう。以下この様式において同じ。)の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。 (a) (略) (b) 当該届出に係る外国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法 当該届出に係る外国投資信託受益証券について、届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p>

(7) (略)

(8) 発行(売出)価格

a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等をいう。以下この様式において同じ。)を具体的に記載すること。

b (略)

(9)~(13) (略)

(14) ファンドの目的及び基本的性格

a・b (略)

c ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る約款に定められている場合には、当該投資信託証券に係るファンドを含めた全体をファンドとみなして記載すること(以下この様式において同じ。)

d ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ(投資信託証券への投資を目的とするファンド(c)に該当する場合を除く。)をいう。以下この様式において同じ。)の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

(15)~(17) (略)

(18) 開示制度の概要

ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、受益者等に対する開示(公告を含む。)内容、方法、頻度等について記載すること。

(19)~(24) (略)

(25) 投資リスク

a・b (略)

c 投資家がファンドの運用実績から投資リスクを把握できるよう、有価証券届出書提出日の直近日前5年以内における各月末について、外国投資信託受益証券の分配金再投資基準価額(税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下c及びdにおいて同じ。)及び当該外国投資信託受益証券の年間リターン率(当該各月末の分配金再投資基準価額から当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。dにおいて同じ。)を、図表等を用いて分かりやすく記載すること。この場合、他の投資資産に投資した場合における投資リスクと適切に比較できるよう、有価証券その他の投資資産に係る6種類程度の指標(客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって継続的に公表されるものに限る。以下cにおいて同じ。)又は当該指標の表示通貨を外国投資信託受益証券の表示通貨に換算したものの年間騰落率(当該各月末の指標の値から当該各月末の1年前の指標の値を控除したものを当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数)の当該直近5年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

d cにおいて、ファンドが設立されていない等の理由から当該各月末又は当該各月末の1年前の日の分配金再投資基準価額がない場合であって、ベンチマーク(指標であって、その変動率に当該ファンドに係る基準価額(外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額をいう。以下この様式において同じ。)の変動率を一致させることを目標とすることが当該ファンドに係る約款又は本有価証券届出書において定められているものをいう。以下dにおいて同じ。)があるときには、当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、基準価額及び年間リターン率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。

なお、当該基準価額及び年間リターン率を記載する場合には、過去の運用実績である基準価額ではなく、ベンチマークを用いて基準価額を算出し、基準価額及び年間リターン率を記載してい

(7) (略)

(8) 発行(売出)価格

a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

b (略)

(9)~(13) (略)

(14) ファンドの目的及び基本的性格

a・b (略)

(新設)

c 上記a及びbの記載においては、ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

(15)~(17) (略)

(18) 開示制度の概要

ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主(受益者等)に対する開示(公告を含む。)内容、方法、頻度等について記載すること。

(19)~(24) (略)

(25) 投資リスク

a・b (略)

(新設)

(新設)

るものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。

- (26) 手数料等及び税金
投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下(26)及び(30)において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (27) 申込手数料
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。
- (28) 買戻し手数料
買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。
- (29) 管理報酬等
ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期並びにこれらに対価とする役務の内容を記載すること。
- (30) その他の手数料等
ファンドに係る手数料等のうち(27)から(29)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、主要な手数料等については当該手数料等を対価とする役務の内容を記載すること。
- (31) (略)
- (32) 投資状況
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合（投資信託及び投資法人に関する法律第59条において準用する同法16条第2号に規定する併合をいう。以下この様式において同じ。）により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(27) aただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。
b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
- (33) 投資有価証券の主要銘柄
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(28) aただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。
b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下(33)において同じ。）のうち、評価額上位

- (26) 手数料等及び税金
投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- (27) 申込手数料
申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (28) 買戻し手数料
買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (29) 管理報酬等
ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。
- (30) その他の手数料等
ファンドに係る手数料等のうち(27)から(29)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。
- (31) (略)
- (32) 投資状況
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
- (33) 投資有価証券の主要銘柄
a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

30銘柄について記載すること。

c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

d・e（略）

(34) 投資不動産物件

a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(29) aただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下(34)において同じ。）について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(35) その他投資資産の主要なもの

a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(30) aただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

b～e（略）

(36) 運用実績

a 運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

b 併合により新たに外国投資信託受益証券が発行されるため又は運用実績に係る期間内に併合があったため運用実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、投資者が存在しない期間に係るファンドの運用実績を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(31) bに準じて、当該併合に係るファンドの運用実績について記載すること。

(37) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）(6月を1計算期間とするファンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。）) については、20計算期間)の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び基準

c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

d・e（略）

(34) 投資不動産物件

a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(35) その他投資資産の主要なもの

a 有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

b～e（略）

(36) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(37) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式及び第七号の二様式において同じ。）(6月を1計算期間とするファンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式及び第七号の二様式において同じ。）) については、20計算期間)の各計算期間末に

価額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該外国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(38) (略)

(39) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、収益率(計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。)を記載すること。

(40) 販売及び買戻の実績

a 有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を記載すること(本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。)

b 併合により新たに外国投資信託受益証券が発行されるため又は販売及び買戻しの実績に係る期間内に併合があったため販売及び買戻しの実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、投資者がファンドの存在しない期間に係る販売及び買戻しの実績を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(35) bに準じて、当該併合に係るファンドの販売及び買戻しの実績について記載すること。

(41)・(42) (略)

(43) 資産の評価

基準価額についてその算出方法(有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(44)~(49) (略)

(50) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資信託受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。)との関係について記載すること。

(51) (略)

(52) ファンドの経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。(60) bにおいて同じ。)から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下a及び(60) bにおいて同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。

b~d (略)

e 併合によりファンドの最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(53)及び(54)において同じ。)に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(44) dに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

(53) 貸借対照表

最近2計算期間に係る貸借対照表について記載すること。

ついて、ファンドの純資産総額及び外国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額(以下この様式において「基準価額」という。)を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該外国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(38) (略)

(39) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、収益率(計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数)を記載すること。

(40) 販売及び買戻の実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を記載すること(本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。)

(41)・(42) (略)

(43) 資産の評価

基準価額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(44)~(49) (略)

(50) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資信託受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(51) (略)

(52) ファンドの経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。

b~d (略)

(新設)

(53) 貸借対照表

最近2計算期間(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合について

- (54) (略)
- (55) 投資有価証券明細表等
投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)第57条第1項に規定する附属明細表に準じて記載すること。
- (56) ファンドの現況
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの現況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(49)ただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。
- (57)・(58) (略)
- (59) 事業の内容及び営業の概況
外国投資信託受益証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの設定又は運用が行われている国別及びファンドの種類別(基本的性格)の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。
- (60) 管理会社の経理状況
a 管理会社の最近2事業年度(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近事業年度)における財務書類について記載すること。
b (略)
c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。
d 管理会社が、継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、財務書類の記載及びbに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
- (61) 利害関係人との取引制限
管理会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (62) その他
a (略)
b 訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (63)～(65) (略)
- (66) 資本関係
管理会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (67) 投資信託制度の概要
管理会社の属する国、州等における外国投資信託の制度全般にわたり、外国投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、受益者等の権利の差異等その概要について記載すること。
- (削る)

- は最近計算期間。(54)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。
- (54) (略)
- (55) 投資有価証券明細表等
投資信託財産の計算に関する規則第57条第1項に規定する附属明細表に準じて記載すること。
- (56) ファンドの現況
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (57)・(58) (略)
- (59) 事業の内容及び営業の概況
外国投資信託受益証券の管理会社が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの設定又は運用が行われている国別及びファンドの種類別(基本的性格)の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。
- (60) 管理会社の経理状況
a 外国投資信託受益証券のファンドの管理会社の最近2事業年度(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報に含まれる場合については最近事業年度)における財務書類について記載すること。
b (略)
c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)別紙様式第十二号中様式Bに準じて記載すること。
(新設)
- (61) 利害関係人との取引制限
当該ファンドの届出会社及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (62) その他
a (略)
b 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (63)～(65) (略)
- (66) 資本関係
届出会社と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (67) 投資信託制度の概要
届出会社の属する国、州等における投資信託制度全般にわたり、投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、株主(受益者等)の権利の差異等その概要について記載すること。
- (68) 外国投資信託受益証券の様式
当該外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項(振替外国投資信託受益権にあって

(68) その他

- a 当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- b 当該外国投資信託受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替外国投資信託受益権にあっては、その旨及び社債等振替法第121条において準用する社債等振替法第69条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。

(69) (略)

は、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第121条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。

(69) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(70) (略)

改正案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (13)【引受け等の概要】(11-2) (14)～(16) (略)</p> <p>第2【新投資口予約権証券】 (1)【投資法人の名称】 (2)【新投資口予約権証券の形態等】(4) (3)【発行数】(5) (4)【割当日】(13-2) (5)【振替機別に関する事項】 (6)【新投資口予約権の内容】 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】(4) 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】 【新投資口予約権の行使時の払込金額】(13-3) 【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】(13-4) 【新投資口予約権の行使期間】 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】(13-5) 【新投資口予約権の行使の条件】 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】(13-6) 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (7)【引受け等の概要】(11-2) (8)【手取金の使途】(12) (9)【その他】(13)</p> <p>第3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)～(15) (略) (16)【引受け等の概要】(11-2) (17)～(21) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【投資法人の概況】 (1)～(6) (略) (7)【資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容】(21-2) 2～7 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (新設) (13)～(15) (略) (新設)</p> <p>第2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)～(15) (略) (新設) (16)～(20) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【投資法人の概況】 (1)～(6) (略) (新設) 2～7 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p>

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a~d (略)

e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付(法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

(削る)

f この様式中「券面総額」は、振替投資法人債(社債等振替法第116条に規定する振替投資法人債をいう。(4)及び(52)において同じ。)に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

a (略)

b 投資法人の設立の場合にあっては、設立企画人(投資信託及び投資法人に関する法律第66条第1項に規定する設立企画人をいう。(47)において同じ。)全員の氏名又は名称を記載すること。

(3) 届出の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券(短期投資法人債券を除く。)、短期投資法人債券の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b (略)

(4) 内国投資証券の形態等

a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口(社債等振替法第226条第1項に規定する振替投資口をいう。以下この様式において同じ。)振替新投資口予約権(社債等振替法第247条の2に規定する振替新投資口予約権をいう。(52)において同じ。)又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

b 当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a~d (略)

e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券に係る投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは interim 報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

g この様式中「券面総額」は、振替投資法人債(社債、株式等の振替に関する法律第115条において準用する同法第66条(第1号イからニまでを除く。))に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債をいう。以下この様式において同じ。)に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

a (略)

b 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名又は名称を記載すること。

(3) 届出の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資証券の形態(投資証券、投資法人債券、短期投資法人債券の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b (略)

(4) 内国投資証券の形態等

a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口(社債、株式等の振替に関する法律第226条第1項に規定する振替投資口をいう。以下この様式において同じ。)又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。

b 当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等をいう。以下この様式において同じ。)を具体的に記載すること。

(9)～(11) (略)

(11-2) 引受け等の概要

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

b 当該届出に係る内国投資証券の募集について、当該内国投資証券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、投資法人を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。)とした場合には、その旨、投資法人と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る同令第153条第1項第4号二に規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり投資法人から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

c 法第2条第6項第3号に掲げる方法による新投資口予約権証券の引受けがなされる場合には、引受人が引受けの対象となる新投資口予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、投資法人が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下cにおいて同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下cにおいて同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における投資法人が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(12) (略)

(13) その他

(削る)

(a) (略)

(b) 当該届出に係る内国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資証券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(9)～(11) (略)

(新設)

(12) (略)

(13) その他

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。また、当該届出に係る内国投資証券の募集について、当該内国投資証券が金商業等府令第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、投資法人を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下aにおいて同じ。)とした場合には、その旨、投資法人と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号二に規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引

- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b (略)
- (13-2) 割当日
投資信託及び投資法人に関する法律第88条の14第1項第2号に規定する当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日を記載すること。
- (13-3) 新投資口予約権の行使時の払込金額
「新投資口予約権の行使時の払込金額」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (13-4) 新投資口予約権の行使により発行する国内投資証券の発行価額の総額
「新投資口予約権の行使により発行する国内投資証券の発行価額の総額」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (13-5) 新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
「新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13-6) 自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件
投資信託及び投資法人に関する法律第88条の2第4号に規定する事項を記載すること。
- (14) (略)
- (15) 短期投資法人債
- a 「発行(売出)価格」の欄には、短期投資法人債券の金額100円についての発行(売出)価額を記載すること。
- b 「発行(売出)短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債券の発行総額を記載すること。
- c 役員会決議等で短期投資法人債券の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
- d 「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債券の償還期限を記載すること。
- e (略)
- f 当該発行(売出)に係る短期投資法人債券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
- (a) (略)
- (b) 当該発行(売出)に係る短期投資法人債券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行(売出)に係る短期投資法人債券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
当該発行(売出)に係る短期投資法人債券について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (16) 主要な経営指標等の推移
投資法人の直近5計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1

- 業者が当該発行価格の決定に当たり投資法人から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
- b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (14) (略)
- (15) 短期投資法人債
- a 「発行(売出)価格」の欄には、短期投資法人債の金額100円についての発行(売出)価額を記載すること。
- b 「発行(売出)短期投資法人債の総額」の欄には、当該発行(売出)に係る短期投資法人債の発行総額を記載すること。
- c 役員会決議等で短期投資法人債の発行総額が決定されている場合には、「発行限度額」の欄には当該限度額を、「発行限度額残高」の欄には届出書提出日の前日現在における発行限度額の残高を記載すること。
- d 「支払期日」の欄には、当該短期投資法人債の償還期限を記載すること。
- e (略)
- f 当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。
- (a) (略)
- (b) 当該発行(売出)に係る短期投資法人債の申込期間中に、金商業等府令第313条第3項第3号の規定により当該発行(売出)に係る短期投資法人債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
当該発行(売出)に係る短期投資法人債について、投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (16) 主要な経営指標等の推移
投資法人の直近5計算期間(6月を1計算期間とする投資法人(第23条ただし書の規定により、休

計算期間とする投資法人（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下この様式において同じ。）にあっては、10計算期間）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(m) (略)

(17) (略)

(18) 投資法人の仕組み

a (略)

b 投資法人及び投資法人の関係法人（資産運用会社又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人（第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下b及び(21-2)において同じ。）等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）運営上の役割（特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第29条の3第3項各号のいずれかに掲げる取引であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第55条の8各項に定める基準に該当するものを行い、若しくは行った法人である旨を含む。）及び関係業務の内容（投資法人が関係法人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

(19) (略)

(20) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、投資法人の発行する投資口の総口数及び発行済投資口の総口数を記載すること。また、投資信託及び投資法人に関する法律第94条において準用する会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)において「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第160条の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)において「相互保有投資口」という。）がある場合には、当該発行済投資口総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口総口数の増減についても併せて記載すること。

(21) (略)

(21-2) 資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容

a 投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下(21-2)において同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式「記載上の注意」(47-2)に準じて記載すること。

b 投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

(22) (略)

(23) 投資対象

a・b (略)

c 投資法人が、海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の2第1項各号に掲げる全ての要件を満たす法人をいう。以下c、(35)c及び(36)dにおいて同じ。）の発行する株式又は出資（以下c、(35)c及び(36)dにおいて「株式等」という。）の総数の50%を超えて株式等を有する場合には、海外不動産保有法人ごとに、海外不動産保有法人に対する出資額、海外不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、当該投資法人

日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下同じ。）にあっては、10計算期間）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(m) (略)

(17) (略)

(18) 投資法人の仕組み

a (略)

b 投資法人及び投資法人の関係法人（資産の運用を行う委託会社（以下この様式及び第十号の三様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社、特定関係法人（第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下b及び第十号の三様式において同じ。）等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）運営上の役割（特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第29条の3第3項各号のいずれかに掲げる取引を行い、若しくは行った法人である旨を含む。）及び関係業務の内容（投資法人が関係法人と締結した契約又は締結しようとする契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

(19) (略)

(20) 投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減についても併せて記載すること。

(21) (略)

(新設)

(22) (略)

(23) 投資対象

a・b (略)

(新設)

の資産に属する海外不動産保有法人の株式等がその発行済株式等の総数に占める割合及び海外不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資対象とする不動産について、a及びbに準じて記載すること。

(24) ~ (26) (略)

(27) 手数料等及び税金

a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下(27)及び(31)において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

b・c (略)

(28) ~ (32) (略)

(33) 投資状況

a (略)

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

c (略)

(34) 投資有価証券の主要銘柄

a (略)

b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下(34)において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限り。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限り。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限り。）の投資比率を記載すること。

d・e (略)

(35) 投資不動産物件

a (略)

b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下(35)において同じ。）について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、

(24) ~ (26) (略)

(27) 手数料等及び税金

a 投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

b・c (略)

(28) ~ (32) (略)

(33) 投資状況

a (略)

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

c (略)

(34) 投資有価証券の主要銘柄

a (略)

b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限り。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）である場合に限り。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限り。）の投資比率を記載すること。

d・e (略)

(35) 投資不動産物件

a (略)

b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働

総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 投資法人が、海外不動産保有法人の発行する株式等の総数の50%を超えて株式等を有する場合には、当該海外不動産保有法人の現況（例えば、事業、収益及び財務の状況）を記載するとともに、当該海外不動産保有法人の投資する不動産について、bに準じて記載すること。なお、やむを得ない事情により開示できない項目がある場合には、その旨を記載すること。

(36) その他投資資産の主要なもの

a～c（略）

d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(34)c又は(35)bに掲げる事項）を記載すること。投資法人が、海外不動産保有法人の発行する株式等の総数の50%を超えて株式等に係る権利を有する場合には、これらに加えて、当該海外不動産保有法人の現況及びその投資する不動産について、(35)cに準じて記載すること。

(37)（略）

(38) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該内国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(39)（略）

(40) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」(34)に規定する収益率をいう。）を記載すること。

(41)・(42)（略）

(43) 財務ハイライト情報

a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」((67)に掲げる貸借対照表をい)、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。以下「投資法人計算規則」という。）第61条の規定により注記される事項を含む。」「損益計算書」((68)に掲げる損益計算書をい)、投資法人計算規則第61条の規定により注記される事項を含む。」「金銭の分配に係る計算書」((70)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。)及び「キャッシュ・フロー計算書」((71)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

率（各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(新設)

(36) その他投資資産の主要なもの

a～c（略）

d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(34)c又は(35)bに掲げる事項）を記載すること。

(37)（略）

(38) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)(6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間)の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該内国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

(39)（略）

(40) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。）を記載すること。

(41)・(42)（略）

(43) 財務ハイライト情報

a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」((67)に掲げる貸借対照表をい)、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。以下aにおいて「投資法人計算規則」という。）第61条の規定により注記される事項を含む。」「損益計算書」((68)に掲げる損益計算書をい)、投資法人計算規則第61条の規定により注記される事項を含む。」「金銭の分配に係る計算書」((70)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。)及び「キャッシュ・フロー計算書」((71)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

- b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（66）aにおいて同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- (44) 内国投資証券事務の概要
当該内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。
a (略)
b 投資主又は投資法人債権者（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の3第1項第7号に規定する投資法人債権者をいう。）に対する特典
c・d (略)
- (45)～(50) (略)
- (51) 資産の評価
内国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (52) 保管
内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資口、振替新投資口予約権又は振替投資法人債については、この限りでない。
- (53)～(56) (略)
- (57) 投資主・投資法人債権者の権利
投資主総会又は投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第1項に規定する投資法人債権者集会をいう。）に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (58)～(61) (略)
- (62) 事業の内容及び営業の概況
資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用をしている場合には、全ての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。
- (63)～(65) (略)
- (66) 投資法人の経理状況
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
b・c (略)
- (67) 貸借対照表
最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出

- b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- (44) 内国投資証券事務の概要
当該内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。
a (略)
b 投資主又は投資法人債権者に対する特典
c・d (略)
- (45)～(50) (略)
- (51) 資産の評価
内国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (52) 保管
内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資口又は法人債については、この限りでない。
- (53)～(56) (略)
- (57) 投資主・投資法人債権者の権利
投資主総会又は投資法人債権者集会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該内国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (58)～(61) (略)
- (62) 事業の内容及び営業の概況
資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用をしている場合には、すべての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。
- (63)～(65) (略)
- (66) 投資法人の経理状況
a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。
b・c (略)
- (67) 貸借対照表
最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出

書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(68) a、(69)及び(72)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいし、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（68）（69）及び（72）において同じ。）も記載すること。

(68)～(77) (略)

書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいし、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（68）（69）及び（72）において同じ。）も記載すること。

(68)～(77) (略)

改正案	現行
<p>第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)~(12) (略) (13)【引受け等の概要】 (14)~(16) (略)</p> <p>第2【新投資口予約権証券】 (1)【投資法人の名称】 (2)【新投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行数】 (4)【割当日】 (5)【振替機別に関する事項】 (6)【新投資口予約権の内容】 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】 【新投資口予約権の行使時の払込金額】 【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】 【新投資口予約権の行使期間】 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【新投資口予約権の行使の条件】 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (7)【引受け等の概要】 (8)【手取金の使途】 (9)【その他】</p> <p>第3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)~(15) (略) (16)【引受け等の概要】 (17)~(21) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第二部~第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の様式に準じて記載すること。 (1) 追完情報 a・b (略) c 最近計算期間(第23条に定める期間をいう。以下c及び(2)aにおいて同じ。)に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された</p>	<p>第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)] (1)~(12) (略) (新設) (13)~(15) (略) (新設)</p> <p>第2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)~(15) (略) (新設) (16)~(20) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第二部~第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の様式に準じて記載すること。 (1) 追完情報 a・b (略) c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及</p>

「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) (略)

びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) (略)

改 正 案	現 行
<p>第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (13)【引受け等の概要】 (14)～(16) (略)</p> <p>第2【新投資口予約権証券】 (1)【投資法人の名称】 (2)【新投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行数】 (4)【割当日】 (5)【振替欄別に関する事項】 (6)【新投資口予約権の内容】 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】 【新投資口予約権の行使時の払込金額】 【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】 【新投資口予約権の行使期間】 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【新投資口予約権の行使の条件】 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (7)【引受け等の概要】 (8)【手取金の使途】 (9)【その他】</p> <p>第3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)～(15) (略) (16)【引受け等の概要】 (17)～(21) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (新設) (13)～(15) (略) (新設)</p> <p>第2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)～(15) (略) (新設) (16)～(20) (略)</p> <p>第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案	現行
<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (13)【引受け等の概要】(13-2) (14)・(15) (略)</p> <p>第2【外国新投資口予約権証券】 (1)【外国投資法人の名称】 (2)【外国投資口予約権証券の形態等】(6) (3)【発行(売出)数】(7) (4)【発行(売出)価額の総額】(8) (5)【発行(売出)価格】(9) (6)【申込手数料】(10) (7)【申込単位】(11) (8)【申込期間】 (9)【申込証拠金】 (10)【申込取扱場所】(12) (11)【割当日】(15-2) (12)【払込期日】 (13)【払込取扱場所】(13) (14)【外国新投資口予約権の内容】(15-2) 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】 【外国新投資口予約権の行使期間】 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【外国新投資口予約権の行使の条件】 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (15)【引受け等の概要】(13-2) (16)【手取金の使途】(14) (17)【その他】(15)</p> <p>第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)～(18) (略) (19)【引受け等の概要】(13-2) (20)・(21) (略)</p>	<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) (新設)</p> <p>第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)～(18) (略) (新設) (19)・(20) (略)</p>

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
a～h (略)
(削る)

i この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

- a (略)
b 外国投資法人設立の場合にあっては、設立企画人(投資信託及び投資法人に関する法律第66条第1項に規定する設立企画人をいう。)に相当する者全員の氏名を記載すること。

(3)・(4) (略)

(5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)、短期外債の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b (略)

(6) 外国投資証券の形態等

- a (略)
b 当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) (略)

- (b) 当該届出に係る外国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(7)～(9) (略)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
a～h (略)

i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券に係る外国投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

j この様式中「券面総額」及び「券面金額」は、振替外債(社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。))に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下この様式及び第五号の三様式において同じ。)に係るものを含むものとする。

(2) 代表者の役職氏名

- a (略)
b 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。以下この様式、第八号様式及び第十一号様式において同じ。)設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

(3)・(4) (略)

(5) 届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態(投資証券に類するもの、投資法人債券に類するもの(以下この様式において「外国投資法人債券」という。))短期投資法人債に類するもの(別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b (略)

(6) 外国投資証券の形態等

- a (略)
b 当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) (略)

- (b) 当該届出に係る外国投資証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国投資証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国投資証券について、外国投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(7)～(9) (略)

(10) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。

(11) ~ (13) (略)

(13-2) 引受け等の概要

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

b 法第2条第6項第3号に掲げる方法による外国新投資口予約権証券の引受けがなされる場合には、引受人が引受けの対象となる外国新投資口予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、外国投資法人が発行者である株券等（法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下bにおいて同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下bにおいて同じ。）が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における外国投資法人が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(14) (略)

(15) その他

(削る)

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b・c (略)

(15-2) 外国投資口予約権の内容

第四号の三様式「記載上の注意」(13-2)から(13-6)までに準じて記載すること。

(16) (略)

(17) 外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社

a 外国投資法人債管理者（外国投資法人債券に係る投資法人債管理者に類するものをいう。）又は外国投資法人債（外国投資法人債券に表示される権利をいう。（47）bにおいて同じ。）の管理会社（以下この様式において「外国投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（外国投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。

b・c (略)

(18) (略)

(19) 主要な経営指標等の推移

外国投資法人の直近5計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とする外国投資法人（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下この様式において同じ。）にあっては、10計算期間）に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」(16)に準じて記載すること。

(20) ~ (22) (略)

(23) 外国投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、外国投資法人が発行する投資口（外国投資法人に対する権利であって投資口に類するものをいう。以下この様式において同じ。）の

(10) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(11) ~ (13) (略)

(新設)

(14) (略)

(15) その他

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国投資法人への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c・d (略)

(新設)

(16) (略)

(17) 外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社

a 外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社（以下この様式において「外国投資法人債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（外国投資法人債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。

b・c (略)

(18) (略)

(19) 主要な経営指標等の推移

外国投資法人の直近5計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている外国投資法人を含む。以下同じ。）にあっては、10計算期間）に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」(16)に準じて記載すること。

(20) ~ (22) (略)

(23) 外国投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、外国投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数を記載すること。

総口数及び発行済投資口総口数を記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済投資口総口数の増減についても併せて記載すること。

(24) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（投資主に類する者をいう。以下この様式において同じ。）（所有投資口数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(25) (略)

(26) 投資対象

a・b (略)

c 外国投資法人が、不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の2第1項各号に掲げる全ての要件を満たす法人をいう。以下c、(38)c及び(39)dにおいて同じ。）の発行する株式又は出資（以下c、(38)c及び(39)dにおいて「株式等」という。）の総数の50%を超えて株式等を有する場合には、不動産保有法人ごとに、不動産保有法人に対する出資額、不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）当該外国投資法人の資産に属する不動産保有法人の株式等がその発行済株式等の総数に占める割合及び不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該不動産保有法人の投資対象とする不動産について、a及びbに準じて記載すること。

(27)～(29) (略)

(30) 手数料等及び税金

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下(30)及び(34)において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(31)～(35) (略)

(36) 投資状況

a (略)

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

c (略)

(37) 投資有価証券の主要銘柄

a (略)

b 投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下(37)において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

なお、最近5年間における出資総額及び発行済総投資口数の増減についても併せて記載すること。

(24) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（所有投資口数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(25) (略)

(26) 投資対象

a・b (略)

(新設)

(27)～(29) (略)

(30) 手数料等及び税金

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(31)～(35) (略)

(36) 投資状況

a (略)

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

c (略)

(37) 投資有価証券の主要銘柄

a (略)

b 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
- d・e（略）
- (38) 投資不動産物件
- a（略）
- b 投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下(38)において同じ。）について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 外国投資法人が、不動産保有法人の発行する株式等の総数の50%を超えて株式等を有する場合には、当該不動産保有法人の現況（例えば、事業、収益及び財務の状況）を記載するとともに、不動産保有法人の投資する不動産について、bに準じて記載すること。なお、やむを得ない事情により開示できない項目がある場合には、その旨を記載すること。
- (39) その他投資資産の主要なもの
- a～c（略）
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(37) c又は(38) bに掲げる事項）を記載すること。外国投資法人が、不動産保有法人の発行する株式等の総数の50%を超えて株式等に係る権利を有する場合には、これらに加えて、当該不動産保有法人の現況及びその投資する不動産について、(38) cに準じて記載すること。
- (40)（略）
- (41) 純資産等の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。
- また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

- c 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）利率及び償還期限（債券（振替社債等に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。
- d・e（略）
- (38) 投資不動産物件
- a（略）
- b 投資不動産について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- (新設)
- (39) その他投資資産の主要なもの
- a～c（略）
- d 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(37) c又は(38) bに掲げる事項）を記載すること。
- (40)（略）
- (41) 純資産等の推移
- 有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式、第八号様式及び第十一号様式において同じ。）（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
- また、当該外国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

- (42) (略)
- (43) 自己資本利益率(収益率)の推移
有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、自己資本利益率(第四号の三様式の「記載上の注意」(16)(m)に規定する自己資本利益率に相当するものをいう。)又は収益率(第四号の二様式の「記載上の注意」(39)に規定する収益率をいう。)を記載すること。
- (44)・(45) (略)
- (46) 財務ハイライト情報
a (略)
b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。(74)aにおいて同じ。)から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下b及び(74)aにおいて同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。以下この様式において同じ。)が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- (47) 外国投資証券事務の概要
当該外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。
a (略)
b 投資主又は外国投資法人債権者(外国投資法人債に係る債権者をいう。(62)において同じ。)に対する特典
c・d (略)
- (48)・(49) (略)
- (50) 役員の状態
有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員(設立中の外国投資法人にあっては設立企画人(投資信託及び投資法人に関する法律第66条第1項に規定する設立企画人をいう。)に相当する者及び役員候補者の)の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数(設立中の外国投資法人にあっては引受予定投資口数)を記載すること。
- (51)～(55) (略)
- (56) 資産の評価
外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (57)～(61) (略)
- (62) 投資主・外国投資法人債権者の権利
投資主総会又は外国投資法人債権者集会(外国投資法人債権者の組織するものであって投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第1項に規定する投資法人債権者集会に類するものをいう。以下(62)において同じ。)に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。
- (63) (略)
- (64) 本邦における代理人
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。)との関係について記載すること。
- (65)～(69) (略)

- (42) (略)
- (43) 自己資本利益率(収益率)の推移
有価証券届出書提出日の直近10計算期間(6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間)について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率(第四号様式の「記載上の注意」(33)に規定する収益率をいう。第八号様式及び第十一号様式において同じ。)を記載すること。
- (44)・(45) (略)
- (46) 財務ハイライト情報
a (略)
b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。以下この様式において同じ。)が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- (47) 外国投資証券事務の概要
当該外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。
a (略)
b 投資主又は外国投資法人債権者に対する特典
c・d (略)
- (48)・(49) (略)
- (50) 役員の状態
有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員(設立中の外国投資法人にあっては設立企画人及び役員候補者の)の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数(設立中の外国投資法人にあっては引受予定投資口数)を記載すること。
- (51)～(55) (略)
- (56) 資産の評価
外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (57)～(61) (略)
- (62) 投資主・外国投資法人債権者の権利
投資主総会又は外国投資法人債権者集会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。
- (63) (略)
- (64) 本邦における代理人
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。
- (65)～(69) (略)

- (70) 事業の内容及び営業の概況
 資産運用会社が複数の外国投資法人に係る資産の運用をしている場合には、全ての外国投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての外国投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国投資法人について記載すること。
- (71)・(72) (略)
- (73) 資本関係
 外国投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (74) (略)
- (75) 貸借対照表
 最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。以下この様式において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (76)～(78) (略)
- (79) 投資有価証券明細表等
 投資法人計算規則第80条第1項に規定する附属明細書に準じて記載すること。
- (80)・(81) (略)
- (82) 投資法人制度の概要
 届出に係る外国投資法人の属する国、州等における外国投資法人に関する制度全般にわたり、外国投資法人の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、投資主の権利の差異等その概要について記載すること。
- (83) 外国投資証券の様式
 当該外国投資証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあつては、その旨及び社債等振替法第127条において準用する社債等振替法第69条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。
- (84)・(85) (略)

- (70) 事業の内容及び営業の概況
 資産運用会社が複数の外国投資法人に係る資産の運用をしている場合には、すべての外国投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国投資法人について記載すること。
- (71)・(72) (略)
- (73) 資本関係
 届出外国投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (74) (略)
- (75) 貸借対照表
 最近2計算期間（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。以下同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
- (76)～(78) (略)
- (79) 投資有価証券明細表等
 投資法人の計算に関する規則第80条第1項に規定する附属明細書に準じて記載すること。
- (80)・(81) (略)
- (82) 投資法人制度の概要
 届出外国投資法人の属する国、州等における投資法人制度全般にわたり、投資法人の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、投資主（受益者等）の権利の差異等その概要について記載すること。
- (83) 外国投資証券の様式
 当該外国投資証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあつては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項（第5号及び第6号を除く。）に規定する通知事項）の内容について記載すること。
- (84)・(85) (略)

改 正 案	現 行
<p>第四号の四の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (13)【引受け等の概要】 (14)・(15) (略)</p> <p>第2【外国新投資口予約権証券】 (1)【外国投資法人の名称】 (2)【外国投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行(売出)数】 (4)【発行(売出)価額の総額】 (5)【発行(売出)価格】 (6)【申込手数料】 (7)【申込単位】 (8)【申込期間】 (9)【申込証拠金】 (10)【申込取扱場所】 (11)【割当日】 (12)【払込期日】 (13)【払込取扱場所】 (14)【外国新投資口予約権の内容】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】 【外国新投資口予約権の行使期間】 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【外国新投資口予約権の行使の条件】 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (15)【引受け等の概要】 (16)【手取金の使途】 (17)【その他】</p> <p>第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)～(15) (略) (16)【引受け等の概要】 (17)～(21)(略)</p>	<p>第四号の四の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) (新設)</p> <p>第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)～(15) (略) (新設) (16)～(20) (略)</p>

第4 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

(1) 追完情報

a (2) aの有価証券報告書又は(2) dの外国会社報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

(a)・(b) (略)

b (2) aの有価証券報告書又は(2) dの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c 最近計算期間(第23条に定める期間をいう。以下c及び(2) aにおいて同じ。)に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) (略)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

(1) 追完情報

a (2) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

(a)・(b) (略)

b (2) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。

c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(2) (略)

改 正 案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (13)【引受け等の概要】 (12)・(13) (略)</p> <p>第2【外国新投資口予約権証券】 (1)【外国投資法人の名称】 (2)【外国投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行(売出)数】 (4)【発行(売出)価額の総額】 (5)【発行(売出)価格】 (6)【申込手数料】 (7)【申込単位】 (8)【申込期間】 (9)【申込証拠金】 (10)【申込取扱場所】 (11)【割当日】 (12)【払込期日】 (13)【払込取扱場所】 (14)【外国新投資口予約権の内容】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】 【外国新投資口予約権の行使期間】 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【外国新投資口予約権の行使の条件】 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (15)【引受け等の概要】 (16)【手取金の使途】 (17)【その他】</p> <p>第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)～(15) (略) (16)【引受け等の概要】 (17)～(21) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)] (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) (新設)</p> <p>第2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)～(15) (略) (新設) (16)～(20) (略)</p>

第4 (略)
第二部～第四部 (略)
(記載上の注意)
(略)

第3 (略)
第二部～第四部 (略)
(記載上の注意)
(略)

改 正 案	現 行
<p>第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【各(特定)社債の金額】 5~14 (略) 15【(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社】 16~28 (略)</p> <p>第2 (略) 第3【コマーシャル・ペーパー及び(特定)短期社債】 1~10 (略) 第4・第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付(法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) d この様式中「券面総額」は振替社債(社債等振替法第66条第1項に規定する振替社債をいう。(4)において同じ。))又は振替特定社債(社債等振替法第118条において準用する社債等振替法第66条(第1号イからニまでを除く。))に規定する振替特定社債をいう。(4)において同じ。)に係るものを、「証券」は社債等振替法第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券を、それぞれ含むものとする。</p> <p>(2)・(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替社債、振替特定社債、振替優先出資(社債等振替法第237条第1項に規定する振替優先出資をいう。)、振替新優先出資引受権(社債等振替法第</p>	<p>第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【各社債の金額】 5~14 (略) 15【社債管理者又は社債の管理会社】 16~28 (略)</p> <p>第2 (略) 第3【コマーシャル・ペーパー及び特定短期社債】 1~10 (略) 第4・第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) d この様式中「券面総額」は振替特定社債(社債、株式等の振替に関する法律第118条において準用する同法第66条に規定する特定社債をいう。以下この様式において同じ。)に係るものを、「証券」は振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。</p> <p>(2)・(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替特定社債、振替優先出資(社債、株式等の振替に関する法律第237条第1項に規定する振替優先出資をいう。)、振替新優先出資引受権(同法第</p>

248条第1項に規定する振替新優先出資引受権をいう。) 振替新優先特定社債(社債等振替法第250条に規定する振替新優先特定社債をいう。)又は振替新優先出資引受権付特定社債(社債等振替法第253条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。)については、記名・無記名の別の記載を要しない。

b～f (略)

g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業者等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

h (略)

(5) 振出地

短期社債(社債等振替法第66条第1号に規定する短期社債をいう。)及び特定短期社債(資産流動化法第2条第8項に規定する特定短期社債をいう。)については、振出地の記載を要しない。

(6)・(7) (略)

(8) 引受け等の概要

a (略)

b 当該届出に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。)とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る同令第153条第1項第4号二に規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(9)～(16) (略)

(17) 管理資産を構成する資産の内容

a 管理資産を構成する資産が債権(有価証券に表示される債権を除く。以下aにおいて同じ。)である場合には、次の(a)及び(b)に従って記載すること。

(a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。)、また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

(b) 管理資産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性(債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等)を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、原

248条第1項に規定する振替新優先出資引受権をいう。) 振替新優先特定社債(同法第250条に規定する振替新優先特定社債をいう。)又は振替新優先出資引受権付特定社債(同法第253条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。)については、記名・無記名の別の記載を要しない。

b～f (略)

g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

h (略)

(5) 振出地

特定短期社債については、振出地の記載を要しない。

(6)・(7) (略)

(8) 引受け等の概要

a (略)

b 当該届出に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金商業等府令第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等(法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。)又は子法人等(法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。)とする金融商品取引業者を主幹事会社(金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。)とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号二に規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(9)～(16) (略)

(17) 管理資産を構成する資産の内容

a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。)、また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

保有者による買戻し等)の概略を簡潔に記載すること。

- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 管理資産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利(hの特定有価証券に表示される権利を除く。)である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(a又はbに掲げる事項)を記載すること。
- d 管理資産を構成する資産が有価証券(hの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券についてa(b)に準じて記載すること。
- e・f (略)
- g 管理資産を構成する資産がaからfまでに掲げる資産以外の資産(hの特定有価証券を除く。)である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからfまでに準じて記載すること。
- h 管理資産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券(投資信託証券に該当するものを除く。)である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託(資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。)の受益者にあつては、代表権利者(同条第17項に規定する代表権利者をいう。))又は特定信託管理者(同条第18項に規定する特定信託管理者をいう。))の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容(aからgまでに掲げる資産の内容に応じaからgまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。
- i 管理資産を直接又は間接に構成する債権(信託の受益権に係る受益債権を除く。以下iにおいて単に「債権」という。)に係る債務者(以下iにおいて単に「債務者」といふ。)の子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。)(d)において同じ。))又は関連会社(同条第5項に規定する関連会社をいう。)(d)において同じ。))である債務者がある場合には、当該債務者を含む。)であつて、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの(以下iにおいて「重要な債務者」という。)が存在する場合には、aからhまでに加えて、次の(a)から(d)までに従ふこと。
- (a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況(直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。)を記載すること。
- (b) 当該割合その他の管理資産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況につい

- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。)の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。)ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 管理資産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利(hの信託受益権を除く。)である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(a又はbに掲げる事項)を記載すること。
- d 管理資産を構成する資産が有価証券(hの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。
- e・f (略)
- g 管理資産を構成する資産がaからfまでに掲げる資産以外の資産(hに掲げるものは除く。)である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからfまでに準じて記載すること。
- h 管理資産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託の受益権にあつては、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。

(新設)

て記載すること。

(c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。

(d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の又はに掲げる書類のいずれかを添付すること。

— 直近の連結計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいう。）その他これに類する書類（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該公認会計士又は監査法人による報告書及び当該監査を受けた当該書類）

— 当該重要な債務者が、継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

i (略)

(18) (略)

(19) 管理資産の管理

a (略)

b 当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者（以下この様式において「証券所有者」という。）以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等（証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券（出資持分を含む。）をいう。（29）において同じ。）を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法等を記載すること。

c～e (略)

(20)～(24) (略)

(25) 管理資産を構成する資産の管理の概況

a 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。

b・c (略)

(26) 損失及び延滞の状況

a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。

b・c (略)

(27) (略)

(28) 投資リスク

a・b (略)

c 提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は

i (略)

(18) (略)

(19) 管理資産の管理

a (略)

b 当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者（以下この様式において「証券所有者」という。）以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等（証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券（出資持分を含む。）をいう。以下この様式において同じ。）を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法等を記載すること。

c～e (略)

(20)～(24) (略)

(25) 管理資産を構成する資産の管理の概況

a 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。

b・c (略)

(26) 損失及び延滞の状況

a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。

b・c (略)

(27) (略)

(28) 投資リスク

a・b (略)

c 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は

状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

d・e（略）

(29) 管理資産の経理状況

a・b（略）

c 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分又は債権額に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。

(30)（略）

(31) 監査等の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士又は監査法人による報告書を添付すること。

(32)～(42)（略）

は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

d・e（略）

(29) 管理資産の経理状況

a・b（略）

c 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。

(30)（略）

(31) 監査等の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。

(32)～(42)（略）

改正案	現行
<p>第五号の二の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>特定社債</u>(特定短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【各特定社債の金額】 5~14 (略) 15【<u>特定社債管理者又は特定社債の管理会社</u>】 16~28 (略) 第2~第4 (略) 第二部~第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)特定優先出資証券の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (2) 追完情報 a・b (略) c 最近計算期間(第23条に定める期間をいう。以下c及び(3)aにおいて同じ。)に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (3) (略)</p>	<p>第五号の二の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>社債</u>(特定短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【各社債の金額】 5~14 (略) 15【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 16~28 (略) 第2~第4 (略) 第二部~第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (2) 追完情報 a・b (略) c 最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (3) (略)</p>

改正案	現行
<p>第五号の二の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>特定社債</u>(特定短期社債を除く。)] 1～3 (略) 4【各特定社債の金額】 5～14 (略) 15【<u>特定社債管理者又は特定社債の管理会社</u>】 16～28 (略) 第2～第4 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第五号の二の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>社債</u>(特定短期社債を除く。)] 1～3 (略) 4【各社債の金額】 5～14 (略) 15【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 16～28 (略) 第2～第4 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案	現行
<p>第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>外国社債</u>(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各外国社債の金額】 5~14 (略) 15【<u>外国社債管理者又は外国社債の管理会社</u>】 16~18 (略) 【<u>外国新株予約権付社債に関する事項</u>】 19【<u>外国新株予約権の内容</u>】 20【<u>外国新株予約権の行使請求期間</u>】 21【<u>外国新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項</u>】 22【<u>外国新株予約権の譲渡に関する事項</u>】 23・24 (略) 第2【<u>外国株式</u>】 1~8 (略) 9【<u>外国株式の内容</u>】 10~16 (略) 第3~第5 (略) 第二部~第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a~f (略) g この様式中「券面総額」は振替外債に係るものを、「証券」は社債等振替法第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券に係るものを、それぞれ含むものとする。 (2)・(3) (略) (4) 保管に関する事項 外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外債については、この限りでない。 (5)~(9) (略) (10) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。)との関係について記載すること。 (11) (略) (12) 監査等の概要 当該届出に係る外国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監</p>	<p>第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>社債</u>(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各社債の金額】 5~14 (略) 15【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 16~18 (略) 【<u>新株予約権付社債に関する事項</u>】 19【<u>新株予約権の内容</u>】 20【<u>新株予約権の行使請求期間</u>】 21【<u>新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項</u>】 22【<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>】 23・24 (略) 第2【<u>株式</u>】 1~8 (略) 9【<u>株式の内容</u>】 10~16 (略) 第3~第5 (略) 第二部~第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a~f (略) g この様式中「券面総額」は振替外債に係るものを、「証券」は振替社債等に係るものを、それぞれ含むものとする。 (2)・(3) (略) (4) 保管に関する事項 外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。 (5)~(9) (略) (10) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産流動化証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。 (11) (略) (12) 監査等の概要 当該届出に係る外国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監</p>

査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士又は監査法人による報告書を添付すること。

(13)・(14) （略）

(15) 外国資産流動化証券の様式

当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあっては、その旨及び社債等振替法第 127 条において準用する社債等振替法第 69 条第 1 項各号（第 5 号及び第 6 号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。

(16) （略）

査法人（外国においてこれに相当する者を含む。）の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士等による報告書を添付すること。

(13)・(14) （略）

(15) 外国資産流動化証券の様式

当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第 127 条において準用する同法第 69 条第 1 項（第 5 号及び第 6 号を除く。）に規定する通知事項）の内容について記載すること。

(16) （略）

改正案	現行
<p>第五号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>外国特定社債</u>(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各外国特定社債の金額】 5~14 (略) 15【<u>外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社</u>] 16~18 (略) 【<u>外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項</u>】 19【<u>外国新優先出資引受権の内容</u>】 20【<u>外国新優先出資引受権の行使請求期間</u>】 21【<u>外国新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次事項</u>】 22【<u>外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項</u>】 23・24 (略) 第2【<u>外国特定優先出資証券</u>】 1~8 (略) 9【<u>外国優先出資の内容</u>】 10~16 (略) 第3・第4 (略) 第二部~第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (2) 追完情報 a (3) aの有価証券報告書又は(3) dの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 (a)・(b) (略) b (3) aの有価証券報告書又は(3) dの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。 c 最近計算期間(第23条に定める期間をいう。以下c及び(3) aにおいて同じ。)に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日まで</p>	<p>第五号の三の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>社債</u>(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【<u>各社債の金額</u>】 5~14 (略) 15【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 16~18 (略) 【<u>新株予約権付社債に関する事項</u>】 19【<u>新株予約権の内容</u>】 20【<u>新株予約権の行使請求期間</u>】 21【<u>新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項</u>】 22【<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>】 23・24 (略) 第2【<u>株式</u>】 1~8 (略) 9【<u>株式の内容</u>】 10~16 (略) 第3・第4 (略) 第二部~第四部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (2) 追完情報 a (3) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。 (a)・(b) (略) b (3) aの有価証券報告書又はdの外国会社報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。 c 最近計算期間に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」に</p>

の間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(3) (略)

について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

(3) (略)

改 正 案	現 行
<p>第五号の三の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>外国特定社債</u>(短期外債を除く。)] 1～3 (略) 4【<u>各外国特定社債の金額</u>】 5～14 (略) 15【<u>外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社</u>】 16～18 (略) 【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】 19【<u>外国新優先出資引受権の内容</u>】 20【<u>外国新優先出資引受権の行使請求期間</u>】 21【<u>外国新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次事項</u>】 22【<u>外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項</u>】 23・24 (略) 第2【<u>外国特定優先出資証券</u>】 1～8 (略) 9【<u>外国優先出資の内容</u>】 10～16 (略) 第3・第4 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (2)・(3) (略)</p>	<p>第五号の三の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【<u>社債</u>(短期外債を除く。)] 1～3 (略) 4【<u>各社債の金額</u>】 5～14 (略) 15【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 16～18 (略) 【新株予約権付社債に関する事項】 19【<u>新株予約権の内容</u>】 20【<u>新株予約権の行使請求期間</u>】 21【<u>新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項</u>】 22【<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>】 23・24 (略) 第2【<u>株式</u>】 1～8 (略) 9【<u>株式の内容</u>】 10～16 (略) 第3・第4 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。 (1) 届出の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態及び金額 a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (2)・(3) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】 1【受託者の概況】(28) 2【事業の内容及び営業の概況】 (削る) 3【経理の状況】(28-2) 4【利害関係人との取引制限】(28-3) 5 (略)</p> <p>第2【原委託者の状況】(30) 1【会社の場合】 (1) (略) 2【事業の内容及び営業の概況】 (削る) (3) (略) (4)【利害関係人との取引制限】 (5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付(法第2条第34頁に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)Ⅰに準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) (2)・(3) (略)</p>	<p>第五号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】(28) 1【受託者の概況】 2【事業の状況】 3【設備の状況】 4【経理の状況】 (新設) 5 (略)</p> <p>第2【原委託者の状況】(30) 1【会社の場合】 (1) (略) 2【事業の状況】 3【設備の状況】 (4) (略) (新設) (5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)のⅠに準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。 なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) (2)・(3) (略)</p>

(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等

a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権(社債等振替法第124条の2に規定する振替特定目的信託受益権をいう。(36)において同じ。)については、この限りでない。

b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5)~(7) (略)

(8) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b (略)

(9)~(13) (略)

(14) 特定信託財産を構成する資産の内容

a 特定信託財産を構成する資産が債権(有価証券に表示される債権を除く。以下aにおいて同じ。)である場合には、次の(a)及び(b)に従って記載すること。

(a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。)また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

(b) 特定信託財産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性(債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等)を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、原保有者(特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者(保有する資産を証券等に体化させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。)をいう。(16)において同じ。))による買戻し等)の概略を簡潔に記載すること。

b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全

(4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等

a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権(社債、株式等の振替に関する法律第124条において準用する同法第66条(第1号を除く。))に規定する資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託受益権をいう。以下この様式において同じ。)については、この限りでない。

b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5)~(7) (略)

(8) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b (略)

(9)~(13) (略)

(14) 特定信託財産を構成する資産の内容

a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること(基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。)また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総

賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 特定信託財産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利（hの特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a又はbに掲げる事項）を記載すること。

d 特定信託財産を構成する資産が有価証券（hの特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券についてa（b）に準じて記載すること。

e・f（略）

g 特定信託財産を構成する資産がaからfまでに掲げる資産以外の資産（hの特定有価証券を除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからfまでに準じて記載すること。

h 特定信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあつては、資産流動化法第2条第17項又は第18項に規定する代表権利者（同条第17項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容（aからgまでに掲げる資産の内容に応じaからgまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。

i 特定信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下iにおいて単に「債権」という。）に係る債務者（以下iにおいて単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であつて、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下iにおいて「重要な債務者」という。）が存在する場合には、aからhまでに加えて、次の（a）から（d）までに従うこと。

（a）重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。

（b）当該割合その他の特定信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。

（c）当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。

（d）当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の又はに掲げる書類のいずれかを添付すること。

— 直近の連結計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいう。）その他こ

数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

c 特定信託財産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利（hの信託受益権を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a又はbに掲げる事項）を記載すること。

d 特定信託財産を構成する資産が有価証券（hの有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。

e・f（略）

g 特定信託財産を構成する資産がaからfまでに掲げる資産以外の資産（hに掲げるものは除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからfまでに準じて記載すること。

h 特定信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託の受益権にあつては、資産流動化法第2条第17項又は第18項に規定する代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容（当該財産がaからgまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じaからgまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。

（新設）

れに類する書類（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該公認会計士又は監査法人による報告書及び当該監査を受けた当該書類）

当該重要な債務者が、継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

(15)・(16) (略)

(17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項

a 当該国内資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。

b・c (略)

(18) 受益権

社債的受益権（資産流動化法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権をいう。以下この様式において同じ。）を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号）第52条第2項第1号に規定する配当額の積算根拠及び同項第3号の元本の償還にあてる資金の調達方法を記載すること。

(19) 損失及び延滞の状況

a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。

b・c (略)

(20)・(21) (略)

(22) 特定信託財産の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（28-2）において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

b・c (略)

(23) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(24) aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいれ、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（24）において同じ。）も記載すること。

(24)～(27) (略)

(28) 受託者の概況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及

(15)・(16) (略)

(17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項

a 当該国内資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。

b・c (略)

(18) 受益権

社債的受益権（資産流動化法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権をいう。以下この様式において同じ。）を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号）第52条第2項第1号に規定する配当額の積算根拠及び同項第3号の元本の償還にあてる資金の調達方法を記載すること。

(19) 損失及び延滞の状況

a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産金額に対する割合の推移を記載すること。

b・c (略)

(20)・(21) (略)

(22) 特定信託財産の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

b・c (略)

(23) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいれ、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。（24）において同じ。）も記載すること。

(24)～(27) (略)

(28) 受託者の概況

「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内

ひ発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b 受託者の機構について記載すること。

(28-2) 経理の状況

a 受託者の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b 受託者が、継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務諸表又は中間財務諸表の記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(28-3) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(29) その他

a 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。

b・c （略）

(30) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、(28) から (28-3) までに準じて記載すること。

(31)・(32) （略）

(33) 資本関係

原委託者及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(34) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、原委託者の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(35) （略）

(36) 内国資産信託流動化受益証券の様式

当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあっては、その旨及び社債等振替法第124条において準用する社債等振替法第69条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。

(37) （略）

閣府令第2号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(新設)

(新設)

(29) その他

a 受託者、原委託者又は関係法人について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。

b・c （略）

(30) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(31)・(32) （略）

(33) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(34) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(35) （略）

(36) 内国資産信託流動化受益証券の様式

当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあっては、その旨及び社債、株式等の振替に関する法律第124条において準用する同法第69条第1項（第5号及び第6号を除く。）に規定する通知事項）の内容について記載すること。

(37) （略）

改正案	現行
<p>第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】(22) 1 (略) 2【事業の内容及び営業の概況】 (削る) 3【経理の状況】(23) 4【利害関係人との取引制限】(23) 5【監督官庁の概要】(25) 6 (略)</p> <p>第2【原委託者の状況】(26) 1【会社の場合】 (1) (略) 2【事業の内容及び営業の概況】 (削る) (3) (略) 4【利害関係人との取引制限】 (5)【監督官庁の概要】(25) (6) (略)</p> <p>2【会社以外の団体の場合】 (1)～(4) (略) (5)【監督官庁の概要】(25) (6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3【その他関係法人の概況】 1～4 (略) 5【監督官庁の概要】(25) 6 (略)</p> <p>第四部【特別情報】 【外国資産信託流動化受益証券の様式】(27) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行面額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載し、信用格付(法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下こ</p>	<p>第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】(22) 1 (略) 2【事業の状況】 3【設備の状況】 4【経理の状況】 (新設) 5【監督官庁の概要】(23) 6 (略)</p> <p>第2【原委託者の状況】(24) 1【会社の場合】 (1) (略) 2【事業の状況】 3【設備の状況】 (4) (略) (新設) (5)【監督官庁の概要】(23) (6) (略)</p> <p>2【会社以外の団体の場合】 (1)～(4) (略) (5)【監督官庁の概要】(23) (6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3【その他関係法人の概況】 1～4 (略) 5【監督官庁の概要】(23) 6 (略)</p> <p>第四部【特別情報】 【外国資産信託流動化受益証券の様式】(25) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行面額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内</p>

の様式において同じ。)に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13)の1に準じて記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c～g (略)

(2)～(5) (略)

(6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等

a (略)

b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(7)～(9) (略)

(10) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b (略)

(11)・(12) (略)

(13) 財務書類

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。(23) bにおいて同じ。)から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。(23) bにおいて同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。

b (略)

c 最近2計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

d (略)

(14)～(19) (略)

(20) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権

限府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 原委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c～g (略)

(2)～(5) (略)

(6) 外国資産信託流動化受益証券の形態等

a (略)

b 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る外国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(7)～(9) (略)

(10) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b (略)

(11)・(12) (略)

(13) 財務書類

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。

b (略)

c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

d (略)

(14)～(19) (略)

(20) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国資産信託流動化受益証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権

限の内容及び届出代理人（第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。

(21) (略)

(22) 受託者の概況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b 受託者の機構について記載すること。

(23) 受託者の経理状況

a 受託者の最近2事業年度（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類に添付すること。

c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

d 受託者が、継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務書類の記載及びbに規定する書類の添付に代えて、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(24) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(25) (略)

(26) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、(22)から(24)までに準じて記載すること。

(27)・(28) (略)

限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。

(21) (略)

(22) 受託者の状況

「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第7号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、受託者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

(新設)

(新設)

(23) (略)

(24) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第7号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、原委託者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。

(25)・(26) (略)

改 正 案	現 行
<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】 1【受託者の概況】(35) 2【事業の内容及び営業の概況】 (削る) 3【経理の状況】(35-2) 4【利害関係人との取引制限】(35-3) 5 (略)</p> <p>第2【委託者の状況】(37) 1【会社の場合】 (1) (略) 2【事業の内容及び営業の概況】 (削る) (3) (略) (4)【利害関係人との取引制限】 (5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3 (略) (削る)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付(法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】(35) 1【受託者の概況】 2【事業の状況】 3【設備の状況】 4【経理の状況】 (新設) 5 (略)</p> <p>第2【委託者の状況】(37) 1【会社の場合】 (1) (略) 2【事業の状況】 3【設備の状況】 (4) (略) (新設) (5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第四部【特別情報】 【内国信託受益証券(内国信託社債券)の様式】(43) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(4) 内国信託受益証券の形態等

a (略)

b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 引受け等の概要

a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

b 当該届出に係る内国信託社債券の募集について、当該内国信託社債券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。）とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る同令第153条第1項第4号二に規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(9) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b (略)

c 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（(30) dにおいて「銀行等」という。）が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

(10)～(19) (略)

(20) 信託財産を構成する資産の内容

a 信託財産を構成する資産が債権（有価証券に表示される債権を除く。以下aにおいて同じ。）である場合には、次の(a)及び(b)に従って記載すること。

(a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

(b) 信託財産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種

(4) 内国信託受益証券の形態等

a (略)

b 当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a) (略)

(b) 当該届出に係る内国信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。

(9) その他

a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

b (略)

c 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（以下「銀行等」という。）が委託者としてその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その使途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

(10)～(19) (略)

(20) 信託財産を構成する資産の内容

a 信託財産を構成する資産が債権である場合には、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の種類が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。

類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等)を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、原保有者(信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。))をいう。(22)及び(23) aにおいて同じ。))による買戻し等)の概略を簡潔に記載すること。

- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。))の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。))ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 信託財産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利(iの特定有価証券に表示される権利を除く。)である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(a又はbに掲げる事項)を記載すること。
- d 信託財産を構成する資産が有価証券(iの特定有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が質権である場合には、当該有価証券についてa(b)に準じて記載すること。
- e~g (略)
- h 信託財産を構成する資産がaからgまでに掲げる資産以外の資産(iの特定有価証券を除く。)である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからgまでに準じて記載すること。
- i 信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券(投資信託証券に該当するものを除く。)である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人(特定目的信託(資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。))の受益権にあっては、代表権利者(同条第17項に規定する代表権利者をいう。))又は特定信託管理者(同条第18項に規定する特定信託管理者をいう。))の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容(aからhまでに掲げる資産の内容に応じaからhまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。
- j 信託財産を直接又は間接に構成する債権(信託の受益権に係る受益債権を除く。以下jにおいて単に「債権」という。)に係る債務者(以下jにおいて単に「債務者」といふ。))の子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。(d)において同じ。))又は関連会社(同条第5項に規定する関連会社をいう。(d)において同じ。))である債務者がある場合には、当該債務者を含み、)であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの(以下

- b 信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格(鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。))、担保の内容、不動産の状況(不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項)、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っていない場合にはその旨)及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下この様式において「テナント」という。)がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率(各年同一日における稼働率、以下この様式において同じ。))の推移並びに主要な不動産の物件(一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。以下この様式において同じ。))ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント(当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの)の概要(テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等)について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 信託財産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利(iの信託受益権を除く。)である場合には、当該権利の内容(種類、存続期間等)及び当該権利の目的物の内容(a又はbに掲げる事項)を記載すること。
- d 信託財産を構成する資産が有価証券(iの有価証券を除く。)である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。

e~g (略)

- h 信託財産を構成する資産がaからgまでに掲げる資産以外の資産(iに掲げるものは除く。)である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからgまでに準じて記載すること。
- i 信託財産を構成する資産が信託受益権又はこれを表示する有価証券である場合には、当該信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該信託に係る財産の内容(当該財産がaからhまでに掲げる資産である場合には、当該財産の内容に応じbからiまでに掲げる事項)等当該信託の内容について記載すること。

(新設)

j)において「重要な債務者」という。)が存在する場合には、aからiまでに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。

- (a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況(直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。)を記載すること。
- (b) 当該割合その他の信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。
- (c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。
- (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者(他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。)について、次の又はに掲げる書類のいずれかを添付すること。

直近の連結計算書類(会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいう。)その他これに類する書類(法令、契約等により、公認会計士又は監査法人(外国においてこれらに相当する者を含む。)による監査を受けることとなっている場合には、当該公認会計士又は監査法人による報告書及び当該監査を受けた当該書類)

当該重要な債務者が、継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。)に該当する者である場合には、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

k (略)

(21) (略)

(22) 信託の基本的仕組み

当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券を組成する仕組みの概要(原保有者、当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係(当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等)についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(23) 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項

a 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び当該債権等の発生からの期間別、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限の利益の喪失等の事由が生じた場合に、原保有者その他の者が当該債権を買戻し、他の債権との交換その他の方法により取得する義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。

j (略)

(21) (略)

(22) 信託の基本的仕組み

当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券を組成する仕組みの概要(保有者(信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。))をいう。)当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等)及び当該内国信託受益証券又は当該内国信託社債券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係(当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等)についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(23) 信託財産の運用(管理及び処分)に関する事項

a 当該内国信託受益証券の信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況(延滞の有無及び延滞の期間)別及び当該債権等の発生からの期間別、当該届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産残高に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限前弁済等の事由が生じた場合に、委託者その他の者が当該債権の買戻し又は他の債権と交換する等の義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。

- b～f (略)
- (24) その他
- a 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該信託に關し他の種類の受益権(受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なるほかの受益権をいう。(30)において同じ。)を有している者及び当該信託に關し信託財産のために発行された他の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。(30)において同じ。)の内国信託社債券の社債権者がいる場合には、当該信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。
- b・c (略)
- (25)・(26) (略)
- (27) 損失及び延滞の状況
- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。
- b・c (略)
- (28)・(29) (略)
- (30) 信託財産の経理状況
- a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35-2)aにおいて同じ。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b～e (略)
- (31) 貸借対照表
- 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日((32)aにおいて「中間貸借対照表日」という。))現在の貸借対照表をいし、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(32)において同じ。)も記載すること。
- (32)・(33) (略)
- (34) その他
- a 当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- b 内国信託受益証券(内国信託社債券)の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (35) 受託者の概況
- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
- なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。
- b 受託者の機構について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (35-2) 経理の状況
- a 受託者の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に

- b～f (略)
- (24) その他
- a 当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該信託に關し他の種類の受益権(受益権に係る信託財産が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なるほかの受益権をいう。以下同じ。)を有している者及び当該信託に關し信託財産のために発行された他の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。(30)において同じ。)の内国信託社債券の社債権者がいる場合には、当該信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。
- b・c (略)
- (25)・(26) (略)
- (27) 損失及び延滞の状況
- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額(元本及び利息等の償却額)及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。
- b・c (略)
- (28)・(29) (略)
- (30) 信託財産の経理状況
- a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。))第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b～e (略)
- (31) 貸借対照表
- 最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいし、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(32)において同じ。)も記載すること。
- (32)・(33) (略)
- (34) その他
- 当該有価証券の目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (35) 受託者の状況
- 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (新設)

添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

- b 受託者が、継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務諸表又は中間財務諸表の記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(35-3) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(36) その他

a 受託者又は委託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。

b・c （略）

(37) 委託者の状況

委託者が会社である場合、(35)から(35-3)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

(38)・(39) （略）

(40) 資本関係

発行者及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(41) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、発行者の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(42) （略）

(削る)

(43) 読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、この様式中、「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、この様式中(34)bについては該当はない旨を記載すること。

(44) （略）

(新設)

(36) その他

a 受託者、委託者又は関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。

b・c （略）

(37) 委託者の状況

委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならない場合には記載を要しない。

(38)・(39) （略）

(40) 資本関係

届出会社及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(41) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、届出会社の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(42) （略）

(43) 内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式

当該内国信託受益証券（内国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(44) 読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(43)については該当はない旨を記載すること。

(45) （略）

改 正 案	現 行																								
第六号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)	第六号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)																								
第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国信託社債の募集(売出)要項】 1【新規発行外国社債(短期外債を除く。)](11)	第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【外国信託社債の募集(売出)要項】 1【新規発行社債(短期社債を除く。)](11)																								
<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>券面総額又は振替外債の総額</td><td></td></tr> <tr><td>各外国社債の金額</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>外国社債の管理会社とその職務</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		券面総額又は振替外債の総額		各外国社債の金額		(略)		外国社債の管理会社とその職務		(略)		<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>券面総額又は振替社債の総額</td><td></td></tr> <tr><td>各社債の金額</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>社債の管理会社とその職務</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		券面総額又は振替社債の総額		各社債の金額		(略)		社債の管理会社とその職務		(略)	
(略)																									
券面総額又は振替外債の総額																									
各外国社債の金額																									
(略)																									
外国社債の管理会社とその職務																									
(略)																									
(略)																									
券面総額又は振替社債の総額																									
各社債の金額																									
(略)																									
社債の管理会社とその職務																									
(略)																									
2【新規発行短期外債】(12)	2【新規発行短期社債】(12)																								
<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>短期外債の総額</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		短期外債の総額		(略)		<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>短期社債の総額</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		短期社債の総額		(略)													
(略)																									
短期外債の総額																									
(略)																									
(略)																									
短期社債の総額																									
(略)																									
3【売出外国社債(売出短期外債を除く。)](13)	3【売出社債(売出短期社債を除く。)](13)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>売出面額の総額又は売 出振替外債の総額(円)</th> <th>売出価額の総額 (円)</th> <th>売出しに係る外国社債の所有者の 住所及び氏名又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	銘柄	売出面額の総額又は売 出振替外債の総額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る外国社債の所有者の 住所及び氏名又は名称					<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>売出面額の総額又は売 出振替社債の総額(円)</th> <th>売出価額の総額 (円)</th> <th>売出しに係る社債の所有者の住所 及び氏名又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	銘柄	売出面額の総額又は売 出振替社債の総額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所 及び氏名又は名称												
銘柄	売出面額の総額又は売 出振替外債の総額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る外国社債の所有者の 住所及び氏名又は名称																						
銘柄	売出面額の総額又は売 出振替社債の総額(円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る社債の所有者の住所 及び氏名又は名称																						
4【売出短期外債】(13)	4【売出短期社債】(13)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払期日</th> <th>売出振替短期外債の総額 (円)</th> <th>売出価額の総額 (円)</th> <th>売出しに係る短期外債の所有者の 住所及び氏名又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	支払期日	売出振替短期外債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期外債の所有者の 住所及び氏名又は名称					<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払期日</th> <th>売出短期社債の総額 (円)</th> <th>売出価額の総額 (円)</th> <th>売出しに係る短期社債の所有者の 住所及び氏名又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	支払期日	売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期社債の所有者の 住所及び氏名又は名称												
支払期日	売出振替短期外債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期外債の所有者の 住所及び氏名又は名称																						
支払期日	売出短期社債の総額 (円)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る短期社債の所有者の 住所及び氏名又は名称																						
5【売出外国社債の条件】(14) (略)	5【売出社債の条件】(14) (略)																								
第二部 (略) 第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】 1【受託者の概況】(25) 2【事業の内容及び営業の概況】 (削る) 3【経理の状況】(25-2) 4【利害関係人との取引制限】(27) 5【監督官庁の概要】(28) 6 (略)	第二部 (略) 第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】 第1【受託者の状況】(25) 1【受託者の概況】 2【事業の状況】 3【設備の状況】 4【経理の状況】 (新設) 5【監督官庁の概要】(26) 6 (略)																								
第2【委託者の状況】(29) 1【会社の場合】	第2【委託者の状況】(27) 1【会社の場合】																								

- (1) (略)
- (2) 【事業の内容及び営業の概況】
(削る)
- (3) (略)
- (4) 【利害関係人との取引制限】
- (5) 【監督官庁の概要】(28)
- (6) (略)
- 2 【会社以外の団体の場合】
- (1)～(4) (略)
- (5) 【監督官庁の概要】(28)
- (6) (略)
- 3 (略)
- 第3 【その他関係法人の概況】
- 1～4 (略)
- 5 【監督官庁の概要】(28)
- 6 (略)
- (削る)
- (記載上の注意)
- (1) 一般的事項
- a (略)
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付(法第2条第34I項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) 1 に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c～g (略)
- (2)～(5) (略)
- (6) 外国信託受益証券の形態等
- a (略)
- b 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
- (a)・(b) (略)
- 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (7)～(9) (略)

- (1) (略)
- (2) 【事業の状況】
- (3) 【設備の状況】
- (4) (略)
- (新設)
- (5) 【監督官庁の概要】(26)
- (6) (略)
- 2 【会社以外の団体の場合】
- (1)～(4) (略)
- (5) 【監督官庁の概要】(26)
- (6) (略)
- 3 (略)
- 第3 【その他関係法人の概況】
- 1～4 (略)
- 5 【監督官庁の概要】(26)
- 6 (略)
- 第四部 【特別情報】
- 【外国信託受益証券(外国信託債券)の様式】(28)
- (記載上の注意)
- (1) 一般的事項
- a (略)
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 委託者の状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c～g (略)
- (2)～(5) (略)
- (6) 外国信託受益証券の形態等
- a (略)
- b 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34I項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。
- (a)・(b) (略)
- 当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (7)～(9) (略)

- (10) その他
- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - b (略)
- (11) 新規発行外国社債(短期外債を除く。)
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。
- (12) 新規発行短期外債
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(17)に準じて記載すること。
- (13) 売出外国社債
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。
- (14) 売出外国社債の条件
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。
- (15)・(16) (略)
- (17) 財務書類
- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。(26) bにおいて同じ。)から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。以下 a 及び(26) bにおいて同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。
 - b (略)
 - c 最近2計算期間(第23条に定める期間をいう。(18)及び(19) aにおいて同じ。)において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
 - d (略)
- (18)～(22) (略)
- (23) 本邦における代理人
- 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国信託受益証券(当該外国信託社債券)の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。)との関係について記載すること。
- (24) (略)
- (25) 受託者の概況
- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。
 - b 受託者の機構について記載すること。なお、受託者が信託財産の投資運用を行う場合、その意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (26) 経理の状況
- a 受託者の最近2事業年度(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度)における財務書類について記載すること。
 - b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類に添付すること。
 - c 財務書類は、財務諸表等規則第131条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

- (10) その他
- a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - b (略)
- (11) 新規発行社債(短期社債を除く。)
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(15)に準じて記載すること。
- (12) 新規発行短期社債
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(17)に準じて記載すること。
- (13) 売出社債
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(23)に準じて記載すること。
- (14) 売出社債の条件
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「記載上の注意」(24)に準じて記載すること。
- (15)・(16) (略)
- (17) 財務書類
- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。
 - b (略)
 - c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
 - d (略)
- (18)～(22) (略)
- (23) 本邦における代理人
- 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国信託受益証券(当該外国信託社債券)の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。
- (24) (略)
- (25) 受託者の状況
- 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(新設)

d 受託者が、継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務書類の記載及びbに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(27) 利害関係人との取引制限
受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(28) (略)

(29) 委託者の状況

委託者が会社の場合、(25)から(27)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。

(削る)

(30) 読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、この様式中、「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。

(31) (略)

(新設)

(26) (略)

(27) 委託者の状況

委託者が会社の場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならない場合には記載を要しない。

(28) 外国信託受益証券（外国信託社債券）の様式

当該外国信託受益証券（当該外国信託社債券）の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

(29) 読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、本様式中、「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。この場合において、本様式中(27)については該当しない旨を記載すること。

(30) (略)

改正案	現行
<p>第六号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付(法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(13) 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等</p> <p>a 当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者(内国抵当証券の所有者をいう。bにおいて同じ。)の主な権利内容(利払日、弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等)及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c 当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</p> <p>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第六号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券等である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。</p> <p>なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第三部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 内国抵当証券の基本的仕組み等</p> <p>a 当該届出に係る内国抵当証券の内国抵当証券保有者の主な権利内容(利払日、弁済期限、利息支払の方法、償還の方法等)及び信用補充の形態等について、概略を簡潔に記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>c 当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該届出に係る内国抵当証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国抵当証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</p> <p>当該届出に係る内国抵当証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

(9) 内国抵当証券に係る法制度の概要

内国抵当証券の発行の法的効果、内国抵当証券の目的財産（内国抵当証券に表示される抵当権の目的たる土地若しくは建物又は抵当権の目的たる地上権の目的たる土地をいう。以下この様式において同じ。）の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(10)・(11) (略)

(12) 内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者

a 内国抵当証券に表示される貸付債権の債務者、内国抵当証券に表示される抵当権の設定者、当該債務者に信用補完（内国抵当証券に表示される抵当権の設定を除く。(14)及び(16)において同じ。）等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

b 当該関係業務の業務受託者の不履行があった場合又は業務受託者が倒産した場合等の取扱い等のうち、内国抵当証券の目的財産に関し法令又は内国抵当証券に表示される貸付債権に係る貸付契約若しくは抵当権設定契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。

(13)・(14) (略)

(15) 貸付債権の回収方法

貸付債権に表示される貸付債権の回収の方法及び手続について記載すること。

(16) 信用補完

当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

(17) その他

内国抵当証券に係る抵当権設定契約のうち重要事項を記載すること。

(18) 内国抵当証券保有者の権利

a 内国抵当証券の償還金額の計算方法等について記載すること。

b 内国抵当証券に表示される貸付債権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(19) 貸付債権の弁済状況

当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権について、債務者の弁済状況、履行遅滞の有無及び遅滞があった場合にはその状況について、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間（第23条に定める期間をいう。）の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。

(20)～(27) (略)

(28) 貸付債権に係る債務者の経理の概況

貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書で、定時株主総会の承認を受けたもの（株式会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの）を記載すること。

(29) (略)

(9) 内国抵当証券に係る法制度の概要

内国抵当証券の発行の法的効果、内国抵当証券の目的財産の管理者の義務・責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(10)・(11) (略)

(12) 内国抵当証券の目的財産に関し関係を有する者

a 貸付債権の債権者、債務者、抵当権者及び抵当権設定者、債務者に信用補完（内国抵当証券に表示される抵当権を除く。）等を行っている者及び当該貸付債権の回収の委託を受けた者についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。

b 当該関係業務の業務受託者の不履行があった場合又は業務受託者が倒産した場合等の取扱い等のうち、内国抵当証券の目的財産に関し法令又は当該金銭債権に係る契約若しくは抵当権設定契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。

(13)・(14) (略)

(15) 貸付債権の回収方法

貸付債権にかかる債務の回収の方法及び手続について記載すること。

(16) 信用補完

当該届出に係る内国抵当証券に係る債権の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

(17) その他

抵当権設定契約のうち重要事項を記載すること。

(18) 内国抵当証券保有者の権利

a 当該届出に係る内国抵当証券保有者に係る内国抵当証券及び償還金額の計算方法等について記載すること。

b 内国抵当証券に表示される元利金受領権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(19) 貸付債権の弁済状況

当該届出に係る内国抵当証券に表示される貸付債権について、債務者の弁済状況、履行遅滞の有無及び遅滞があった場合にはその状況について、有価証券届出書提出日の直近日及び当該提出日の直近2計算期間の末日における件数並びに金額及びその構成比を記載すること。

(20)～(27) (略)

(28) 貸付債権に係る債務者の経理の概況

貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書で、定時株主総会の承認を受けたもの（会社以外の法人にあっては、これらに準ずるもの）を記載すること。

(29) (略)

改 正 案	現 行
<p>第六号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国抵当証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。)との関係について記載すること。 (7)・(8) (略) (9) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 外国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずるものを記載すること。 (10) (略)</p>	<p>第六号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 本邦における代理人 本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国抵当証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。 (7)・(8) (略) (9) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、最近2事業年度に係る会社法第435条第2項の貸借対照表及び損益計算書若しくはこれらに準ずるものを記載すること。 (10) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ f (略)</p> <p>g 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号に掲げる権利の発行者である場合には、この様式中「組合等」とあるのは「会社」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 代表者の役職氏名 a (略)</p> <p>b 組合等を成立させる場合にあつては、<u>その当事者全員の氏名又は名称を記載すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 内国有価証券投資事業権利等の形態等 a (略)</p> <p>b 当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</p> <p>当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 申込手数料 手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等をいう。以下この様式において同じ。)を具体的に記載すること。</p> <p>(10) ~ (12) (略)</p> <p>(13) その他 a (略)</p> <p>b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の組合等への振替その他申込み等に関し必要な</p>	<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ f (略)</p> <p>g 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第3号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「組合等」とあるのは「会社」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 代表者の役職氏名 a (略)</p> <p>b 組合等の設立の場合にあつては、<u>設立企画人全員の氏名又は名称を記載すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 内国有価証券投資事業権利等の形態等 a (略)</p> <p>b 当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法</p> <p>当該届出に係る内国有価証券投資事業権利等について、組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 申込手数料 手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。</p> <p>(10) ~ (12) (略)</p> <p>(13) その他 a (略)</p> <p>b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の組合等への振替、その他申込み等に関し必要な</p>

項を記載すること。

c (略)

(14) 主要な経営指標等の推移

組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(1) (略)

(m) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。(37)において同じ。)

(15)・(16) (略)

(17) 組合等の仕組み

a (略)

b 組合等及び組合等の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。))又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容(組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

(18)～(26) (略)

(27) 手数料等及び税金

投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的、又は間接的に負担することとなる費用(税金は除く。以下(27)及び(31)において「手数料等」という。)の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(28)～(32) (略)

(33) 投資状況

a (略)

b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下(33)において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。))不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。(59)及び(60)において同じ。)を記載すること。

c (略)

(34)～(36) (略)

(37) 自己資本利益率(収益率)の推移

有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率(事業年度末の基準価額(分配付の額)から当該事業年度の直前の事業年度末の基準価額(分配付の額)を控除した額を当該基準価額(分配付の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。)を記載すること。

(38) (略)

(39) 資産の評価

国内有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法(有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。))算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載

事項を記載すること。

c (略)

(14) 主要な経営指標等の推移

組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(1) (略)

(m) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(15)・(16) (略)

(17) 組合等の仕組み

a (略)

b 組合等及び組合等の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。))又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、組合等管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容(組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

(18)～(26) (略)

(27) 手数料等及び税金

投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的、又は間接的に負担することとなる費用(税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。)の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(28)～(32) (略)

(33) 投資状況

a (略)

b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。))にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。))不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

c (略)

(34)～(36) (略)

(37) 自己資本利益率(収益率)の推移

有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率(事業年度末の基準価額(分配付の額)から当該事業年度の直前の事業年度末の基準価額(分配付の額)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数)を記載すること。

(38) (略)

(39) 資産の評価

国内有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。))算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を

すること。

(40)～(45) (略)

(46) 出資者等の権利

出資者等(出資者(法第2条第2項第5号に規定される出資者をいう。)又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員をいう。以下この様式において同じ。)による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該国内有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。

(47)～(50) (略)

(51) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、全ての組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び国内有価証券投資事業権利等1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。

(52)・(53) (略)

(54) 資本関係

組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(55) 組合等の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下aにおいて同じ。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b・c (略)

(56) 貸借対照表

最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日((57)aにおいて「中間貸借対照表日」という。)現在の貸借対照表をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(57)において同じ。)をも記載すること。

(57)・(58) (略)

(59) 投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券(投資資産である有価証券をいう。以下(59)において同じ。)のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)利率及び償還期限(債券(債券に表示されるべき権利)について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。)である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。

c・d (略)

記載すること。

(40)～(45) (略)

(46) 出資者等の権利

出資者等(出資者(法第2条第2項第5号に規定される者をいう。)並びに合名会社、合資会社及び合同会社の社員をいう。以下この様式において同じ。)による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該国内有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。

(47)～(50) (略)

(51) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、すべての組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び国内有価証券投資事業権利等1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。

(52)・(53) (略)

(54) 資本関係

届出組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(55) 組合等の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

b・c (略)

(56) 貸借対照表

最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表(事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。(57)において同じ。)をも記載すること。

(57)・(58) (略)

(59) 投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種(株式である場合に限る。)数量、金額(簿価、時価及びそれぞれの単価)利率及び償還期限(債券(振替社債等に係るものを含む。)である場合に限る。)並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別(株式である場合に限る。)の投資比率を記載すること。

c・d (略)

(60) その他投資資産の主要なもの

a・b (略)

c 投資資産が不動産に係る権利である場合には、当該権利について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

d (略)

(61)～(63) (略)

(60) その他投資資産の主要なもの

a・b (略)

c 投資資産が不動産に係る権利である場合には、当該権利について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、総賃料収入の合計、総賃貸面積の合計、総賃貸可能面積の合計及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

d (略)

(61)～(63) (略)

改 正 案	現 行
<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～g (略)</p> <p>h 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等に係る外国組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは越前報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとすること。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>i (略)</p> <p>j 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、この様式中「外国組合等」とあるのは「外国法人」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 代表者の役職氏名 a (略)</p> <p>b 外国組合等を成立させる場合にあっては、その当事者全員の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の形態(投資事業有限責任組合に類するもの、民法に規定する組合に類するもの及び匿名組合に類するものの別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下この様式において同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下この様式において同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。 (a) (略)</p> <p>(b) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に</p>	<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～g (略)</p> <p>h 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは越前報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したとすること。 この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。</p> <p>i (略)</p> <p>j 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「外国組合等」とあるのは「外国法人」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 代表者の役職氏名 a (略)</p> <p>b 外国組合等の設立の場合にあっては、設立企画人全員の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等 a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の形態(投資事業有限責任組合、民法に規定する組合及び匿名組合に類するものの別)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。 b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。 (a) (略)</p> <p>(b) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に</p>

供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(8)～(10) (略)

(11) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等)をいう。以下この様式において同じ。)を具体的に記載すること。

(12)～(14) (略)

(15) その他

a (略)

b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国組合等への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c (略)

(16)～(18) (略)

(19) 外国組合等の仕組み

a (略)

b 外国組合等及び外国組合等の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国組合等の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容(外国組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

(20)～(30) (略)

(31) 手数料等及び税金

投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用(税金は除く。以下(31)及び(35)において「手数料等」という。)の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(32)～(36) (略)

(37) 投資状況

a (略)

b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。)にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。))、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

c (略)

(38)～(40) (略)

(41) 自己資本利益率(収益率)の推移

有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率(第六号の

供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

(8)～(10) (略)

(11) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(12)～(14) (略)

(15) その他

a (略)

b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国組合等への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c (略)

(16)～(18) (略)

(19) 外国組合等の仕組み

a (略)

b 外国組合等及び外国組合等の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。)又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国組合等管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容(外国組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

(20)～(30) (略)

(31) 手数料等及び税金

投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用(税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。)の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(32)～(36) (略)

(37) 投資状況

a (略)

b 投資資産についてはその種類別(有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産(以下この様式において「その他の資産」という。)にあっては具体的な内容等による区分)及び地域別(有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別(国別又はこれに準ずる地域区分をいう。))、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別)ごとに、価格(有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格(併せて評価方法等について記載すること。))、その他の資産にあっては時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率(外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。)を記載すること。

c (略)

(38)～(40) (略)

(41) 自己資本利益率(収益率)の推移

有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率

五様式の「記載上の注意」(14) mに規定する自己資本利益率に相当するものをいう。)又は収益率(事業年度末の基準価額(分配付の額)から当該事業年度の直前の事業年度末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。)を記載すること。

(42) (略)

(43) 資産の評価

外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法(有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(44)～(49) (略)

(50) 出資者等の権利

出資者等(法第2条第2項第4号に規定する権利を有する者又は同項第6号に規定する権利を有する者をいう。以下この様式において同じ。)による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。

(51) (略)

(52) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国有価証券投資事業権利等の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条第1項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。)との関係について記載すること。

(53)～(57) (略)

(58) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、全ての外国組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。

(59)・(60) (略)

(61) 資本関係

外国組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(62) 外国組合等の経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下aにおいて同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類に添付すること。

b～d (略)

(63) 貸借対照表

最近2事業年度(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度。(64)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。

(64)～(66) (略)

(67) 株式以外の投資有価証券明細表

a 株式以外の投資有価証券(投資資産である有価証券をいう。c及びdにおいて同じ。)については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価

(事業年度末の基準価額(分配付の額)から当該事業年度の直前の事業年度末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数)を記載すること。

(42) (略)

(43) 資産の評価

外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。)算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(44)～(49) (略)

(50) 出資者等の権利

出資者等(法第2条第2項第4号に規定する権利を有する者及び同項第6号に規定する権利を有する者をいう。以下この様式において同じ。)による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続について記載すること。

(51) (略)

(52) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国有価証券投資事業権利等の発行者を代理する権限を有するもの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人(第9条に規定する代理人をいう。)との関係について記載すること。

(53)～(57) (略)

(58) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、すべての外国組合等についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額(総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの額)を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。

(59)・(60) (略)

(61) 資本関係

届出外国組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(62) 外国組合等の経理状況

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類に添付すること。

b～d (略)

(63) 貸借対照表

最近2事業年度(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(64)において同じ。)に係る貸借対照表について記載すること。

(64)～(66) (略)

(67) 株式以外の投資有価証券明細表

a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額(簿価、

証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。

b～d（略）

(68) 投資不動産明細表

投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下(68)において同じ。）について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(69)～(73)（略）

(74) 外国組合等の概要

届出に係る外国組合等の属する国、州等における外国組合等の制度全般にわたり、外国組合等の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、組合員の権利の差異等その概要について記載すること。

(75)・(76)（略）

時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。

b～d（略）

(68) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(69)～(73)（略）

(74) 外国組合等の概要

届出外国組合等の属する国、州等における組合制度全般にわたり、組合の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、組合員の権利の差異等その概要について記載すること。

(75)・(76)（略）

改 正 案	現 行
<p>第六号の七様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 募集事項等記載書面</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>【証券情報】</p> <p>(1)【ファンドの名称】</p> <p>(2)【内国投資信託受益証券の形態等】</p> <p>(3)【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(4)【発行（売出）価格】</p> <p>(5)【申込手数料】</p> <p>(6)【申込単位】</p> <p>(7)【申込期間】</p> <p>(8)【申込取扱場所】</p> <p>(9)【払込期日】</p> <p>(10)【払込取扱場所】</p> <p>(11)【振替機関に関する事項】</p> <p>(12)【その他】</p> <p>(記載上の注意) 募集事項等記載書面の記載に当たっては、第四号様式の「記載上の注意」(1)から(11)までに準じて記載すること。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>第六号の八様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 募集事項等記載書面</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）外国投資 信託受益証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>【証券情報】</p> <p>(1)【ファンドの名称】</p> <p>(2)【外国投資信託受益証券の形態等】</p> <p>(3)【発行（売出）価額の総額】</p> <p>(4)【発行（売出）価格】</p> <p>(5)【申込手数料】</p> <p>(6)【申込単位】</p> <p>(7)【申込期間】</p> <p>(8)【申込取扱場所】</p> <p>(9)【払込期日】</p> <p>(10)【払込取扱場所】</p> <p>(11)【振替機関に関する事項】</p> <p>(12)【その他】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>募集事項等記載書面の記載に当たっては、第四号の様式の「記載上の注意」(1)から(13)までに準じて記載すること。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>第六号の九様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 募集事項等記載書面</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【発行者（委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 _____</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>【証券情報】</p> <p>【国内信託受益証券の募集（売出）要項】</p> <p>1 【国内信託受益証券の形態等】</p> <p>2 【発行（売出）数】</p> <p>3 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>4 【発行（売出）価格】</p> <p>5 【給付の内容、時期及び場所】</p> <p>6 【募集の方法】</p> <p>7 【申込手数料】</p> <p>8 【申込単位】</p> <p>9 【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>10 【申込証拠金】</p> <p>11 【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>12 【引受け等の概要】</p> <p>13 【その他】（2）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項 募集事項等記載書面の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」（1）から（8）までに準じて記載すること。</p> <p>（2） その他</p> <p>a 国内信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。</p> <p>b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。</p> <p>c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該国内信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。</p> <p>d 銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者（以下「銀行等」という。）が委託者と</p>	<p>(新設)</p>

してその貸付債権を信託する場合には、委託者が取得する新規発行による手取金について、その用途の内容（例えば、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

(3) 読替え

提出者が、内国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「内国信託受益証券」とあるのは「内国信託受益権」と読み替えて記載すること。

改正案	現 行
<p>第六号の十様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 募集事項等記載書面</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者（受託者）名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【発行者（委託者）氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【提出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 _____</p> <p>【提出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 名称 _____ (所在地)</p> <p>【証券情報】</p> <p>【外国信託受益証券の募集（売出）要項】</p> <p>1 【外国信託受益証券の形態等】</p> <p>2 【発行（売出）数】</p> <p>3 【発行（売出）価額の総額】</p> <p>4 【発行（売出）価格】</p> <p>5 【給付の内容、時期及び場所】</p> <p>6 【募集の方法】</p> <p>7 【申込手数料】</p> <p>8 【申込単位】</p> <p>9 【申込期間及び申込取扱場所】</p> <p>10 【申込証拠金】</p> <p>11 【払込期日及び払込取扱場所】</p> <p>12 【引受け等の概要】</p> <p>13 【その他】(2)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 募集事項等記載書面の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。</p> <p>(2) その他</p> <p>a 外国信託受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。</p> <p>b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事</p>	<p>(新設)</p>

項を記載すること。

c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該外国信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(3) 読替え

提出者が、外国信託受益権の発行者である場合には、この様式中「外国信託受益証券」とあるのは「外国信託受益権」と読み替えて記載すること。

改正案	現行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1・2 (略) 3【投資リスク】(3) 4 (略) 5【運用状況】 (1)【投資状況】(4) (2) (略) (3)【運用実績】 【純資産の推移】(5) 【分配の推移】(6) 【収益率の推移】(7) (4)【設定及び解約の実績】(8)</p> <p>第2 (略) 第3【ファンドの経理状況】 1 (略) 2【ファンドの現況】(9) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】 1【委託会社等の概況】(10) 2～4 (略) 5【その他】(11)</p> <p>第2 (略) 第3【参考情報】(12) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a・b (略) c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 d・e (略) f 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 委託会社等の情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1・2 (略) 3【投資リスク】 4 (略) 5【運用状況】 (1)【投資状況】(3) (2) (略) (3)【運用実績】 【純資産の推移】(4) 【分配の推移】(5) 【収益率の推移】(6) (4)【設定及び解約の実績】(7)</p> <p>第2 (略) 第3【ファンドの経理状況】 1 (略) 2【ファンドの現況】(8) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】 1【委託会社等の概況】(9) 2～4 (略) 5【その他】(10)</p> <p>第2 (略) 第3【参考情報】(11) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a・b (略) c 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 d・e (略) f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 委託会社等の情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情</p>

報」に準じて記載すること。

g (略)

h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下hにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等(発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。)の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」(14)cに準じて記載すること。

(3) 投資リスク

a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a及びbに掲げる事項に加えて、有価証券報告書提出日の直近日前5年以内における各月末について、第四号様式「記載上の注意」(20)cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」(20)c及びdに準じて記載すること。

(4) (略)

(5) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンド(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。))にあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。

(6)~(11) (略)

(12) 参考情報

a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、aに掲げる事項に加えて、第四号様式の「第三部 委託会社等の情報」の「第3 その他」に準じて記載すること。

(13) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(5)から(8)まで中「直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)」とあるのは「直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)」と読み替えて記載すること。

報」に準じて記載すること。

g (略)

(新設)

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて委託会社等の概況として記載する資本金又は大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号様式「記載上の注意」(14)cに準じて記載すること。

(新設)

(3) (略)

(4) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」(32)に準じて記載すること。

(5)~(10) (略)

(11) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

(新設)

改正案	現行
<p>第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1・2 (略) 3【投資リスク】(3) 4 (略) 5【運用状況】 (1)【投資状況】(4) (2) (略) (3)【運用実績】 【純資産の推移】(5) 【分配の推移】(6) 【収益率の推移】(7) (4)【販売及び買戻しの実績】(8)</p> <p>第2 (略) 第3【ファンドの経理状況】 1 (略) 2【ファンドの現況】(9) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部【特別情報】 第1【管理会社の概況】 1【管理会社の概況】(10) 2～4 (略) 5【その他】(11)</p> <p>第2・第3 (略) 第4【参考情報】(12) 第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～e (略) f 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 g 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記</p>	<p>第七号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1・2 (略) 3【投資リスク】 4 (略) 5【運用状況】 (1)【投資状況】(3) (2) (略) (3)【運用実績】 【純資産の推移】(4) 【分配の推移】(5) 【収益率の推移】(6) (4)【販売及び買戻しの実績】(7)</p> <p>第2 (略) 第3【ファンドの経理状況】 1 (略) 2【ファンドの現況】(8) (略)</p> <p>第4 (略) 第二部【特別情報】 第1【管理会社の概況】 1【管理会社の概況】(9) 2～4 (略) 5【その他】(10)</p> <p>第2・第3 (略) 第4【参考情報】(11) 第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～e (略) f 「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」及び「第3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 g 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記</p>

載すること。

h～j (略)

k 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下kにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2)(略)

(3) 投資リスク

a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a及びbに掲げる事項に加えて、有価証券報告書提出日の直近日前5年以内における各月末について、第四号の二様式「記載上の注意」(25)cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」(25)c及びdに準じて記載すること。

(4) (略)

(5) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1計算期間とするファンド(同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。))にあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(6)～(10) (略)

(11) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものである場合は記載を要しない。

b (略)

(12) 参考情報

a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、aに掲げる事項に加えて、第四号の二様式の「第三部 特別情報」の「第4 その他」に準じて記載すること。

(13) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(5)から(8)まで中「直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)」とあるのは「直近10計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間)」と読み替えて記載すること。

て記載すること。

h～j (略)

(新設)

(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) 純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。

(5)～(9) (略)

(10) その他

a 有価証券報告書提出前1年以内(6月を1計算期間とするファンドにあっては、6月以内)において、訴訟事件その他委託会社等又は投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものである場合は記載を要しない。

b (略)

(11) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【投資法人の概況】 (1)～(6) (略) <u>(7)【資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容】</u> 2～5 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f (略) g 提出者が、法第24条第141項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下gにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、<u>有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</u></p> <p>(2)～(4) (略) (5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1計算期間とする投資法人(同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下この様式において同じ。))にあつては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。</p> <p>(6)～(15) (略) (16) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>それらの書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>	<p>第七号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 1【投資法人の概況】 (1)～(6) (略) (新設) 2～5 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 f (略) (新設)</p> <p>(2)～(4) (略) (5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。</p> <p>(6)～(15) (略) (16) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>その書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~e (略)</p> <p>f 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>g~i (略)</p> <p>j 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下jにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、<u>有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)(6月を1計算期間とする投資法人(同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下この様式において同じ。))にあつては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p> <p>(6)~(15) (略)</p> <p>(16) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>それらの書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の次に「第5の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>g~i (略) (新設)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 純資産等の推移 有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間(6月を1計算期間とする投資法人にあつては、6計算期間)の各計算期間末について、第四号の四様式の「記載上の注意」(41)に準じて記載すること。</p> <p>(6)~(15) (略)</p> <p>(16) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>その書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>

改正案	現行
<p>第八号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理会社の状況】 1～4 (略) 5【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (4)【買戻し等の実績】(5) 6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)～(6) (略) (7)【その他】(6) 2【原保有者その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(7)</p> <p>第5【参考情報】(8) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、この様式中「第4 発行者及び関係法人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c・d (略) e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等 a (略) b 提出者が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。</p> <p>(3) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第八号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理会社の状況】 1～4 (略) 5【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (新設) 6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)～(6) (略) (7)【その他】(5) 2【原保有者その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(6)</p> <p>第5【参考情報】(7) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、本様式「第4 発行者及び関係法人情報」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c・d (略) (新設)</p> <p>(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等 a (略) b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。</p> <p>(3) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。</p> <p>(4) (略)</p>

(5) 買戻し等の実績

管理資産を構成する債権（管理資産を構成する資産が第 23 条第 2 号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権）が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績（当該取得がなされなかったことを含む。）を記載すること。

(6) その他

a 有価証券報告書提出日前 1 年以内（6 月を 1 計算期間とする場合（第 23 条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。（7）において同じ。）にあつては、6 月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b (略)

(7) (略)

(8) 参考情報

当計算期間において、法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

(新設)

(5) その他

a 有価証券報告書提出日前 1 年以内（6 月を 1 計算期間とする場合にあっては、6 月以内）において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

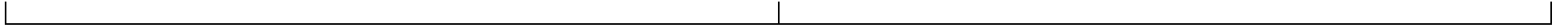
b (略)

(6) (略)

(7) 参考情報

当計算期間において、法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改正案	現行
<p>第八号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理資産の状況】 1～4 (略) 5【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (4)【買戻し等の実績】(4) 6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)～(7) (略) (8)【その他】(5) 2【原保有者その他関係法人の概況】 (1)～(6) (略) (7)【その他】(6)</p> <p>第5【参考情報】(7) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出者の発行している特定預託証券等に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。 f・g (略) h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下hにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。(3)において同じ。)について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26) に準じて記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 買戻し等の状況 第八号の二様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。</p> <p>(5) その他 第八号の二様式の「記載上の注意」(6) に準じて記載すること。</p> <p>(6) その他 第八号の二様式の「記載上の注意」(7) に準じて記載すること。</p> <p>(7) 参考情報 第八号の二様式の「記載上の注意」(8) に準じて記載すること。</p>	<p>第八号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【管理資産の状況】 1～4 (略) 5【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (新設) 6 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)～(7) (略) (8)【その他】(4) 2【原保有者その他関係法人の概況】 (1)～(6) (略) (7)【その他】(5)</p> <p>第5【参考情報】(6) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第八号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。 f・g (略) (新設)</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26) に準じて記載すること。</p> <p>(3) (略) (新設)</p> <p>(4) その他 第八号の二様式の「記載上の注意」(5) に準じて記載すること。</p> <p>(5) その他 第八号の二様式の「記載上の注意」(6) に準じて記載すること。</p> <p>(6) 参考情報 第八号の二様式の「記載上の注意」(7) に準じて記載すること。</p>



改 正 案	現 行
<p>第八号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【特定信託財産の状況】 1～3 (略) 4【特定信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) <u>(4)【買戻し等の実績】</u>(5) 5・6 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 1【受託者の状況】 (1) (略) <u>(2)【事業の内容及び営業の概況】</u> (削る) <u>(3) (略)</u> <u>(4)【利害関係人との取引制限】</u> <u>(5)【その他】</u>(6)</p> <p>2【原委託者の状況】 (1)【会社の場合】 (略) <u>【事業の内容及び営業の概況】</u> (削る) (略) — <u>【利害関係人との取引制限】</u> <u>【その他】</u>(7) (2)・(3) (略)</p> <p>3【その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(7)</p> <p>第4【参考情報】(8) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「7 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c・d (略) e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下eにお</p>	<p>第八号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【特定信託財産の状況】 1～3 (略) 4【特定信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (新設) 5・6 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 1【受託者の状況】 (1) (略) <u>(2)【事業の状況】</u> <u>(3)【設備の状況】</u> (4) (略) (新設) (5)【その他】(5)</p> <p>2【原委託者の状況】 (1)【会社の場合】 (略) <u>【事業の状況】</u> <u>【設備の状況】</u> (略) (新設) <u>【その他】</u>(6) (2)・(3) (略)</p> <p>3【その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(6)</p> <p>第4【参考情報】(7) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「7 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c・d (略) (新設)</p>

いて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 特定目的信託の仕組み

a 特定目的信託(資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。)の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。

b (略)

(3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) (略)

(5) 買戻し等の実績

特定信託財産を構成する債権(特定信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券(投資信託証券に該当するものを除く。)である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権)が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者(特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者(保有する資産を証券等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。)をいう。)その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績(当該取得がなされなかったことを含む。)を記載すること。

(6) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。)(7)において同じ。)にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b (略)

(7) (略)

(8) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、これらの書類名及び提出年月日を記載すること。

(2) 特定目的信託の仕組み

a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補充等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。

b (略)

(3) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) (略)

(新設)

(5) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b (略)

(6) (略)

(7) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第八号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【特定信託財産の状況】 1～3 (略) 4【特定信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) <u>(4)【買戻し等の実績】(4)</u> 5～7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 1【受託者の状況】 (1) (略) <u>(2)【事業の内容及び営業の概況】</u> (削る) <u>(3) (略)</u> <u>(4)【利害関係人との取引制限】</u> <u>(5)【その他】(5)</u></p> <p>2【原委託者の状況】 (1)【会社の場合】 (略) <u>【事業の内容及び営業の概況】</u> (削る) (略) — <u>【利害関係人との取引制限】</u> <u>【その他】(6)</u> (2)・(3) (略)</p> <p>3【その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(6)</p> <p>第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c～g (略)</p>	<p>第八号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1【特定信託財産の状況】 1～3 (略) 4【特定信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (新設) 5～7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 1【受託者の状況】 (1) (略) <u>(2)【事業の状況】</u> <u>(3)【設備の状況】</u> (4) (略) (新設) (5)【その他】(4)</p> <p>2【原委託者の状況】 (1)【会社の場合】 (略) <u>【事業の状況】</u> <u>【設備の状況】</u> (略) (新設) <u>【その他】(5)</u> (2)・(3) (略)</p> <p>3【その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(5)</p> <p>第5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第1中「6 特定信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c～g (略)</p>

h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下hにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

- (2) 損失及び延滞の状況
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。(3)において同じ。)について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。
- (3) (略)
- (4) 買戻し等の実績
第八号の四様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。
- (5) その他
第八号の四様式の「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。
- (6) その他
第八号の四様式の「記載上の注意」(7)に準じて記載すること。

(新設)

- (2) 損失及び延滞の状況
有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。
- (3) (略)
- (新設)
- (4) その他
第八号の四様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。
- (5) その他
第八号の四様式の「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。

改正案	現 行
<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>【発行者(受託者)名称】 _____ (略)</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者(委託者)氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____ (略)</p> <p>第1【信託財産の状況】 1～3 (略)</p> <p>4【信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略)</p> <p>(4)【買戻し等の実績】(4)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3【受託者、委託者及び関係法人の情報】</p> <p>1【受託者の状況】 (1) (略)</p> <p>(2)【事業の内容及び営業の概況】 (削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)【利害関係人との取引制限】 (5)【その他】(5)</p> <p>2【委託者の状況】 (1)【会社の場合】 (略)</p> <p>【事業の内容及び営業の概況】 (削る)</p> <p>(略)</p> <p>【利害関係人との取引制限】 【その他】(6)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3【その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略)</p> <p>(5)【その他】(6)</p> <p>第4【参考情報】(7)</p>	<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>【発行者名】 _____ (略)</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>(略)</p> <p>第1【信託財産の状況】 1～3 (略)</p> <p>4【信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3【受託者、委託者及び関係法人の情報】</p> <p>1【受託者の状況】 (1) (略)</p> <p>(2)【事業の状況】 (3)【設備の状況】 (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)【その他】(4)</p> <p>2【委託者の状況】 (1)【会社の場合】 (略)</p> <p>【事業の状況】 【設備の状況】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【その他】(5)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3【その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略)</p> <p>(5)【その他】(5)</p> <p>第4【参考情報】(6)</p>

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a (略)

b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c・d (略)

e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。)について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) (略)

(4) 買戻し等の実績

信託財産を構成する債権(信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券(投資信託証券に該当するものを除く。)である場合には、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する債権)が一定の属性を有しない場合又は当該債権について一定の事由が生じた場合に原保有者(信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者(保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。)をいう。)その他の者が当該債権を取得する義務を負う場合には、当該取得に関する実績(当該取得がなされなかったことを含む。)を記載すること。

(5) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている場合を含む。)(6)において同じ。)にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b (略)

(6) (略)

(7) 参考情報

a 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a以外については、第六号様式の「第二部 信託財産情報」の「第4 その他」に準じて記載することができる。

(8) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(2)及び(3)中「3年以内に終了した計算期間」とあるのは「5年以内に終了した計算期間」と読み替えて記載すること。

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a (略)

b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c・d (略)

(新設)

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) (略)

(新設)

(4) その他

a 有価証券報告書提出日前1年以内(6月を1計算期間とする場合にあっては、6月以内)において、訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b (略)

(5) (略)

(6) 参考情報

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

(新設)

改正案	現 行
<p>第九号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>【発行者(受託者)名称】 _____</p> <p>(略)</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行者(委託者)氏名又は名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【住所又は本店の所在の場所】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>(略)</p> <p>第1【信託財産の状況】 1～3 (略) 4【信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (4)【買戻し等の実績】(4) 5～7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【受託者、委託者及び関係法人の情報】 1【受託者の状況】 (1) (略) (2)【事業の内容及び営業の概況】 (削る) (3) (略) (4)【利害関係人との取引制限】 (5)【その他】(5)</p> <p>2【委託者の状況】 (1)【会社の場合】 (略) 【事業の内容及び営業の概況】 (削る) (略) — (略) 【利害関係人との取引制限】 【その他】(6) (2)・(3) (略)</p> <p>3【その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(6)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>第九号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>【発行者名】 _____</p> <p>(略)</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>(略)</p> <p>第1【信託財産の状況】 1～3 (略) 4【信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(3) (略) (新設) 5～7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4【受託者、委託者及び関係法人の情報】 1【受託者の状況】 (1) (略) (2)【事業の状況】 (3)【設備の状況】 (4) (略) (新設) (5)【その他】(4)</p> <p>2【委託者の状況】 (1)【会社の場合】 (略) 【事業の状況】 【設備の状況】 — (略) (新設) 【その他】(5) (2)・(3) (略)</p> <p>3【その他関係法人の概況】 (1)～(4) (略) (5)【その他】(5)</p> <p>第5 (略)</p>

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a (略)

b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、この様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c~g (略)

h 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下hにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。(3)において同じ。)について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) (略)

(4) 買戻し等の実績

第九号様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(5) その他

第九号様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(6) その他

a 第九号様式の「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。

b 有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、a以外については、第六号の様式の「第二部 信託財産情報」の「第3 その他」に準じて記載することができる。

(7) 募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、(2)及び(3)中「3年以内に終了した計算期間」とあるのは「5年以内に終了した計算期間」と読み替えて記載すること。

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a (略)

b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)の情報がある場合には、本様式第1中「6 信託財産の経理状況」の次に「6の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c~g (略)

(新設)

(2) 損失及び延滞の状況

有価証券報告書提出日前3年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) (略)

(新設)

(4) その他

第九号様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(5) その他

第九号様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(新設)

改正案	現行
<p>第九号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、この様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、<u>有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</u></p> <p>(2) 参考情報 当計算期間(第23条に定める期間をいう。)において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>それらの書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>	<p>第九号の様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、本様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>その書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>

改正案	現行
<p>第九号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、この様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>e 提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、<u>有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</u></p> <p>(2) 参考情報 当計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>それらの書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>	<p>第九号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、本様式第二部中「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 参考情報 当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>その書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第九号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等(第六号の五様式「記載上の注意」(1) fに規定する組合等をいう。)に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。 b (略) (4)～(13) (略) (14) 参考情報 当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>それらの書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>	<p>第九号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。 b (略) (4)～(13) (略) (14) 参考情報 当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、<u>その書類名及び提出年月日を記載すること。</u></p>

改正案	現行
<p>第九号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国組合等(第六号の六様式「記載上の注意」(1) iに規定する外国組合等をいう。)に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。 b (略) (4)～(13) (略) (14) 参考情報 当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。</p>	<p>第九号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) その他 a 有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。 b (略) (4)～(13) (略) (14) 参考情報 当事業年度において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1【ファンドの運用状況】(2) (1) (略) (2)【運用実績】 【純資産の推移】(3) 【分配の推移】(4) 【収益率の推移】(5)</p> <p>2【設定及び解約の実績】(6)</p> <p>3【ファンドの経理状況】(7) (1)【中間貸借対照表】(8) (2)【中間損益及び剰余金計算書】(9) (3)【中間注記表】(10)</p> <p>4【委託会社等の概況】 (1)【資本金の額】(11) (2)【事業の内容及び営業の状況】(12) (3)【その他】(13)</p> <p>5【委託会社等の経理状況】(14) (1)【貸借対照表】(15) (2)【損益計算書】(16) (3)【株主資本等変動計算書】(17)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a・b (略) c 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 d・e (略) f 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。 g (略) h 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下hにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) ファンドの運用状況</p>	<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1【ファンドの運用状況】 (1) (略) (2)【運用実績】 【純資産の推移】(2) 【分配の推移】(3) 【収益率の推移】(4)</p> <p>2【設定及び解約の実績】(5)</p> <p>3【ファンドの経理状況】(6) (1)【中間貸借対照表】(7) (2)【中間損益及び剰余金計算書】(8) (3)【中間注記表】(9)</p> <p>4【委託会社等の概況】 (1)【資本金の額】(10) (2)【事業の内容及び営業の状況】(11) (3)【その他】(12)</p> <p>5【委託会社等の経理状況】(13) (1)【貸借対照表】(14) (2)【損益計算書】(15) (3)【株主資本等変動計算書】(16)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a・b (略) c 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 d・e (略) f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。 g (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

当該計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）の前計算期間に係る有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出した場合には、「1 ファンドの運用状況」の「(1) 投資状況」の項目において、第四号様式の「記載上の注意」(27)に準じた記載に加えて、同様式の「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」に準じて記載すること。また、「1 ファンドの運用状況」の「(2) 運用実績」の次に「(3) 投資リスク」の項目を設けて、半期報告書提出日の直近日前5年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」(20) cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」(20) c及びdに準じて記載すること。

(3)～(6) (略)

(7) ファンドの経理状況

中間財務諸表（中間財務諸表等規則第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。

(8) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(9)及び(10)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(9) 中間損益及び剰余金計算書

当該計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。（(10)において同じ。）を記載すること。

(10) (略)

(11) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等（発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。）の資本金の額、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(12)・(13) (略)

(14) 委託会社等の経理状況

a 委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

b 委託会社等が、継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(15)から(17)までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該委託会社等の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(15) 貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。
ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(2)～(5) (略)

(6) ファンドの経理状況

中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。

(7) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(8) 中間損益及び剰余金計算書

当該計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。（(9)において同じ。）を記載すること。

(9) (略)

(10) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等の資本金の額、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(11)・(12) (略)

(13) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

(14) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。
ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16) 損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。
ただし、(15)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(17) 株主資本等変動計算書

委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。

(15) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。

ただし、(14)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16) 株主資本等変動計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近事業年度に係る株主等資本変動計算書について記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1【ファンドの運用状況】(2) (1) (略) (2)【運用実績】 【純資産の推移】(3) 【分配の推移】(4) 【収益率の推移】(5)</p> <p>2【販売及び買戻しの実績】(6)</p> <p>3【ファンドの経理状況】(7) (1)・(2) (略)</p> <p>4【管理会社の概況】 (1)【資本金の額】(8) (2) (略) (3)【その他】(9)</p> <p>5【管理会社の経理の概況】(10) (1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～e (略) f 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 g 提出者の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) fに準じて記載すること。 h～j (略) k 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下kにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) ファンドの運用状況 当該計算期間(第23条に定める期間をいう。以下(2)において同じ。)の前計算期間に係る有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出した場合には、「1 ファンドの運用状況」の「(1) 投資状況」の項目において、第四号の二様式の「記載上の注意」(32)に準じた記載に加えて、同様式の「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」に準じて記載すること。また、「1 ファンドの運用状況」の「(2) 運用実績」の次に「(3) 投資リスク」の項目を設けて、半期報告書提出日の直近日前5年以内における各月末について、第四号の二様式の「記載上の注意」(25) cに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」(25) c及びdに準じて記載すること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>第十号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1【ファンドの運用状況】 (1) (略) (2)【運用実績】 【純資産の推移】(2) 【分配の推移】(3) 【収益率の推移】(4)</p> <p>2【販売及び買戻しの実績】(5)</p> <p>3【ファンドの経理状況】(6) (1)・(2) (略)</p> <p>4【管理会社の概況】 (1)【資本金の額】(7) (2) (略) (3)【その他】(8)</p> <p>5【管理会社の経理の概況】(9) (1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～e (略) f 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。 g 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) fに準じて記載すること。 h～j (略) (新設)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

(9) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

(10) 管理会社の経理の概況

管理会社の最近事業年度に係る経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。

(8) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他発行会社又は管理会社に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

(9) 管理会社の経理の概況

管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。

改正案	現行
<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1～5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。 f (略) g 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下gにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 投資法人の直近3中間計算期間(計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。))開始の日から起算して6月を経過する日((13)及び(14)において「中間貸借対照表日」という。)までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(m) (略)</p> <p>(3)～(5) (略) (6) その他 a 前計算期間の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに特定関係法人(第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下aにおいて同じ。)の異動(特定関係法人であった法人が特定関係法人でなくなる事又は特定関係法人でなかった法人が特定関係法人になることをいう。)があった場合には、その旨を記載するとともに、当該異動に係る特定関係法人に関する事項を第四号の三様式「記載上の注意」(18)b及び同様式第三部中「第4 関係法人の状況」の「2 その他の関係法人の概況」に準じて記載すること。 b・c (略)</p> <p>(7)～(12) (略) (13) 投資法人の経理状況 中間財務諸表(中間財務諸表等規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(66)に準じて記載すること。 (14)～(19) (略)</p>	<p>第十号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1～5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。 f (略) (新設)</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 投資法人の直近3中間計算期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(以下この様式において「中間貸借対照表日」という。)までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(m) (略)</p> <p>(3)～(5) (略) (6) その他 a 前計算期間の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに特定関係法人の異動(特定関係法人であった法人が特定関係法人でなくなる事又は特定関係法人でなかった法人が特定関係法人になることをいう。)があった場合には、その旨を記載するとともに、当該異動に係る特定関係法人に関する事項を第四号の三様式「記載上の注意」(18)b及び同様式第三部中「第4 関係法人の状況」の「2 その他の関係法人の概況」に準じて記載すること。 b・c (略)</p> <p>(7)～(12) (略) (13) 投資法人の経理状況 中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。)について、第四号の三様式の「記載上の注意」(66)に準じて記載すること。 (14)～(19) (略)</p>

改正案	現行
<p>第十一号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~e (略)</p> <p>f 提出者の発行している特定預託証券等に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。</p> <p>g・h (略)</p> <p><u>i 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下 i において「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</u></p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 外国投資法人の直近3中間計算期間(計算期間(第23条に定める期間をいう。以下(2)及び(9-2)において同じ。)開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。(9-2)において同じ。)及び直近2計算期間に係る主要な経営指標等の推移について、第十号の三様式の「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。</p> <p>(3)~(14) (略)</p>	<p>第十一号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~e (略)</p> <p>f 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号の三様式の「記載上の注意」(1) eに準じて記載すること。</p> <p>g・h (略) (新設)</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 外国投資法人の直近3中間計算期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る主要な経営指標等の推移について、第十号の三様式の「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。</p> <p>(3)~(14) (略)</p>

改正案	現行
<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) <u>(5)【買戻し等の実績】(5)</u> <u>(6)【投資リスク】(6)</u></p> <p>2 【管理資産の経理状況】(7) (1) (略)</p> <p>3 【発行者及び関係法人情報】 (1)【発行者の状況】(8) ～ (略) 【その他】(9) (2)【原保有者その他関係法人の概況】 ～ (略) 【その他】(10)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。 c・d (略) e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等 a (略) b 提出者が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。</p> <p>(3) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 買戻し等の実績</u> 半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の二様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。</p> <p>(6) 投資リスク</p>	<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) (新設) <u>(5)【投資リスク】(4-2)</u></p> <p>2 【管理資産の経理状況】(5) (1) (略)</p> <p>3 【発行者及び関係法人情報】 (1)【発行者の状況】(6) ～ (略) 【その他】(7) (2)【原保有者その他関係法人の概況】 ～ (略) 【その他】(8)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。 c・d (略) (新設)</p> <p>(2) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等 a (略) b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。)についてその概要を記載すること。</p> <p>(3) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。</p> <p>(4) (略) (新設)</p> <p><u>(4-2) 投資リスク</u></p>

a (略)

b 提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c (略)

(7)~(10) (略)

a (略)

b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c (略)

(5)~(8) (略)

改正案	現行
<p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) <u>(5)【買戻し等の実績】(4)</u> <u>(6)【投資リスク】(5)</u></p> <p>2 【管理資産の経理の概況】(6) (1) (略)</p> <p>3 【発行者及び関係法人情報】 (1)【発行者の状況】(7) ～ (略) 【その他】(8) (2)【原保有者その他関係法人の概況】 ～ (略) 【その他】(9)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略) e 提出者の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。 f・g (略) h 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下hにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、<u>半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</u></p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移 半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。</p> <p><u>(4) 買戻し等の実績</u> 半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の三様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。</p> <p><u>(5) 投資リスク</u> a (略) b 提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p>	<p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) (新設) <u>(5)【投資リスク】(3-2)</u></p> <p>2 【管理資産の経理の概況】(4) (1) (略)</p> <p>3 【発行者及び関係法人情報】 (1)【発行者の状況】(5) ～ (略) 【その他】(6) (2)【原保有者その他関係法人の概況】 ～ (略) 【その他】(7)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略) e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。 f・g (略) (新設)</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(26)に準じて記載すること。</p> <p>(3) 収益状況の推移 半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第五号の二様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。 (新設)</p> <p><u>(3-2) 投資リスク</u> a (略) b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p>

c (略)

(6)・(7) (略)

(8) その他

第十一号の様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。

(9) その他

第十一号の様式の「記載上の注意」(10)に準じて記載すること。

c (略)

(4)・(5) (略)

(6) その他

第十一号の様式の「記載上の注意」(7)に準じて記載すること。

(7) その他

第十一号の様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十一号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【特定信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) (5)【買戻し等の実績】(5)</p> <p>2 【特定信託財産の経理状況】(6) (1)【中間貸借対照表】(7) (2)【中間損益計算書】(8)</p> <p>3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 (1)【受託者の状況】 【<u>資本金の額</u>】(9) 【<u>事業の内容及び営業の状況</u>】 (削る) — 【<u>経理の状況</u>】(10) — 【<u>その他</u>】(11) (2)【<u>原委託者の状況</u>】(12) 【<u>会社の場合</u>】 イ【<u>資本金の額</u>】 ロ【<u>事業の内容及び営業の状況</u>】 (削る) ハ (略) ニ【<u>その他</u>】(13) ・ (略) (3)【<u>その他関係法人の概況</u>】 ～ (略) 【<u>その他</u>】(13)</p> <p>4 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。 c・d (略) e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 特定目的信託の仕組み a 特定目的信託(資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。)の仕組みの概要、</p>	<p>第十一号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【特定信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>2 【特定信託財産の経理状況】(5) (1)【<u>中間貸借対照表</u>】(6) (2)【<u>中間損益計算書</u>】(7)</p> <p>3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 (1)【<u>受託者の状況</u>】(8) 【<u>受託者の概況</u>】 【<u>事業の状況</u>】 【<u>設備の状況</u>】 — 【<u>経理の状況</u>】 — 【<u>その他</u>】(9) (2)【<u>原委託者の状況</u>】(10) 【<u>会社の場合</u>】 イ【<u>会社の概況</u>】 ロ【<u>事業の状況</u>】 ハ【<u>設備の状況</u>】 ニ (略) ホ【<u>その他</u>】(11) ・ (略) (3)【<u>その他関係法人の概況</u>】 ～ (略) 【<u>その他</u>】(11)</p> <p>4 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。 c・d (略) (新設)</p> <p>(2) 特定目的信託の仕組み a 特定目的信託の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会</p>

特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。

b (略)

(3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) (略)

(5) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の四様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(6)・(7) (略)

(8) 中間損益計算書

当該計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日をいう。)までの期間に係る損益計算書をいう。)に記載すること。

(9) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額、受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(10) 経理の状況

受託者の最近事業年度に係る経理の状況について、第五号の四様式の「記載上の注意」(28-2)に準じて記載すること。

(11) (略)

(12) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、(9)から(12)までに準じて記載すること。

(13) その他

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。

b (略)

(3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。

(4) (略)

(新設)

(5)・(6) (略)

(7) 中間損益計算書

当該計算期間に係る中間損益計算書(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。)に記載すること。

(8) 受託者の状況

「受託者の概況」から「経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(新設)

(9) (略)

(10) 原委託者の状況

原委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(11) その他

半期報告書提出日前6月以内において、原委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

改正案	現行
<p>第十一号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【特定信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) (5)【買戻し等の実績】(4)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】</p> <p>(1)【受託者の状況】</p> <p> 【<u>資本金の額</u>】</p> <p> 【<u>事業の内容及び営業の状況</u>】 (削る)</p> <p> — (略)</p> <p> —【その他】</p> <p>(2)【原委託者の状況】</p> <p> 【<u>会社の場合</u>】</p> <p> イ【<u>資本金の額</u>】</p> <p> ロ【<u>事業の内容及び営業の状況</u>】 (削る)</p> <p> ハ (略)</p> <p> ニ【その他】</p> <p> ・ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>e 提出者の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間(第23条に定める期間をいう。(3)及び(4)において同じ。)について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>買戻し等の実績</u> 半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の五様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。 (削る)</p>	<p>第十一号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【特定信託財産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】</p> <p>(1)【受託者の状況】</p> <p> 【<u>受託者の概況</u>】</p> <p> 【<u>事業の状況</u>】</p> <p> 【<u>設備の状況</u>】 (削る)</p> <p> — (略)</p> <p> —【その他】(4)</p> <p>(2)【原委託者の状況】</p> <p> 【<u>会社の場合</u>】</p> <p> イ【<u>会社の概況</u>】</p> <p> ロ【<u>事業の状況</u>】</p> <p> ハ【<u>設備の状況</u>】</p> <p> ニ (略)</p> <p> ホ【その他】(5)</p> <p> ・ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略)</p> <p>e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、第十号様式の「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(2) 損失及び延滞の状況 半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他 第十一号の四様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。</p> <p>(5) その他 第十一号の四様式の「記載上の注意」(11)に準じて記載すること。</p>

改 正 案	現 行
第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)	第十二号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)
【発行者(委託者)名称】 _____ (略)	【発行者名】 _____ (略)
【電話番号】 _____	【電話番号】 _____
【発行者(委託者)氏名又は名称】 _____	
【代表者の役職氏名】 _____	
【住所又は本店の所在の場所】 _____	
【事務連絡者氏名】 _____	
【電話番号】 _____ (略)	(略)
1 【信託財産を構成する資産の状況】 (1)~(4) (略) (5)【買戻し等の実績】(4)	1 【信託財産を構成する資産の状況】 (1)~(4) (略) (新設)
2 (略)	2 (略)
3 【信託財産の経理状況】(5) (1)【中間貸借対照表】(6) (2)【中間損益計算書】(7)	3 【信託財産の経理状況】(4) (1)【中間貸借対照表】(5) (2)【中間損益計算書】(6)
4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 (1)【受託者の状況】 【資本金の額】(8) 【事業の内容及び営業の状況】 (削る) 【経理の状況】(9) 【その他】(10)	4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 (1)【受託者の状況】(7) 【受託者の概況】 【事業の状況】 【設備の状況】 【経理の状況】 【その他】(8)
(2)【委託者の状況】(11) 【会社の場合】 イ (略) ロ【事業の内容及び営業の状況】 (削る) ハ (略) ニ【その他】(12) ・ (略)	(2)【委託者の状況】(9) 【会社の場合】 イ (略) ロ【事業の状況】 ハ【設備の状況】 ニ (略) ホ【その他】(10) ・ (略)
(3)【その他関係法人の概況】 ~ (略) 【その他】(13)	(3)【その他関係法人の概況】 ~ (略) 【その他】(10)
5 (略)	5 (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(1) 一般的事項 a (略)	(1) 一般的事項 a (略)

- b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c・d (略)
- e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- f 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下eにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
- (2) 損失及び延滞の状況
半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。
- (3) (略)
- (4) 買戻し等の実績
半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第九号様式の「記載上の注意」(3-2)に準じて記載すること。
- (5)・(6) (略)
- (7) 中間損益計算書
当該計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日をいう。）までの期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること
- (8) 資本金の額
半期報告書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額、受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
- (9) 経理の状況
受託者の最近事業年度に係る経理の状況について、第六号様式の「記載上の注意」(35-3)に準じて記載すること。
- (10) (略)
- (11) 委託者の状況
委託者が会社である場合、(8)から(10)までに準じて記載すること。委託者が発行者とならない場合には記載を要しない。
- (12) その他
半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

- b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
- c・d (略)
(新設)
- (新設)
- (2) 損失及び延滞の状況
半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。
- (3) (略)
(新設)
- (4)・(5) (略)
- (6) 中間損益計算書
当該計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること
- (7) 受託者の状況
「受託者の概況」から「経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。
(新設)
- (8) (略)
- (9) 委託者の状況
委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならない場合には記載を要しない。
- (10) その他
半期報告書提出日前6月以内において、委託者又は関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

改 正 案	現 行
第十二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【計算期間】 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 【発行者(委託者)名称】 _____ (略) 【電話番号】 _____ 【発行者(委託者)氏名又は名称】 _____ 【代表者の役職氏名】 _____ 【住所又は本店の所在の場所】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【電話番号】 _____ (略) 1 【信託財産を構成する資産の状況】 (1)~(4) (略) (5) 【買戻し等の実績】 (4) 2・3 (略) 4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 (1) 【受託者の状況】 【資本金の額】 【事業の内容及び営業の状況】 (削る) 一 (略) 二 【その他】 (2) 【委託者の状況】 【会社の場合】 イ 【資本金の額】 ロ 【事業の内容及び営業の状況】 (削る) ハ (略) ニ 【その他】 ・ (略) (3) 【その他関係法人の概況】 ~ (略) 【その他】 5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a~d (略)	第十二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【計算期間】 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 【発行者名】 _____ (略) 【電話番号】 _____ (略) 1 【信託財産を構成する資産の状況】 (1)~(4) (略) (新設) 2・3 (略) 4 【受託者、委託者及び関係法人の情報】 (1) 【受託者の状況】 【受託者の概況】 【事業の状況】 【設備の状況】 (削る) 一 【その他】 (4) (2) 【委託者の状況】 【会社の場合】 イ 【会社の概況】 ロ 【事業の状況】 ハ 【設備の状況】 三 (略) ホ 【その他】 (5) ・ (略) (3) 【その他関係法人の概況】 ~ (略) 【その他】 (5) 5 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a~d (略)

e 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f・g (略)

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。(3)及び(4)において同じ。）について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) (略)

(4) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第九号の二様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(削る)

e 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、本様式中「3 信託財産の経理状況」の次に「3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

f・g (略)

(2) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第六号様式の「記載上の注意」(27)に準じて記載すること。

(3) (略)

(4) その他

第十二号様式の「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。

(5) その他

第十二号様式の「記載上の注意」(10)に準じて記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、この様式中「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 内国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>	<p>第十二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、本様式「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出者の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、この様式中「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下eにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 外国抵当証券に表示される貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>	<p>第十二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社の発行している特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者、受託者)がある場合には、本様式「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」の次に「第4の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。</p> <p>c・d (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付債権に係る債務者の経理の概況 貸付債権に係る債務者が法人である場合には、事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の主な資産及び負債の状況並びに当該期間における損益の状況について記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~e (略)</p> <p>f 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下fにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 組合等(第六号の五様式「記載上の注意」(1)fに規定する組合等をいう。(4)aにおいて同じ。)の直近3中間会計期間(事業年度開始日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a)~(k) (略)</p> <p>(1) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)</p> <p>(m) (略)</p> <p>(3)~(12) (略)</p> <p>(13) 中間貸借対照表 当該事業年度に係る中間貸借対照表(当該事業年度開始日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。 資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(14) 中間損益計算書 当該事業年度に係る中間損益計算書(中間会計期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。</p>	<p>第十二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~e (略) (新設)</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a)~(k) (略)</p> <p>(1) 自己資本比率(中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。)第36条の2の4の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)</p> <p>(m) (略)</p> <p>(3)~(12) (略)</p> <p>(13) 中間貸借対照表 当該会計期間に係る中間貸借対照表(中間貸借対照表日現在の貸借対照表をいう。)を記載すること。 資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(14) 中間損益計算書 当該会計期間に係る中間損益計算書(中間会計期間に係る損益計算書をいう。)を記載すること。</p>

改正案	現行
<p>第十二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~h (略)</p> <p>i 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部(以下iにおいて「原記載事項」という。)を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 外国組合等(第六号の六様式「記載上の注意」(1)iに規定する外国組合等をいう。(4)a及び(12)において同じ。)の直近3中間会計期間(事業年度開始日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。)及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第十二号の五様式「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。</p> <p>(3)~(12) (略)</p>	<p>第十二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a~h (略) (新設)</p> <p>(2) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第十二号の五様式「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。</p> <p>(3)~(12) (略)</p>

改正案	現行
<p>第十五号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1【<u>国内投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)</u>】 (1)・(2) (略) <u>(3)【引受け等の概要】</u> (4)～(6) (略)</p> <p>第2【<u>新投資口予約権証券</u>】 <u>(1)【投資法人の名称】</u> <u>(2)【新投資口予約権証券の形態等】</u> <u>(3)【新投資口予約権の内容】</u> <u>(4)【引受け等の概要】</u> <u>(5)【手取金の使途】</u> <u>(6)【その他】</u></p> <p>第3【<u>投資法人債券(短期投資法人債を除く。)</u>】 (1)・(2) (略) <u>(3)【引受け等の概要】</u> (4)～(8) (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)国内投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している国内投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券(短期投資法人債券を除く。)の別等)を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 発行予定額又は発行残高の上限 発行登録による募集又は売出しを予定している国内投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している国内投資証券の形態が投資法人債券(短期投資法人債券を除く。)であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第十五号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(7)</p> <p>第1【<u>国内投資証券(投資法人債券を除く。)</u>】 (1)・(2) (略) (新設) <u>(3)～(5) (略)</u> (新設)</p> <p>第2【<u>投資法人債券(短期投資法人債を除く。)</u>】 (1)・(2) (略) (新設) <u>(3)～(7) (略)</u></p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)国内投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している国内投資証券の形態(投資証券、投資法人債券(短期投資法人債を除く。)の別等)を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 発行予定額又は発行残高の上限 発行登録による募集又は売出しを予定している国内投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している国内投資証券の形態が投資法人債券(短期投資法人債を除く。)であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十五号の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(2) 第1【特定社債(特定短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】 5~11 (略) 【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】 12~17 (略) 第2・第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)、特定優先出資証券の別等)を記載すること。 (2) (略)</p>	<p>第十五号の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(2) 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【社債管理者又は社債の管理会社】 5~11 (略) 【新優先出資引受権付社債に関する事項】 12~17 (略) 第2・第3 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。 (1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定内国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。 (2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(8)</p> <p>第1【<u>外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)</u>】 (1)・(2) (略) (3)【<u>引受け等の概要</u>】 (4)・(5) (略)</p> <p>第2【<u>外国新投資口予約権証券</u>】 (1)【<u>外国投資法人の名称</u>】 (2)【<u>外国新投資口予約権証券の形態等</u>】 (3)【<u>外国新投資口予約権の内容</u>】 (4)【<u>手取金の使途</u>】 (5)【<u>その他</u>】</p> <p>第3【<u>外国投資法人債券(短期外債を除く。)</u>】 (1)・(2) (略) (3)【<u>引受け等の概要</u>】 (4)～(8) (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、<u>外国新投資口予約権証券</u>、<u>外国投資法人債券(短期外債を除く。)</u>の別等)を記載すること。 (4) (略) (5) 発行予定額又は発行残高の上限 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している外国投資証券の形態が<u>外国投資法人債券(短期外債を除く。)</u>であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された<u>外国投資法人債券</u>のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される<u>外国投資法人債券</u>の償還期日及び償還額を記載すること。 (6)～(10) (略)</p>	<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(8)</p> <p>第1【<u>外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)</u>】 (1)・(2) (略) (新設) (3)・(4) (略) (新設)</p> <p>第2【<u>外国投資法人債券(短期外債を除く。)</u>】 (1)・(2) (略) (新設) (3)～(7) (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(<u>外国投資証券</u>、<u>外国投資法人債券(短期外債を除く。)</u>の別等)を記載すること。 (4) (略) (5) 発行予定額又は発行残高の上限 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している外国投資証券の形態が<u>外国投資法人債券(短期外債を除く。)</u>であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された<u>外国投資法人債券</u>のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される<u>外国投資法人債券</u>の償還期日及び償還額を記載すること。 (6)～(10) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(2)</p> <p>第1【外国特定社債(短期外債を除く。)]</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】</p> <p>5~7 (略)</p> <p>【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</p> <p>8【外国新優先出資引受権の内容】</p> <p>9【外国新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>10【外国新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>11【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</p> <p>12・13 (略)</p> <p>第2【外国特定優先出資証券】</p> <p>1~4 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等)を記載すること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>第十六号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(2)</p> <p>第1【社債(短期外債を除く。)]</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>5~7 (略)</p> <p>【新株予約権付社債に関する事項】</p> <p>8【新株予約権の内容】</p> <p>9【新株予約権の行使請求期間】</p> <p>10【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>11【新株予約権の譲渡に関する事項】</p> <p>12・13 (略)</p> <p>第2【株式】</p> <p>1~4 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券(短期投資法人債券を除く。)、短期投資法人債券の別等)を記載すること。 (3)~(6) (略)</p>	<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 発行登録により募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態(投資証券、投資法人債券(短期投資法人債を除く。)、短期投資法人債の別等)を記載すること。 (3)~(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十八号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)、短期外債の別等)を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。 (a)~(c) (略) (d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。 (e)・(f) (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>第十八号様式 【表紙】 【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。)、短期外債の別等)を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 提出理由 次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。 (a)~(c) (略) (d) 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。 (e)・(f) (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十八号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの、<u>特定優先出資証券の性質を有するものの別等</u>)を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第十八号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 訂正発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 発行登録による募集又は売出しを予定している特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この様式において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p>	<p>第二十号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十号の二様式 【表紙】 (略)</p> <p>【提出書類】 発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この様式において「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p>	<p>第二十号の二様式 【表紙】 (略)</p> <p>【提出書類】 発行登録取下届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、発行登録取下届出書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下「代理人」という。)の氏名(代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p>

改正案	現行
<p>第二十一号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録届補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】 (1)～(13) (略) <u>(14)【引受け等の概要】</u> (15)・(16)</p> <p>第2【新投資口予約権証券】 <u>(1)【投資法人の名称】</u> <u>(2)【新投資口予約権証券の形態等】</u> <u>(3)【発行数】</u> <u>(4)【割当日】</u> <u>(5)【振替機関に関する事項】</u> <u>(6)【新投資口予約権の内容】</u> <u>【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】</u> <u>【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】</u> <u>【新投資口予約権の行使時の払込金額】</u> <u>【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】</u> <u>【新投資口予約権の行使期間】</u> <u>【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】</u> <u>【新投資口予約権の行使の条件】</u> <u>【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】</u> <u>【新投資口予約権の譲渡に関する事項】</u> (7)【引受け等の概要】 (8)【手取金の使途】 (9)【その他】</p> <p>第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(15) (略) <u>(16)【引受け等の概要】</u> (17)～(21) (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる</p>	<p>第二十一号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録届補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(13) (略) (新設) <u>(14)・(15)</u> (新設)</p> <p>第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(15) (略) (新設) <u>(16)～(20)</u> (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態（投資証券、投資法人債券（短期投</p>

投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）の別等）を記載すること。

(3) (略)

(4) 発行登録書の内容

a・b (略)

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集（売）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。bにおいて同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)～(c) (略)

(d) 今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

(6)・(7) (略)

資法人債を除く。）の別等）を記載すること。

(3) (略)

(4) 発行登録書の内容

a・b (略)

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集（売）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)～(c) (略)

(d) 今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

(6)・(7) (略)

改 正 案	現 行
<p>第二十一号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【特定社債(特定短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【各特定社債の金額】 5~14 (略) 15【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】 16~28 (略) 第2~第4 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定国内資産流動化証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定国内資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。(4)c及び(5)b(d)において同じ。))特定優先出資証券の別等)を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) これまでの募集(売出)実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。bにおいて同じ。)を差し引いた金額を記載すること。 b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)~(c) (略) (d) 今回発行登録により募集を行う特定国内資産流動化証券の形態が特定社債である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された特定社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される特定社債の償還期日及び償還額を記載すること。 (6)・(7) (略)</p>	<p>第二十一号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1~3 (略) 4【各社債の金額】 5~14 (略) 15【社債管理者又は社債の管理会社】 16~28 (略) 第2~第4 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定国内資産流動化証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定国内資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) これまでの募集(売出)実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。 b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)~(c) (略) (d) 今回発行登録により募集を行う特定国内資産流動化証券の形態が特定社債である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された特定社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される特定社債の償還期日及び償還額を記載すること。 (6)・(7) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十二号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録届補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【引受け等の概要】 (14)・(15) (略)</p> <p>第2【外国新投資口予約権証券】 (1)【外国投資法人の名称】 (2)【外国新投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行（売出）数】 (4)【発行（売出）価額の総額】 (5)【発行（売出）価格】 (6)【申込手数料】 (7)【申込単位】 (8)【申込期間】 (9)【申込証拠金】 (10)【申込取扱場所】 (11)【割当日】 (12)【払込期日】 (13)【払込取扱場所】 (14)【外国新投資口予約権の内容】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】 【外国新投資口予約権の行使期間】 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【外国新投資口予約権の行使の条件】 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】 (15)【引受け等の概要】 (16)【手取金の使途】 (17)【その他】</p> <p>第3【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(15) (略) (16)【引受け等の概要】</p>	<p>第二十二号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録届補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】</p> <p>第1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (新設) (13)・(14) (略) (新設)</p> <p>第2【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】 (1)～(15) (略) (新設)</p>

(17)～(21) (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) (略)

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。))の別等を記載すること。

(3) (略)

(4) 発行登録書の内容

a・b (略)

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集(売出)実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。bにおいて同じ。)を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)～(c) (略)

(d) 今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6)～(8) (略)

(16)～(20) (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) (略)

(2) 発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態(外国投資証券、外国投資法人債券(短期外債を除く。))の別等を記載すること。

(3) (略)

(4) 発行登録書の内容

a・b (略)

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

(5) これまでの募集(売出)実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)～(c) (略)

(d) 今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

(6)～(8) (略)

改 正 案	現 行
<p>第二十二号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録届補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【外国特定社債(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各外国特定社債の金額】 5~14 (略) 15【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】 16~18 (略) 【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】 19【外国新優先出資引受権の内容】 20【外国新優先出資引受権の行使請求期間】 21【外国新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び付込取次事項】 22【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】 23・24 (略) 第2【外国特定優先出資証券】 1~8 (略) 9【外国優先出資の内容】 10~16 (略) 第3・第4 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)の性質を有するもの((5) b (d)において「外国特定社債券」という。)特定優先出資証券の性質を有するもの(別等)を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) これまでの募集(売出)実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。bにおいて同じ。)を差し引いた金額を記載す</p>	<p>第二十二号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録届補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債(短期外債を除く。)] 1~3 (略) 4【各社債の金額】 5~14 (略) 15【社債管理者又は社債の管理会社】 16~18 (略) 【新株予約権付社債に関する事項】 19【新株予約権の内容】 20【新株予約権の行使請求期間】 21【新株予約権の受付場所、取次場所及び付込取次事項】 22【新株予約権の譲渡に関する事項】 23・24 (略) 第2【株式】 1~8 (略) 9【株式の内容】 10~16 (略) 第3・第4 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。 (1) (略) (2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態(社債、株式の別等)を記載すること。 (3)・(4) (略) (5) これまでの募集(売出)実績 a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すこ</p>

ること。

b 発行登録書に発行残高の上限を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)～(c) (略)

(d) 今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が外国特定社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国特定社債券のうちこの発行登録補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国特定社債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6)～(8) (略)

と。

b 発行登録書に発行残高の上限を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)～(c) (略)

(d) 今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

(6)～(8) (略)

改正案	現行
<p>第二十三号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)~(13) (略) (14)【引受け等の概要】 (15) (略)</p> <p>2【新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【投資法人の名称】</p> <p>(2)【新投資口予約権証券の形態等】</p> <p>(3)【発行数】</p> <p>(4)【割当日】</p> <p>(5)【新投資口予約権の内容】</p> <p>【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】</p> <p>【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】</p> <p>【新投資口予約権の行使時の払込金額】</p> <p>【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】</p> <p>【新投資口予約権の行使期間】</p> <p>【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び申込取扱場所】</p> <p>【新投資口予約権の行使の条件】</p> <p>【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】</p> <p>【新投資口予約権の譲渡に関する事項】</p> <p>(6)【引受け等の概要】</p> <p>(6)【その他】</p> <p>3【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)~(15) (略) (16)【引受け等の概要】 (17)~(20) (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p> <p>1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)~(9) (略)</p> <p>2【新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【投資法人の名称】</p> <p>(2)【新投資口予約権証券の形態等】</p> <p>(3)【発行数】</p> <p>(4)【新投資口予約権の内容】</p> <p>【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】</p> <p>【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】</p>	<p>第二十三号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)~(13) (略) (新設) (14) (略) (新設)</p> <p>2【投資法人債券(短期投資法人債を除く。)] (1)~(15) (略) (新設) (16)~(19) (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p> <p>1【内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)] (1)~(9) (略) (新設)</p>

- 【新投資口予約権の行使時の払込金額】
- 【新投資口予約権の行使により内国投資証券を発行する場合の内国投資証券の発行価額の総額】
- 【新投資口予約権の行使期間】
- 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
- 【新投資口予約権の行使の条件】
- 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
- 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】

3 (略)
(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。

- (1) (略)
- (2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態
 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態(法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券(短期投資法人債券を除く。))の別等を記載すること。
- (3)・(4) (略)
- (5) これまでの募集(売出)実績
 - a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - (a)・(b) (略)
 - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。bにおいて同じ。)を差し引いた金額を記載すること。
 - b (略)

2 (略)
(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第一号の三様式に準じて記載すること。

- (1) (略)
- (2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態
 今回発行登録により募集又は売出しを行う内国投資証券の形態(投資証券、投資法人債券(短期投資法人債券を除く。))の別等を記載すること。
- (3)・(4) (略)
- (5) これまでの募集(売出)実績
 - a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - (a)・(b) (略)
 - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。)を差し引いた金額を記載すること。
 - b (略)

改 正 案	現 行
<p>第二十三号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【特定社債(特定短期社債を除く。)]</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4)【各特定社債の金額】</p> <p>(5)~(14) (略)</p> <p>(15)【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】</p> <p>(16)~(28) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p> <p>1【特定社債(特定短期社債を除く。)]</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4)【各特定社債の金額】</p> <p>(5)~(11) (略)</p> <p>(12)【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】</p> <p>(13)~(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号の二様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券(法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。)<u>特定優先出資証券の別等</u>)を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。<u>b</u>において同じ。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b (略)</p>	<p>第二十三号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【社債(特定短期社債を除く。)]</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4)【各社債の金額】</p> <p>(5)~(14) (略)</p> <p>(15)【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(16)~(28) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p> <p>1【社債(特定短期社債を除く。)]</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4)【各社債の金額】</p> <p>(5)~(11) (略)</p> <p>(12)【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(13)~(18) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号の二様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態 今回発行登録により募集又は売出しを行う特定内国資産流動化証券の形態(特定社債券、特定優先出資証券の別等)を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。<u>以下同じ</u>。)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b (略)</p>

改正案	現行
<p>第二十四号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)] (1)~(12) (略) (13)【引受け等の概要】 (14) (略)</p> <p>2【外国新投資口予約権証券】</p> <p>(1)【外国投資法人の名称】 (2)【外国新投資口予約権証券の形態等】 (3)【発行(売出)数】 (4)【発行(売出)価額の総額】 (5)【発行(売出)価格】 (6)【申込手数料】 (7)【申込単位】 (8)【申込期間】 (9)【申込証拠金】 (10)【申込取扱場所】 (11)【割当日】 (12)【払込期日】 (13)【払込取扱場所】 (14)【外国新投資口予約権の内容】</p> <p> 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】 【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】 【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】 【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】 【外国新投資口予約権の行使期間】 【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】 【外国新投資口予約権の行使の条件】 【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】 【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】</p> <p>(15)【引受け等の概要】 (16)【その他】</p> <p>3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)~(15) (略) (16)【引受け等の概要】 (17)~(20) (略)</p>	<p>第二十四号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>1【外国投資証券(外国投資法人債券を除く。)] (1)~(12) (略) (新設) (13) (略) (新設)</p> <p>2【外国投資法人債券(短期外債を除く。)] (1)~(15) (略) (新設) (16)~(19) (略)</p>

第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】

1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

(1)～(9) (略)

2【外国新投資口予約権証券】

(1)【外国投資法人の名称】

(2)【外国新投資口予約権証券の形態等】

(3)【発行（売出）数】

(4)【発行（売出）価額の総額】

(5)【発行（売出）価格】

(6)【申込期間】

(7)【申込証拠金】

(8)【払込期日】

(9)【外国新投資口予約権の内容】

【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の形態等】

【外国新投資口予約権の目的となる外国投資証券の数】

【外国新投資口予約権の行使時の払込金額】

【外国新投資口予約権の行使により外国投資証券を発行する場合の外国投資証券の発行価額の総額】

【外国新投資口予約権の行使期間】

【外国新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】

【外国新投資口予約権の行使の条件】

【自己外国新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】

【外国新投資口予約権の譲渡に関する事項】

3 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) (略)

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。

(3)・(4) (略)

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。bにおいて同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b (略)

第2【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】

1【外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）】

(1)～(9) (略)

(新設)

2 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) (略)

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（外国投資証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）の別等）を記載すること。

(3)・(4) (略)

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b (略)

改 正 案	現 行
<p>第二十四号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【外国特定社債(短期外債を除く。)]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【各外国特定社債の金額】</p> <p>(5)～(14) (略)</p> <p>(15)【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p>【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</p> <p>(19)【外国新優先出資引受権の内容】</p> <p>(20)【外国新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>(21)【外国新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>(22)【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</p> <p>(23)・(24) (略)</p> <p>2【外国特定優先出資証券】</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9)【外国優先出資の内容】</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p> <p>1【外国特定社債(短期外債を除く。)]</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15)【外国特定社債管理者又は外国特定社債の管理会社】</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p>【外国新優先出資引受権付特定社債に関する事項】</p> <p>(19)【外国新優先出資引受権の内容】</p> <p>(20)【外国新優先出資引受権の行使請求期間】</p> <p>(21)【外国新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>(22)【外国新優先出資引受権の譲渡に関する事項】</p> <p>(23)・(24) (略)</p> <p>2【外国特定優先出資証券】</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9)【外国優先出資の内容】</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態</p>	<p>第二十四号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集(売出)要項】</p> <p>1【社債(短期外債を除く。)]</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)【各社債の金額】</p> <p>(5)～(14) (略)</p> <p>(15)【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p>【新株予約権付社債に関する事項】</p> <p>(19)【新株予約権の内容】</p> <p>(20)【新株予約権の行使請求期間】</p> <p>(21)【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>(22)【新株予約権の譲渡に関する事項】</p> <p>(23)・(24) (略)</p> <p>2【株式】</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9)【株式の内容】</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】</p> <p>1【社債(短期外債を除く。)]</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15)【社債管理者又は社債の管理会社】</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p>【新株予約権付社債に関する事項】</p> <p>(19)【新株予約権の内容】</p> <p>(20)【新株予約権の行使請求期間】</p> <p>(21)【新株予約権の受付場所、取次場所及び払込取次事項】</p> <p>(22)【新株予約権の譲渡に関する事項】</p> <p>(23)・(24) (略)</p> <p>2【株式】</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9)【株式の内容】</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号の三様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行登録の対象とした募集(売出)特定外国資産流動化証券の形態</p>

今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の形態（特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。）の性質を有するもの、特定優先出資証券の性質を有するものの別等）を記載すること。

(3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う特定外国資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) (略)

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。bにおいて同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b (略)

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（社債、株式の別等）を記載すること。

(3) 今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

(4) (略)

(5) これまでの募集（売出）実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b (略)

改正案	現行
<p>第二十五号様式 1.2 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等(以下b及び(5)bにおいて「図表等」という。)による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2) 委託会社等の情報 第四号様式「記載上の注意」(14) b及びcにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) ファンドの目的・特色 第四号様式「記載上の注意」(12) (14) a及び(15) から(19) までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク a・b (略)</p> <p>c a及びbに加えて、第四号様式「記載上の注意」(20) c及びdに記載すべき事項を記載すること。</p> <p>(5) 運用実績 a 第四号様式「記載上の注意」(28) から(34) までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号様式「記載上の注意」(28) bにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響の大きいもの概ね10銘柄について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>第二十五号様式 1.2 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等(以下b及び(5)のbにおいて「図表等」という。)による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示し、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2) 委託会社等の情報 第四号様式「記載上の注意」(14) のb及びcにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) ファンドの目的・特色 第四号様式「記載上の注意」(12) (14) のa及び(15) から(19) までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 運用実績 a 第四号様式「記載上の注意」(28) から(34) までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号様式「記載上の注意」(28) のbにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め運用に及ぼす影響の大きいもの概ね10銘柄について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

改正案	現行
<p>第二十五号の二様式 1・2 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等(以下b及び(5)bにおいて「図表等」という。)による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2) 管理会社等の情報 第四号の二様式「記載上の注意」(16)b及びcにより記載すべき事項であって、管理会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) ファンドの目的・特色 第四号の二様式「記載上の注意」(14)、(16)a及び(20)から(24)までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク a・b (略) c a及びbに加えて、第四号の二様式「記載上の注意」(25)c及びdに記載すべき事項を記載すること。</p> <p>(5) 運用実績 a 第四号の二様式「記載上の注意」(33)から(39)までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号の二様式「記載上の注意」(33)bにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め、運用に及ぼす影響の大きいもの概ね上位10銘柄について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>第二十五号の二様式 1・2 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等(以下b及び(5)のbにおいて「図表等」という。)による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>c～g (略)</p> <p>(2) 管理会社等の情報 第四号の二様式「記載上の注意」(16)のb及びcにより記載すべき事項であって、管理会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。</p> <p>(3) ファンドの目的・特色 第四号の二様式「記載上の注意」(14)、(16)のa及び(20)から(24)までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。</p> <p>(4) 投資リスク a・b (略) (新設)</p> <p>(5) 運用実績 a 第四号の二様式「記載上の注意」(33)から(39)までにより記載すべき事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。 なお、投資資産が有価証券である場合には、第四号の二様式「記載上の注意」(33)のbにかかわらず、ファンドの特色及びリスクの特性を考慮し、実質的な投資先を含め、運用に及ぼす影響の大きいもの概ね上位10銘柄について記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

改正案

現行

第二十五号の三様式

【表紙】
 【提出書類】 自己株券買付状況報告書
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の6第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成 年 月 日
 【報告期間】 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
 【発行者名】 _____
 【代表者の役職氏名】 _____
 【本店の所在の場所】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【電話番号】 _____
 【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地)

(新設)

1【取得状況】 年 月 日現在

区分	投資口数(口)	価額の総額(円)
役員会(年 月 日)での決議状況 (取得期間 年 月 日~ 年 月 日)		
報告月における取得自己投資口 (取得日)	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	
計		
報告月末現在の累計取得自己投資口		
自己投資口取得の進捗状況(%)		

2【処理状況】 年 月 日現在

区分	報告月における処分 投資口数(口)	処分価額の総 額(円)
取引所金融商品市場において行う取引に よる売却を行った取得自己投資口	(処分日) 月 日 月 日 月 日	

計	—		
店頭売買有価証券市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口	(処分日) 月 日 月 日 月 日		
計	—		
消却の処分を行った取得自己投資口	(消却日) 月 日 月 日 月 日		
合併に係る移転を行った取得自己株式	(移転日) 月 日 月 日 月 日		
計	—		
その他()	(処分日) 月 日 月 日 月 日		
計	—		
合計			

3【保有状況】 年 月 日現在

報告月末日における保有状況	投資口数(口)
発行済投資口総数	
保有自己投資口数	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (1) 法第27条の30の5第1項の規定により自己株券買付状況報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」欄に代表者印を押印すること。
- (2) 自己の投資口に係る投資信託及び投資法人に関する法律第80条の2第3項の規定による役員会の決議があった日の属する月から同法第80条の5第2項の規定により読み替えて適用する同法第80条の2第1項第4号に掲げる期間の満了する日の属する月までの各月(この様式において「報告月」という。)の末日現在の自己の投資口に係る内国投資証券の買付けの状況等について記載すること。
- (3) この様式(記載上の注意を含む。)は、内国投資証券の買付けについて示したものであり、その他の上場株券等(法第24条の6第1項に規定する上場株券等をいれ、特定有価証券に該当するものに限る。)の買付けについてはこれに準じて記載すること。

2 「取得状況」

- (1) 役員会で、自己の投資口の取得に関し投資口の口数、価額の総額及び取得することができる期

間以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

- (2) 「報告月末現在の累計取得自己投資口」欄には、自己の投資口に係る役員会の決議のあった日の属する月から報告月末までに取得された自己の投資口の総口数及び価額の総額を記載すること。
 - (3) 「自己投資口取得の進捗状況」欄には、「報告月末現在の累計取得自己投資口」欄の投資口数及び価額の総額を「役員会での決議状況」欄の投資口数及び価額の総額で除して計算した割合を記載すること。
 - (4) 公開買付けにより自己の投資口を取得している場合はその概要等を欄外に記載すること。
- 3 「処理状況」
- (1) 「取引所金融商品市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口」欄には投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第130条第1号に定める方法により報告月中に処分したものの総口数及び処分価額の総額を、「店頭売買有価証券市場において行う取引による売却を行った取得自己投資口」欄には、同条第2号に定める方法により報告月中に処分したものの総口数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。
 - (2) 「消却の処分を行った取得自己投資口」欄には、報告月中に消却したものの総口数及び処分価額の総額を、消却日ごとに記載すること。
 - (3) 「その他」欄には、(1)又は(2)の方法以外の方法により報告月中に処理を行った場合に、その内容、処分する投資口の総口数及び処分価額の総額を、処分日ごとに記載すること。
- 4 「保有状況」
- 「保有自己投資口数」の欄には、報告末日現在において保有している自己の投資口の総口数を記載すること。